国民番号制度の望ましい導入のあり方に関する調査

第１次調査報告書

平成 22 年 3 月 22 日

特定非営利活動法人東アジア国際ビジネスセンター(EABuS)

リサーチネットワーク株式会社

はじめに

IT 社会における個人の識別と認証は、社会基盤として重要な課題であります。

わが国でも、当該分野については様々な提言と議論が行われてきましたが、それらの多くは個別の分野での個人識別に関するもので、その分野での部分最適化は目指してはいるものの、IT 社会における全体最適化を目指した提言は多くありません。

IT 社会における全体最適化には、従来の紙台帳を前提とする社会構造を抜本から見直し、IT による効率的な社会構造へと変革していく視点が欠かせません。

これまで政府が発表している IT 化に係る戦略や活動計画、あるいは IT 基盤の標準仕様等においても、こうした視点に立脚した課題追求を主要なテーマとして取扱われたものは存在しておりません。

また、これまでも国民 ID に関する先進諸外国の事例研究はなされてきましたが、完成した技術的方法論や制度に関するものが多く、そのまま日本に移植することは難しいと考えます。

本調査は、IT 社会の基盤としてこれら課題解決のために、わが国の現状を踏まえた上で、先進諸外国の事例の戦略や考え方を下敷きにして日本へ適応性を検証し、国民 ID 制度の導入のためのマイルストーンを提示することを目的として行います。

本調査は２次に分けて実施します。

第１次調査では、韓国を中心とした IT 先進国における国民番号制度の背景ならびに状況を分析し、そこで得られた経験則に基づき、わが国における国民番号制度定着に向けて考慮すべき事項の考察を主眼に実施しました。

第２次調査では、国民番号制度が成熟している欧州の状況について調査分析を行い、国民番号制度における制度設計に向けた考察を行う予定であります。

本報告書は、第１次調査結果について整理したものです。

なお、本報告書の第Ⅱ章で示す国民 ID に関するルールおよび導入のステップは仮説であり、第２次調査ではこの仮説を欧州の事例の国情や社会的・政治的背景および制度設計から運用までの試行錯誤を含めた現実の経緯を調査することにより検証する方法で実施する予定です。

本報告書がわが国を真の IT 国家として導くための参考材料になれば幸いです。

リサーチネットワーク株式会社

目　次

序章　韓国の電子政府を中心とした IT 化の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　１. 韓国電子政府構築の背景と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　２. 韓国の IT 化政策の特徴・・ 7

第Ⅰ章　韓国および欧米諸国における国民 ID の背景と状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　１. 各国の国民番号制度の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　２. 適用分野と利用方法・・・ 25
　３. 国民 ID の運用管理に係る制度と体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
　４. 国民 ID を実現する実装技術と手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
　５. ID 管理のまとめとモデル化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第Ⅱ章　国民 ID 定着に向けての考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
　１. 国民 ID の利用面に関する考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
　２. オープン環境における国民 ID 導入の基本方針に関する考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
　３. 国民 ID の法制度に関する考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
　４. 日本における国民 ID に関する課題の総括と導入ステップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

補記・・・ 89

別添資料
　別添 1　韓国の電子政府法・・・ 90
　別添 2　スペインの電子政府法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

序章　韓国の電子政府を中心としたIT化の概況

先進諸外国の国民番号制度の状況を理解する一助として、その代表的事例として韓国のIT社会の背景と経緯を整理する。

１．韓国電子政府構築の背景と経緯

韓国の電子政府構築は、2000年に金大中政権が発表した「電子政府11大課題」において、G4C、G2B、G2Gの本格的推進と、住民・不動産・自動車・税金・調達等の電子化が計画された時点から本格的な構築に向かった。この背景には、1997年から韓国を襲った経済危機があり、世界最高水準のIT社会を構築することで危機脱却を図るという国家戦略が下地にあった。1997年9月20日世界日報に、情報化政策に関する金大中氏（当時：大統領候補）の以下の見解が掲載されている。

- 経済危機克服のもっとも重要な戦略の一つが情報化であるという基本認識
- 21世紀基幹産業である情報化産業の育成が必要であり、情報化産業は21世紀準備のそのものである
- 1970年代にはセマウル（新しい街つくり運動）運動が産業化時代の韓国を発展させたが、今後の情報化時代には情報化運動が牽引するべきだ。
  ①情報インフラ拡大構築
  ②情報通信産業を国家戦略産業として育成
  ③国家ネットワーク・システムの構築

以後の展開は、次のとおりである。

2001年　：　電子政府法、電子署名法の施行（金大中政権）
　－電子文書の使用と電子的処理を義務化
　－情報化責任官（CIO）の設置と権限の規定

2003年～2007年　：　u-Korea戦略発表（盧武鉉政権）
　－国民所得2万ドル達成
　－国家競争力の確保
　－ITを活用した生産性の向上
　－知能基盤社会の実現
　－個人情報保護とデジタルデバイドの解消

2008年～2013年　：　次世代電子政府構築計画策定（李明博政権）
　－My Govの提供（プッシュ型行政サービスの充実）
　－行政情報共同利用の拡大（70種類）
　－システムによる政府革新の加速化
　－持続可能な電子政府発展基盤構築

－成果管理体制の強化

－グローバル・リーダーシップの強化

上記経緯のうち、u-Korea 戦略が今日の韓国電子政府を形成しており、以下の「電子政府 31 大重点課題」に向けた構築が進められた。

分野	アジェンダー	重点推進課題
Ⅰ.業務処理方式の革新(11)	1)電子的業務処理の定着	1.文書処理過程の電子化
		2.国及び地方自治体の財政総合情報化
		3.電子自治体の実現
		4.電子監査システム構築
		5.電子国会の実現
		6.統合刑事司法システム構築
		7.人事行政総合情報化
		8.外交通商情報化
		9.政府業務管理システム
	2)行政情報共同利用の拡大	10.行政情報共有の拡大
	3)サービス中心の業務再設計	11.政府機能連携モデル(BRM)開発
Ⅱ.行政サービス革新(14)	4)国民向けのサービス高度化	12.インターネット行政サービス高度化
		13.国家安全管理総合サービス
		14.建築・土地・登記統合及び高度化
		15.総合国税サービス高度化
		16.福祉総合情報サービス
		17.食・医薬品総合情報サービス
		18.雇用・就業 総合情報サービス
		19.行政審判インターネットサービス
	5)企業向けのサービス高度化	20.企業支援ワンストップサービス
		21.国家物流総合情報サービス
		22.電子貿易サービス
		23.外国人総合支援サービス
		24.電子政府の海外進出支援
	6)電子的政治参加の拡大	25.オンライン国民参加の拡大
Ⅲ. 情報資源管理・電子政府基盤整備(5)	7)情報資源の統合標準化	26.政府統合電算システム支援
		27.電子政府通信網高度化
		28.政府情報技術アーキテクチャ(ITA)導入
	8)情報保護の強化	29.情報保護システム構築
	9)情報化人材育成・専門化	30.情報化人材及び運営組織整備

Ⅳ.法制度整備	10)電子政府法整備	31.電子政府実現/安全性関連法制度整備

表１　電子政府 31 大重点課題の内容（注１）

電子政府 31 重点課題では表２の戦略目標が掲げられ、最終年である 2007 年に目標は全て達成できたとしている。

項　　目	2003 年	2007 年
機関共通業務処理	部分的電子化・一部連携	全面的電子化・連携
文書台帳電子化	紙と電子台帳併用	電子台帳へ一本化
行政情報共有	部局間制限的共有	部局間全面的共有
情報資源管理	分散・独立	統合・連携
行政申請業務オンライン化	15%	85%
窓口訪問回数	10 回／年間	3 回以内／年間
電子政府活用率	23%	60%
電子的参加	世論調査水準	政策参加
行政情報公開	制限的公開（受動的）	開放的公開（能動的）
プライバシー保護	プライバシー侵害を懸念	個人情報自己統制の強化

表２　電子政府 31 大重点課題の戦略目標（注２）

2008 年に誕生した李明博政権では、2013 年までの「次世代電子政府構築計画」を策定したが、この戦略は u-Korea 戦略の発展型と位置づけられる。

李政権における IT 政策の大きな変更点として、情報通信部を解体し、その機能を知識経済部と放送通信委員会に分離したことが挙げられる。この背景には従来情報化を牽引してきた情報通信部の役割は u-Korea 戦略を始めとする一連の情報化戦略で一定の成果が得られたことから、今後は情報産業を核とした雇用・経済対策を軸足が動いたと言われている。

具体的には、「ICT利活用による高い生産性の確保」「10 産業分野の育成」「Green IT」の 3 つの柱が今後の戦略の大きな目標と言われている。ちなみに 10 産業分野とは、自動車・造船・医療・繊維・器械・航空・建設・国防・エネルギー・ロボットを指し、これら産業の育成にITを融合させることで産業波及効果を狙ったものである（注３）。

こうした政策は、2013 年をターゲットした「IT Korea 未来戦略」に盛り込まれており、IT 融合と高度化を通じた成長潜在力の拡充と、大-中小ベンチャー企業の同伴成長を通じた技術革新と雇用創出を政策目標に、次の 5 つの戦略を掲げている。

- IT の融合：10 大 IT 融合戦略産業の育成
- ソフトウェア：産業競争力の源泉としてのスフとウェア産業の育成

- 主力 IT：主力 IT 機器のグローバル供給基地の整備
- 放送通信：便利で発達した放送通信サービスの拡充
- インターネット：より早く安全なインターネット環境の整備と国際標準化への寄与

IT Korea 未来戦略の戦略目標ならびに投資額は、表３の通りである。

戦略分野	戦略目標（2013 年）	政府投資額
IT 融合	波及効果の高い 10 大戦略産業の育成 （自動車・造船・医療・繊維・器械・航空・建設・国防・エネルギー・ロボット）	2.6 兆ウォン
ソフトウェア	多国籍 10 大 IT サービス企業を 6 社育成 多国籍 100 大パッケージソフトウェア企業を 3 社育成 売上 1000 億ウォン以上の企業を 27 社育成	4.4 兆ウォン
主力 IT	半導体国産化率を 40%に拡大（2007 年：20%） ディスプレイ国産化率を 50%に拡大（2007 年：30%） LED 国産化率を 50%に拡大（2007 年：10%） ネットワーク世界占有率を 8.0%に拡大（2007 年：2.7%） 放送分野の世界占有率を 3.0%に拡大（2007 年：1.0%）	3.4 兆ウォン
放送・通信	次世代移動通信における WiBro/4G の世界市場主導 インターネットマルチメディア放送（IPTV）の普及 次世代放送、３DTV の推進 放送通信メディア産業のグローバル競争力確保	1.5 兆ウォン
インターネット	有線で最高 1Gbps、無線で平均 10Mbps の超広帯域融合網（UBcN）を実現	0.7 兆ウォン
新規補完投資（R&D、デジタル転換、中小企業支援等）		1.5 兆ウォン
民間部門における設備投資		109.7 兆ウォン
民間部門における R&D 投資		65.5 兆ウォン
2009 年から 2013 年までの総投資額		189.3 兆ウォン

表３　「IT Korea未来戦略」の戦略目標と投資額 (注４)

以上のように、経済危機を契機に始まった韓国の電子政府を中心とした IT 化政策は、金大中－盧武鉉－李明博と 3 代続いた政権において、一貫して政策の柱に掲げられており、盧武鉉で意見が掲げた u-Korea 戦略で急速に進展した。

現在の李明博政権下では、u-Korea 戦略を実質的に牽引してきた情報通信部の解体や雇用・経済政策へのシフトが見られるが、こうした施策の背景には、前述の通り IT 化で得られた成果を経済の国際展開で生かそうとする狙いがある。

２．韓国の IT 化政策の特徴

（１）電子化文書を前提とした社会構造の変革

韓国では IT 化を進めるにあたり、従来の紙による管理方法を改め、電子文書を前提とした社会構造に変革している。

紙文化から電子文化へ移行することは行政における IT 革命そのものであり、その結果行政の仕組みそのものが抜本的に変化した。

従来、邑・面・洞といった基礎自治体に保管されていた台帳制度が解消され、すべての情報がネットワークと連携したデータベースに保管される。その結果、従来は基礎自治体に届出義務が課せられていた台帳に絡む変更事項がネットワークを通じて可能になる。こうした変化は、基礎自治体の業務領域の抜本的変化を招来する。すなわち、従来は届出義務の負担を軽減するために地方（居住地）に分散していた基礎自治体における届出行為が、ネットワークを通じて可能になることでその役割が半減する。その結果、韓国の基礎自治体である邑・面・洞の組織が大幅に見直され、基礎自治体の重要な役割である市民支援サービスなどに多くの人員がシフトされ、本来的業務の充実につながった。

（２）住民登録番号制度の活用

韓国の IT 政策を支えた大きな基盤が､国民番号制度であるということは言うまでもない。韓国の電子政府を特徴づけているサービスである、民願処理オンライン公開システムや Home Tax サービス、行政情報共有化システムなど、主要な電子政府サービスは国民番号制度を抜きには成立しなかった。

韓国の国民番号制度は、朝鮮時代の「号牌」という身分証にさかのぼる長い歴史を持っている。近代では、1950 年 6 月に起こった朝鮮戦争中に「住民登録証」が制定され、以来住民登録証は韓国国民であることの身分保障と、戦争への動員・管理の目的が強かった。

90 年代後半に住民登録法の改正が行われ、国民生活の便益増進を目的とした「住民カード」が発行され、従来あった紛失申告や申告遅延者に対する罰則規定も撤廃された。この時期から、住民登録証は国民の身分保障から国民生活の便益性増進のための手段としての目的を強めてきた。

（３）明確なビジョンと推進体制

冒頭に記述した通り、韓国の電子政府は、国の IT 化を進める上での柱の政策として進められてきた。政権が変わるごとに政策は微妙に変化してきたが、根底にある目標は一貫して変わっていない。

- 市民に向けた革新的サービスの提供
- 行政の効率化と透明性の確保
- 真の市民主権の実現

といった 3 点が究極の目標である。

そのために、世界トップクラスの開かれた電子政府の実現をビジョンとして掲げ、これらの目標は u-Korea 戦略でほぼ達成されたと考えてよい。現在の李明博政権では次世代電子政府構築計画を掲げているが、実際には IT で世界をリードしていくためのグローバル・リーダーシップ体制を強化することで、需要拡大と産業育成を図る総合経済政策と密接にリンクさせようとしている。すなわち、「IT Korea 未来戦略」における「IT 融合と高度化を通じた成長潜在力の拡充」「大-中小ベンチャー企業の同伴成長を通じた技術革新と雇用創出」が次の大きな政策ビジョンである。

こうした政権ビジョンは、その任期中に実現を果たすことが韓国の政権維持のために必須の課題でもあり、時には大胆な行政機構の変更も行われる。情報通信部が解体され、知識経済部と放送通信委員会に分離したこともその表れである。

2009 年 12 月には国務総理室に所属していた情報化推進委員会を、大統領所属の「国家情報化戦略委員会」に格上げし、民間有識者を委員として招聘し官民合同による情報化戦略遂行体制を構築した。この委員会は、政府機関の情報化関連政策を一括して総括・調整する機関で、極めて重要な役割を担っている。

以上のように、明確なビジョンの設定と強力な推進体制の確立は、これまでの韓国の電子政府を含めた IT 政策を確実に推し進める上での動力源になっており、目標の実現に向けた政権の強い意志を見ることができる。

(注1)(注2) 韓国中央選挙管理委員会検挙研修院教授　高選圭氏の講演より

(注3) この部分の記述は、韓国電算院（NIA）におけるヒアリング結果に基づく

(注4) 知識経済部「IT Koreaの未来戦略」より

第Ⅰ章　韓国および欧米諸国における国民 ID の背景と状況

１．各国の国民番号制度の概観

本節では、各国の国民番号制度の現状を鳥瞰することために、一覧表にまとめて比較する。

１．１　各国の概観の比較

（1）国民番号制度

アメリカ	社会保障番号（SSN）による統一管理。 社会保障局（SSA）が申請時点で付番する。 （保持は任意だが、社会保険税/所得税申告、年金受給、運転免許取得、旅券発給、各種公的資格、銀行口座開設などで必要。） 9 桁で、エリアコード･グループコード･順番からなる。
カナダ	カナダ政府が発行している社会保険番号（SIN）を適用。就業や銀行口座開設などあらゆる場面で必要になる。必要な時点（就業など）で人的資源開発庁に申請し取得する。
スウェーデン	住民登録番号（Personal ID number）制。 出生時点で病院から直接申請する。 10 桁で、生年月日、性別、登録番号が表記されている。国税庁が付番管理。
デンマーク	10 桁の国民識別番号 Danish Central Personal identification number)。 内務省中央個人登録局が付番管理。 ※番号が付与されるタイミング等については確認できていない。
韓国	全ての国民に、出生時に与えられる住民登録番号制。番号の付与、管理は各自治体が行うが、指導・監督は行政安全部が行う。 生年月日、性別、出身地、登録連番等 13 桁のコードからなる。 生年月日（6 桁）、性別（1 桁：1・3 男性、2・4 女性）、出身地域組み合わせ番号（4 桁）、出身地域の同じ名字の出生届け順番（1 桁）、チェック番号（1 桁）の合計 13 桁。
日本	住民基本台帳法での住民票コード：市区町村長により発番される。付記転出入手続きで利用される。利用については住民基本台帳法で制限されている。

表Ⅰ－１　国民番号制度の各国比較

（2）法人番号制度

アメリカ	雇用者識別番号（EIN）。 内国歳入庁（IRS）が管理。 NPO を含め米国内の事業活動で納税義務の発生する全ての個人･法人が対象。 取得は任意だが、法人税･従業員の所得税･社会保険税徴収の申告･納付、連邦政府ならびに州政府機関への入札資格･調達契約の際には取得していることが前提となる。 9 桁のコードで、IRS 地方局コードと順番が入っている。 EIN 以外にも、CAGE（国家法政局）、DUNS（民間の信用調査会社）のコードも使われることがある。
カナダ (ケベック州)	企業は、事業規模に応じて連邦政府と州政府に登録する（小規模な店舗やレストランであれば、州政府のみに登録。他州にも商品を販売する場合は連邦政府にも登録）。 連邦政府からは NE、ケベック州政府からは NEQ と呼ばれる企業登録番号が発行される。企業コードを連邦政府と州政府で統一する動きはあるが、実現されていない。 電子行政サービスを利用する際は、NE や NEQ をそのままログイン ID として利用するのではなく、NE や NEQ を記載して申請し、ログイン用 ID を取得する。
スウェーデン	企業申請時の定款設立条件、資本金銀行預託など条件が揃えば、企業として認定され、組織番号（Organization number）が付与される。 発行管理は企業登録庁が管轄し、8 桁のコードでできている。
デンマーク	※確認できていない。
韓国	登記機関別分類番号（4 桁）、法人種類別分類番号（2 桁）、一連番号（6 桁）、チェック番号（1 桁）の合計 13 桁で構成。 裁判所の法人登記所で取得。 納税、自動車登録等で利用。
日本	会社法人等番号（法務省）：12 桁。会社登記時に付番される。 法人事業税、法人県民税（都道府県） 法人市民税、給与支払報告書（市区町村） 雇用保険（厚労省労働安定局） 労災保険（厚労省労働基準局） 健康保険（健康保険組合） 入札参加資格（各省庁･自治体） 信用調査会社 など、多数のコードが存在している。

表Ｉ－２　法人番号制度の各国比較

（3）ID カード

アメリカ	ソーシャルセキュリティカード。 社会保障番号が記載されたプラスチックカード。保持の義務はない。
カナダ (ケベック州)	カナダ連邦政府発行の ID カードは無い。カナダ市民権移民省で検討が進められている。 身分証明には、パスポート（連邦政府管轄）、健康保険カード（州政府管轄）、運転免許証（州政府管轄）が主に利用される。 上記の証明書を保有していない場合は、誕生証明書（州政府管轄。ケベック州では全市民に誕生時に配布）、住民カード（移民向け。連邦政府管轄）が用いられる。
スウェーデン	国民認証カード（National ID kort） スウェーデン市民（ただし外国人は除く）に発行され、このカードによりシェンゲン条約国に旅券なしでの入国が可能となった。申請方法は旅券申請と同じである。 健康保険カード（European Health Insurance Card） 社会保険事務局が無料で申請希望者に対して発行。 スウェーデンの市民、スウェーデン在住の外国人を発行対象にし、スイスを含む EU 諸国内の一般医療保険制度で同じサービスを受けることができる。
デンマーク	全国民が携帯を義務付けられている。 ※名称や発行主体、発行対象、カード種類（磁気、IC チップ等）、券面記載内容、利用分野等については確認できていない。
韓国	名称は住民登録カード。 各自治体（市町村）が、満 17 歳以上の国民に発行。 記載内容は、名前、生年月日、住所、登録地、発行日、国民番号、顔写真、指紋。 現在はプラスチックカードだが、IC カード化を予定。 以前は全住民が保持することを義務付けられていたが、現在は保持義務を廃止。
日本	住基カード、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳などが証明書として使われている。

表Ｉ－３　ID カードの各国比較

（4）PKI

アメリカ	大統領府行政管理予算局より「連邦政府機関向け電子認証に関わるガイダンス」が出された。そこで、5 段階の保障レベルを設定し、リスクとそれが発生する可能性の高さに応じた適切な適用を行うことが求められている。
カナダ (ケベック州)	公的機関では、登記等の財産に関わる申請のほかは PKI を採用していない。 その理由は、申請者側の負担が大きいと判断したためで、税務申告などを含めて PIN-CODE で対応している。 ※詳細（PKI の種類、発行主体、PKI を利用する手続き一覧等）については確認できていない。
スウェーデン	3 つの民間機関（TELIA, BankID, NORDEA）が発行する eID のいずれかを使用する。 電子証明書はオンラインでダウンロードするソフト方式を採用している（媒体は限定されていない)。eID をもらうにはインターネットバンクに登録している事が条件になっている。 主な利用分野は以下のとおり。 ・国税庁に対する電子申告、税金の払い戻しの銀行口座指定（個人、法人） ・社会保険事務所への育児手当の申請と、払い込みの銀行口座の指定 ・国税庁への住民登録申請、変更 ・税務申告の代理店の指定（その際は代理人が別の eID を受理する） ・企業登録庁への企業の設立申請、変更 ただし、税務申告では、修正がない場合は電話や SMS（ショートメール）で申告可。若干の修正の場合は PIN-CODE（毎年発行)、複雑な修正の場合のみ eID を使う。
デンマーク	科学技術イノベーション省を中心に PKI の普及が進められている。民間の TDC（Tele Denmark）にインセンティブを与えるとともに、申請者側の取得料、使用料を無料化し、さらにデジタル署名を利用できる電子サービスを提供しようとする公共機関に対し、補助金の交付を行った。こうした取り組みの結果、2006 年 1 月には 581,452 件と全人口の 1 割強が取得するに至った。 ※PKI の詳細（種類、税務申告時に利用するかどうか）については確認できていない。
韓国	金融機関で発行された PKI を行政申請に適用したことで一挙に拡大。 証明書は IC カードのほか、PC ハードディスク等への格納等のソフト方式も存在する。 国が発行している NPKI（National PKI）と GPKI（Government PKI）がある。 申請者は NPKI、担当公務員は GPKI を電子署名法に基づいて利用。 確定申告の場合には PKI を使用しない。

日本	PKI としては、公的個人認証、商業登記認証基盤、民間認証などがある。 電子税務申告での利用は、公的個人認証（電子署名として）。 電子署名法により、電子署名を必要としない手続き（軽微な手続き、対面確認可能な手続き等）を例外として、PKI による電子署名を原則としている。

表Ｉ－４　PKI の各国比較

１．２　各国の国民番号制度

（１）アメリカ（注５）

名　称：社会保障番号（Social Security Number…略称 SSN）

経　緯：1936 年　社会保障被保険者識別のために連邦社会保障局（Social Security Agency …SSA）が導入。付番ルールは SSA 地方事務所毎に別個。

1965 年　エリア（50 州、ワシントン DC、太平洋諸島等）単位に統合。

1972 年　ネットワーク化により SSN を全米で集中管理。

対象者：米国の市民および米国に居住する外国人で一定資格のあるもの。

現在までの累計登録者数は約 4.2 億人

管　理：連邦社会保障局

利用分野：社会保障税／所得税申告、年金受給、運転免許取得、旅券発給、各種公的資格取得、銀行口座開設、その他官民での利用に制限はない。

納税者識別番号（(Federal）Taxpayer Identification Number…(F)TIN）との関係：内国歳入法（Internal Revenue Code）によって SSN を納税者識別番号とする。社会保障加入資格のない納税者のみ、内国歳入庁（Internal Revenue Service…IRS）が(F)TIN を付番する（Adoption Taxpayer Identification Number…ATIN）。

フォーマット：AAA-GG-SSSS　（９桁）

AAA	Area コード	登録申請時点の登録者居住地 1972 年以前は登録申請を受理した SSA 事務所
GG	Group コード	SSN の付番期間単位でグループ化（一定のルールで Area 毎に指定）
SSSS	順番	Group コード内で登録申請順に付番 1965 年以前は SSA 事務所毎に独自ルールで付番

（2）スウェーデン

①個人識別番号

名　称：住民登録番号(Personal ID number)

対　象：住民登録を行っている外国人を含む全国民

管　理：出生時点で病院から直接申請することで付与される。付番管理は国税庁が管轄。

フォーマット：10 桁で、生年月日、性別、登録番号が表記されている。

国民番号は10桁。生年月日6桁＋誕生番号＋Checkdigit

490122－4131

生年　月　日　誕生番号　Check digit

奇数＝男性　1967年に導入。

偶数＝女性　移民受入時、誕生日が分からず1月1日生まれとする者が多く、誕生番号が足りなくなるため、1桁プラスした意図もある。

②個人認証カード

名　称：国民認証カード(National ID kort)

対　象：スウェーデン市民（ただし外国人は除く）

国民認証カードはスウェーデン市民だけに発行されるものであり、永久滞在許可を持つ外国人には出されない。申請方法は旅券申請と同じであり、国民認証カードに関する省令(2005：661)により規定され、申請手続き、没収、再登録が規定されている。

背　景：2005 年 10 月 1 日から旅券発行官庁(警察)は、国民カードの申請を受けると発行することになった。このカードにより、シェンゲン条約国 (注 6) に旅券なしでの入国が可能となった。

2001 年 3 月以来スウェーデンはシェンゲン条約に加盟しており、他のシェンゲン条約加盟国に対して人物検査が廃止され、国境線で旅券を示す必要がなくなった。しかしスウェーデン市民である事を証明する書類が必要であり、いわゆる外国人検査（今までは旅券が唯一の証明書類だった）が実施されてきた。この事務手続きを簡略化するために国民認証カードが発行される事になった。

利用分野：以下の国に旅行する市民は旅券代わりにカードを利用できる。

ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ
イタリア、アイスランド、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー
ポルトガル、スイス、スペイン、オーストリア（15 カ国）。

また、国民認証カードはスウェーデン国内でも身元証明に利用される。

情報内容：原則として旅券と同じ内容が含まれ、氏名、国民番号、身長、顔写真が印刷。カード所有者がスウェーデン市民である事が明記され、その上に最近の旅券のように顔のデジタル写真のチップスが含まれ、将来は所有者の eID サービス、

電子証明が含まれるようになる。デジタル顔写真は認識検査と関連して、コンピュータで実際の顔比較をする事ができる（バイオメトリック技術）ので扮装が困難になる。

何らかの官庁の登録にバイオメトリック写真が利用される事はなく、カードが本人に返却される時に直ちに破壊される。だが本国の中央登録センターには記憶される。

カードの発行：有効期間は 5 年で、発行のための申請料金は 400 クローネ。

申請は顔写真と本人を証明する書類を持参する。運転免許、旅券が有効、民間銀行で発行している認証カード(現在 250 クローネかかるが閉鎖される予定)も有効。

③健康保険カード

名　称：European Health Insurance Card

発　行：社会保険事務局が無料で申請希望者に対して発行

対　象：スウェーデンの市民、スウェーデン在住の外国人

利用分野：スイスを含む EU 諸国内の一般医療保険制度で同じサービスを受けることができる。ただし、病院訪問の際には身分証明には旅券、国民市民カード、運転免許などの本人証明書類が必要になる。

フォーマット：氏名、生年月日、個人番号、eID 認証番号、社会事務局の事務所番号、20 桁の認識番号と有効期限

（3）韓国

名　称：住民登録番号

経　緯（注7）：朝鮮時代にはすべての人々に「号牌」という身分証が発行された。「住民登録証」の制定は、1950 年 6 月に起こった朝鮮戦争中に具体化していく。北朝鮮軍の侵略により南部地域が占領され、敵と味方が混在することとなったため、もともとの南部の住民に市民証・道民証を発行したのがその出発点である。その後、1962 年「住民登録法」が制定されるが、身分証の普及は本格化しなかった。しかし、1968 年 1 月、北朝鮮軍特殊部隊による青瓦台浸透事件が発生した直後、北朝鮮の工作員及びその協力者を取り締まる目的で「住民登録証」が導入された。導入の

背景には、戦争による国民の移動状況の把握と戦争への動員・管理の目的があった。

1962 年、従来の洞籍簿から新たに「住民登録法」が制定された。以後、今日に至るまで 11 回の改正が行われており、この経緯は韓国政府の国民番号に対する意識の変遷が読み取れ興味深い。

第 1 次改正(1968 年)：12 桁の住民登録番号が付与され、18 歳以上に住民登録証を発給。

第 2 次改正(1970 年)：国防または治安上必要な場合の関係公務員の要求による住民登録証の提示義務規定を新設、住民登録証関連罰則規定（罰金、拘留）の設定。また、住民登録を怠った場合の罰則規定（過怠料、罰金、拘留）も設定。

第 3 次改正(1975 年)：住民登録証発給対象者を 18 歳から 17 歳に引き下げるとともに、住民登録番号を 13 桁にし、申告不履行等に対する罰則強化、住民登録証の再発給手数料徴収規定を整備。

第 4 次改正(1977 年)：個人別住民登録票作成制度を新設、これにより兵役、民防等の統合記録を整備。

第 5 次改正(1980 年)：住民登録証所持義務を新設、住民登録証紛失時には 7 日以内に紛失申告を行うようにすることと、申告不履行等に対する罰則を強化。

第 6 次改正(1988 年)：軽犯罪法において、住民登録証の所持に関連する条文を削除。

第 7 次改正(1991 年)：電算システムによる事務処理に利用するための根拠を設定。また、住民登録事項を他人に漏洩した場合等の処罰規定を新設。

第 8 次改正(1993 年)：転出申告を廃止（復帰申告、新居住地変更申告制度を廃止）、転入申告と同時処理される医療保険と障害者福祉法を追加。

第 9 次改正(1997 年)：住民登録法の目的に国民生活の便益増進項目を追加、従来の「住民登録証」から「住民カード」に名称変更。住民カード発給センターを設置。また、紛失申告期間及び申告遅延者に対する過怠料を廃止。

第 10 次改正(1999 年)：住民登録申告事項から兵役義務者の兵役申告項目を削除。また、名称を「住民カード」から従来の「住民登録証」に戻した。2000 年 6 月から現在のプラスチックカードが全面的に導入された。また第 10 次改正以後、指紋押捺の制度化が図られた。それまでは「住民登録証」への指紋押捺が法律的な根拠なく行われたが、法律に基いて指紋情報が「住民登録証」の裏面に表示されるようになった。この改正以後、指紋情報の DB 化が推進されることになった。1996 年「電子カード」の導入が進められたが、国民の反発で現在のプラスチックカードとなった。しかし、「住民登録証」の偽造事件が増加する傾向にあり、偽造防止とプライバシー保護などを目的として、「スマートカード型の電子カード」が 2009 年以降に再び導入される予定。

第 11 次改正(2001 年)：住民登録番号付与の根拠を法律で規定。他人の住民登録番号

の不正使用罪を新設するとともに、個人情報保護を強化。

さらに、2008 年の住民登録法施行規則の改正により、再発行の手続きが全国どこからでもできるようになった。

対象者：韓国の市民および韓国に居住する外国人で一定資格のあるもの。

現在までの累計登録者数は、17 歳以上 4,000 万人程度

管　理：行政安全部

利用分野：所得税申告、年金受給、運転免許取得、旅券発給、各種公的資格取得、銀行口座開設、その他官民での利用に制限はない。

住民登録カード：基礎自治体（邑・面・洞）が発行し、満 17 歳以上の国民が保有している。

名前、生年月日、住所、登録地、発行日、 国民番号顔写真、指紋を記載。

現在はプラスチックカードであるが、IC カード化を計画している。

全住民が保持することを義務付けられていたが、現在保持義務は廃止となっている。

フォーマット：YYMMDD－SNNNNMC （13 桁）

YYMMDD	生年月日
S	性別コード　（1･3：男性、2･4：女性）
NNNN	出身地コード 邑・面・洞ごとに固有番号が行政安全部によって与えられる
M	出身地域の同じ名字の出生届が提出された順番
C	チェックディジット

（4）日本

名　称：住民票コード（法 30 条の 2）

経　緯：2002 年 8 月住民基本台帳ネットワーク運用開始に伴って導入。

対象者：住民基本台帳に登録されている日本国民（外国への転出者は対象外）

日本在住の外国人も対象外。

管　理：市区町村長

市区町村長は指定情報処理機関（住民基本台帳ネットワーク全国センター）から都道府県を経由して配分されたコード枠から順次付番。

住民票コードは本人の申し出によって変更することができる。（法 30 条の 3）

利用分野：付記転出入手続き／住所地外での住民票の写しの交付（住民基本台帳カードの交付を受けている場合）／公的年金の現況届（公的年金への登録氏名等の表記と住民票の表記が異なる場合）

その他の利用は住民票コードの告知要求制限（法 30 条の 42）および利用制限（法 30 条の 43）による強い制限がある。

フォーマット：RRRRRRRRRRR　（11 桁の乱数）

乱数の生成は指定情報処理機関が一括管理し、人口規模に応じて都道府県を経由して市区町村に配布する。乱数としたのは、住民票コードによって住所地、世帯等の個人情報の類推を防ぐため。

１．３　各国の法人識別番号制度

（１）アメリカ

①雇用者識別番号（Employer Identification Number…略称EIN）（注8）

対　象：米国内の事業活動で納税義務の発生する個人・法人（非営利団体を含む）

管理者：内国歳入庁（Internal Revenue Service）

利用分野：法人税および従業員の所得税、社会保険税源泉徴収（連邦税および州税）の申告および納付

連邦政府機関および多くの州政府機関の入札資格および調達契約。

フォーマット：CC-SSSSSSS

CC：IRS 地方局（Campus）のコード

SSSSSSS：Campus 単位の順番

②商業・政府団体番号（Commercial And Government Entity code(CAGE code)）（注9）

対　象：米国防省および NATO の兵站調達へ参加する団体。

登録団体数は約 150 万団体。年次更改が必要。

管理者：米国家法政局（US National Codification Bureau…US NCB）

利用分野：米国防省、連邦政府組織の一部および NATO に関わる入札、調達契約

③Data Universal Numbering System…DUNS（注１０）

対　象：Dun & Bradstreet 社が登録した約 5,700 万事業者（約 13,000 万事業所？）

管理者：Dun & Bradstreet 社（民間の信用調査会社）

利用分野：連邦政府のいくつかの部局との調達契約。
事業者助成金等の交付申請。（2003 年 10 月から）
フォーマット：9 桁の乱数

（2）スウェーデン
名　称：組織番号(Organization number)
管　理：企業登録庁
発　行：企業申請時の定款設立条件、資本金銀行預託など条件が揃えば、企業として認定され、組織番号が付与される。
フォーマット：8 桁のコードで出来ている。

（3）韓国
名　称：法人登録番号
経　緯：事業を行う場合には、法人税法、所得税法、付加価値税法等の規定により事業者登録をし、事業者登録番号を付与された後事業を行うことになり、事業者登録をしなかった場合は、納税番号を付与される（注１１）。
対　象：国内の事業活動で納税義務の発生する法人で事業者登録を行った者
管理者：裁判所の法人登記所
利用分野：法人税･地方税および従業員の所得税、自動車登録など
フォーマット：TTTTHHNNNNNNC（13 桁）

TTTT	登記機関別識別番号
HH	法人種類別分類番号
NNNNNN	一連番号
C	チェックディジット

（4）日本
①会社法人等番号
対　象：日本国内で事業を行う法人
管理者：法務省
利用分野：法人登記／都道府県民税配当割等納入申告（特別徴収義務者番号として）
フォーマット：BBBB－CC－SSSSSS（12 桁）
BBBB：登記所番号
CC：法人種別
SSSSSS：登記所単位の順番
②（健康保険・厚生年金保険）事業所番号

対　象：健康保険・厚生年金保険の適用を受ける事業所
管理者：社会保険事務所（社会保険庁）
利用分野：健康保険・厚生年金保険に関わる手続き

③（雇用保険）事業所番号
対　象：雇用保険の適用を受ける事業所
管理者：公共職業安定所（厚生労働省労働安定局）
利用分野：雇用保険に関わる手続き
フォーマット：11 桁または 10 桁

④労働保険番号
対　象：労災保険の適用を受ける事業所
管理者：労働基準監督署（厚生労働省労働基準局）
利用分野：労災保険に関わる手続き
フォーマット：PP－O－BB－SSSSS－XXX（13 桁）
PP：府県
O：所掌
BB：管轄
SSSSS：事業所基幹番号
XXX：事業所枝番号

その他、地方公共団体では税手続きのために個別に法人コードを付番するケースが多い。
都道府県：法人事業税、法人都道府県民税、自動車税、自動車取得税、その他間接税
市区町村：法人市民税、固定資産税、軽自動車税、その他間接税

１．４　各国の PKI

（1）アメリカ

E-Authentication Project

連邦政府の幾つかの機関で個別に検討されていた電子認証システムを PKI による全米共通の電子認証として GAS が構築する。現在、基本設計と各コンポーネントのインターフェース仕様が完成し、FEA の要件として全部局との調整が行われている。また、要件を満たすベンダーの認定も公表されている。

（2）スウェーデン

発行対象：個人、自営業者、法人、代理人
全て、個人番号、組織番号を持っている事が条件になっている

発行主体：BankID（銀行のコンソーシアム）、Nordia(ネットバンク)、Telia（電話事業者）
発行銀行は以下の通り
-Danske Bank(www.danskebank.se)
Bohusbank, Gävleborgs Provinsbank, Halalnds Privinsbank, Jämtlands Privinsbank, Närles provinsbank, Skaraborgs Privinsbank, Skänes Provinsbank, Smålandsbanken, Sundsvallsbanken, Sörmlands Provinsbank, Upplands Provinsbank, Värmlands Provinsbank, Västmanl ands Provinsbank, Älvsborgs Provinsbank, Östgöta Enskilda Bank　が含まれる
-Sparbanken (www.sparbanken.se)
-Swedbank (www.swedbank.se)
-Nordea(www.norudea.se)
-Telia(SEB 銀行を通じて発行、www.seb.se)

取得方法：eID をもらうにはインターネットバンクに加盟している事が条件になっている。既にインターネットバンクを利用している顧客は、認証番号(個人番号 8 桁と毎回変わる認証番号 4 桁)を通じて銀行サービスを日頃利用しており、安全性が高いとみなされているためである。
操作方法は、インターネットで銀行のウェブサイトを開くと、本人かどうかのチェック（表示される認証番号ボックスに住民登録番号を入力すると毎回 8 桁の乱数表の数字が表示されるので、それを入力する）が行われる。eID のページに入り、インターネットバンクにログインする時と同じプロセスを繰り返し（つまり二重チェックとなる）、新たに自分で考えた認証番号を入力すると、再度入力を要求され、再び自分の考えた認証番号を入れると、それが eID となる。
認証番号の登録に成功すると“成功”のメッセージが出される。

利用分野：現在は社会事務所、国税庁、企業登録庁で利用することができる。
・国税庁に対する電子申告、税金の払い戻しの銀行口座指定（個人・法人）
・社会保険事務所への育児手当の申請と、払い込み銀行口座の指定
・国税庁への住民登録申請、変更
・税務申告の代理店の指定（その際は代理人が別の eID を受理する）
・企業登録庁への企業の設立申請、変更

（3）韓国

①経緯

韓国の公的個人認証は、官民で相互認証可能な仕組みとして作られており、5 つの民間認証局が発行する証明書は、行政サービスでも利用することが可能になっている。すなわち、民間認証局は行政安全部が認定し、金融監督院（FSS）と情報保護振興院（KISA）がルー

ト認証局になって認証の相互連携を行っている。

韓国では、2001 年に電子署名法が制定され、銀行・証券取引での電子署名が義務付けられたことで電子証明書の発行枚数が激増し、2009 年時点で 2000 万枚に達している。この発行数は、韓国の有効人口の 83%を占める。また、電子証明書の利用割合では、オンラインバンキングが 63%を占めている（注１２）。こうした現状から、政府認証基盤（GPKI）が民間認証基盤（NPKI）と連携することで、行政サービスにおける認証活用に拍車をかけたと考えられる。

NPKI（National PKI）と GPKI（Government PKI）の場合、IT の発達に伴い電子文書の流通が増加し、そこから発生する文書及び個人情報漏洩問題、文書の偽造等の問題を解決し、インターネット基盤の電子文書流通の安定性を確保する必要があることからシステム構築と普及が始まった。

PKI 関連の法律は、電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律（いわゆる電子政府法）の電子署名・認証規定に基づいて運営されている。

PKI の認証登録及び発行システムは 2004 年 4 月から構築し、2001 年 3 月から PKI 認証サービスが始まった。2001 年 3 月に GPKI(Government PKI)の技術標準化が図られ、2001 年 9 月から民・官の連携システムが構築した。2002 年 5 月から GPKI(Government PKI)の普及が行政機関の公務員を対象に普及し、2005 年有線・無線の統合認証管理センターが設立されて本格的に運営することとなった。

②証明書の種類

IC カードのほか、PC ハードディスク等へ格納するソフト方式などがある。国が発行している NPKI(National PKI)と GPKI(Government PKI)があり、申請者は NPKI、担当公務員は GPKI を電子署名法に基づいて利用している。

③GPKI(Government PKI)の利用場面

GPKI は、オンライン上の本人確認･電子署名･暗号化等に使われる。また、公務員個人用の認証は、使用者認証･電子決裁･セキュリティ･VPN 接続の権限として利用される。

GPKI は、ユーザログイン、データ送受信、識別番号本人確認等で、44 機関、119 業務に使われている。

認証機関の最高位組織は、行政安全省の行政電子署名認証管理センターで、政府認証機関に対する認証機能を行う。認証機関は、検察庁、防衛省、兵務庁、教育人材資源部（文部科学省）、裁判所等である。

登録機関は、利用者の身元確認、登録管理などを行う。国税庁、法務省、警察庁、国会、ソウル特別市など 29 の機関がある。また、登録機関と同一の役割をする遠隔登録機関は、KCIA、企画予算省、監査院など 38 機関が行っている。自治団体 500 機関は遠隔登録機関によって別途分類されている。

一方、民間の認証機関は金融決済院、韓国情報認証、韓国証券電算、韓国電子認証、韓国情報社会振興院（韓国電算院）、韓国貿易通信の 6 機関である。

G4C 利用の場合、申請者は本人確認として利用し、公共機関では、GPKI で国民が申請した申請書類に対する内容、書式の偽造･変造の防止のための電子署名と暗号化に利用され、また、業務処理を行う公務員が行政の共同利用窓口にログインする際に使われる。文書の流通の場合、電子文書流通センターにおいて、文書の送信の際には電子署名・暗号化、受信の際には電子署名・復号化の機能で使われる。

GPKI の利用状況は 2006 年時点で、公務員個人用が 194,624 件、機関用 10,785 件、1 日あたりの利用件数は 13 万件である。

③NPKI(National PKI)の利用場面：

個人用 PKI の主な利用場面は、以下のとおりである。

・銀行･クレジットカード･保険用（無料）：インターネットバンキング、オンライン保険取引、電子政府サービス、オンラインクレジットカード決済、分譲マンションの申し込み、インターネット教育、電子納税

・汎用個人用（年間 4,400 ウォン）：インターネットバンキング、オンライン株取引、オンラインクレジットカード決済、電子政府サービス等

企業用 PKI の主な利用場面は、以下のとおりである。

・銀行･クレジットカード･保険用（年間 4,400 ウォン）：インターネットバンキング、オンライン保険取引、電子政府サービス、オンラインクレジットカード関連業務等

・汎用個人用（年間 110,000 ウォン）：調達庁電子入札、インターネットバンキング、オンラインクレジットカード決済、電子政府サービス等

PKI の発行状況は、2007 年時点で、個人：15,881,954 件　法人：1,272,332 件、合計：17,155,333 件で、PKI の利用状況は一月あたり 11.25 回である。

利用分野別の割合は、以下のようになっている（注１３）。

インターネットバンキング：98.6%
オンライン株取引：31.9%
オンライン保険取引：20.0%
電子政府サービス：27.4%
オンラインクレジットカード決済：65.1%
マンション分譲の申し込み：8.1%
インターネット教育：15.6%
電子納税：23.3%
電子入札：2.6%

（４）日本

①公的個人認証：

CA を都道府県、RA を市区町村として運用される個人認証制度。都道府県間のブリッジ認証は指定認証機関（自治体衛星通信機構）。秘密鍵および電子証明書の記憶媒体は住民基

本台帳カード。

国税、地方税の電子申告、および国、地方公共団体の電子申請の電子署名手段として要求される。

②商業登記に基づく法人認証：

法務省が運用する法人認証制度。主に民間の電子商取引に利用される。法人関係の税の電子申告や電子申請では、法人代表者の公的個人認証が要求され、法人認証は利用されない。

(注5) 出典：http://www.usrecordsearch.com/ssn.htm
http://en.wikipedia.org/wiki/Social_Security_Number

(注6) シェンゲン条約：ヨーロッパ各国において、共通の出入国管理政策及び国境システムを可能にする取り決めである。アイルランドとイギリスを除く全てのEU加盟国、及びEUに非加盟であるアイスランド、ノルウェーとスイスの計 28 ヶ国が協定に調印し、そのうち 24 ヶ国が施行している。

(注7) 出典：http://sonoda.e-jurist.net/korea/siryou/seocho.htm＝瑞草区文書の翻訳と補筆

(注8) 出典：http://www.irs.ustreas.gov/businesses/small/article/0,,id=98350,00.html
http://en.wikipedia.org/wiki/Employer_Identification_Number

(注9) 出典：http://en.wikipedia.org/wiki/Commercial_and_Government_Entity

(注10) 出典：http://en.wikipedia.org/wiki/Data_Universal_Numbering_System
http://www.dnbtsr.com/

(注11) 出典：http://www.h-hasegawa.net/kankoku-e-sinkoku.html
「韓国における電子申告制度について」長谷川博氏

(注12) 出典：The Practical use of Electronic Signature in PKI（Feb. 4, 2010 KOSCOM Co., ）

(注13) 出典：2007 年韓国情報保護振興院の全国世論調査より

２．適用分野と利用方法

２．１　韓国における国民番号を活用した行政サービス

（１）民願処理オンライン公開システム（Open System）（注１４）

Open System (The Online Procedures Enhancement for Civil Applications)は、1999 年 4 月にソウル特別市で運用が開始され、2000 年以降全ての中央官庁と地方公共団体に導入された。

かつての韓国では行政機関への申請（民願）において不正が横行し、申請内容を早期かつ確実に裁可を受けるために賄賂を渡す習慣があった。

Open System は、申請に絡む腐敗の防止を目的に構築され、市民がインターネット経由で行政サービス申請とその処理状況が確認できる仕組みを提供することで不正の撲滅に大きく寄与し、市民からは行政の透明化と双方向行政の象徴と歓迎され、政府に対する信頼性向上とともに電子申請の有用性をアピールすることに大きく貢献した。

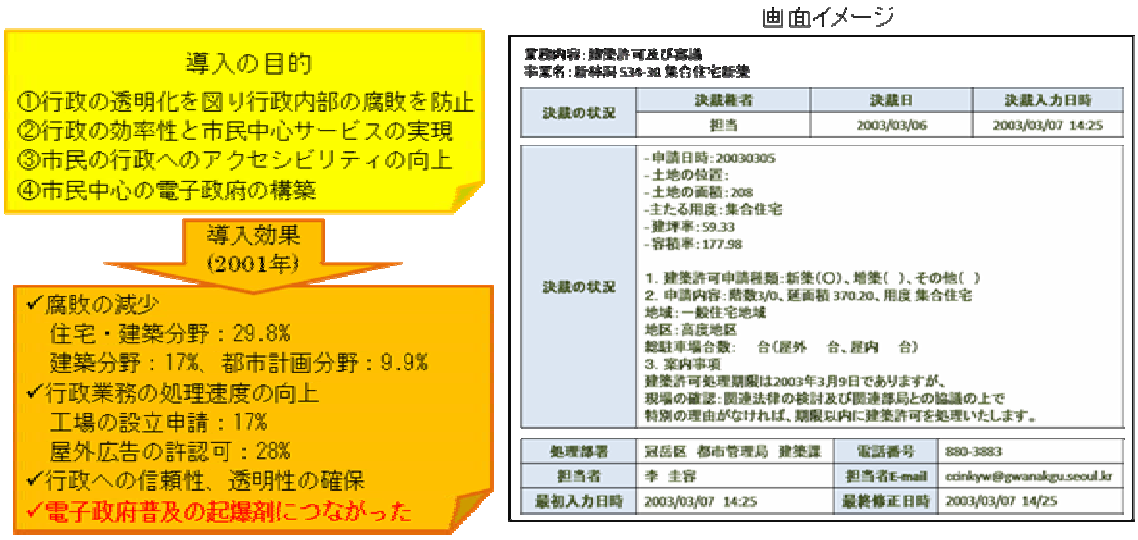

図Ｉ－１　民願処理オンライン公開システム

（２）国家財政情報システム

国家財政情報システムは、中央政府の予算編成、予算執行、資金管理、国有財産・物品管理、債券・債務管理、会計決算、成果管理などの財政活動の全てのプロセスで生成される情報を一元的に処理・管理するシステムであり、2007 年にサービスを開始した。

このシステムは財政をリアルタイムで管理することができるとともに、行政内部で公開されていることから他部署の予算や実施状況を知ることができ、予算執行上の参考値として活用がなされている。計画策定に要するコストが大幅に削減されたことに加え、重複投資の確認ツールにもなることから、韓国政府全体の財政革新に寄与したと言われている。

また、予算執行の実態と成果をインターネットを通じて国民に公開することで、政府の透明性と国民の政治参加意識を高める効果もある（注１５）。

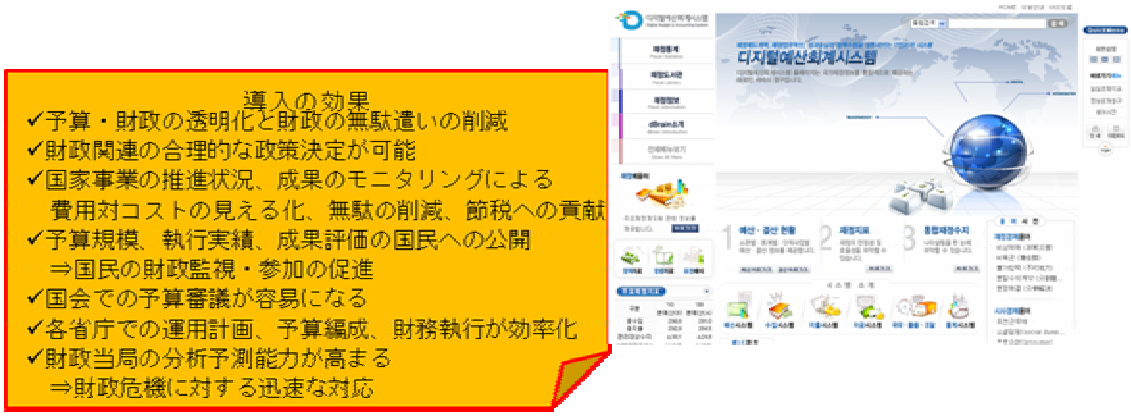

図Ⅰ－２　国家財政情報システム

（３）電子納税申告サービス（Home Tax Service）（注１６）

韓国では、2000 年 7 月より国税電子申告システムが一部運用を開始し、その後システムが拡大・補強され、新たに電子納税申告サービス（Home Tax Service）として 2002 年 11 月より運用を開始している。

韓国国民ならびに在住外国人は、基礎的自治体（邑・面・洞）が発行する住民登録番号を持っており、年間の所得や支出に関わる税務情報は、住民登録番号とともに税務当局にあらかじめ収集される仕組みになっている。納税者は、Home Tax サービスにログインすると、個人の年間の給与所得や金融所得、医療費、教育費などが記載された情報が表示され、修正箇所を入力するだけで電子納税申告が完了する仕組みとなっている。

韓国では、かねてより税の透明化の実現に注力してきており、クレジットカードの振興策や現金領収書カードの導入などの施策を行ってきた。クレジットカードの振興策として、クレジットカードの使用金額が給与所得の 10%を超えた場合、その超過額の 20%の所得控除を認める制度や、現金で購入した際に、店のレジにカードを挿入することで住民登録番号と購入額が国税庁に登録される仕組みがそれである。

また、レセプト情報はオンライン化されており、住民登録番号とペアで国税庁にオンラインで通知される仕組みを採用している。この仕組みを採用したことで、医療費情報が完全に捕捉され、控除額等の確認等が容易になった。納税者にとって納税申告時の負担を軽減するプッシュ型行政サービスの典型として、広く受け入れられている。

こうした仕組みは、購買者の税務情報を捕捉するとともに、販売者の売上情報の確実な収集にも役立ち、社会全体の税も透明化に寄与している。

図Ⅰ－３　電子申告納税システム（HomeTax）

（４）行政情報共有化施策

行政情報共有化は、行政機関に保管されている情報をデータベース連携により共有化することで、申請などの際に必要とされた添付書類を削減し、効率的な行政サービスを実現することを目的としたシステムである。2005 年 10 月に立案された「行政情報共同利用総合推進計画」に基づき順次拡大されており、2008 年時点で 66 種類のデータベースが連携され、4600 種類の申請者の添付書類が削減された。

行政情報共有化の背景には、次のような課題を解消する狙いがある。

- 申請のために膨大な証明書類を添付する必要
  徴兵対象者が家庭の事情を理由として兵役免除を申請するために必要な書類が、共有化以前は 20 種類あったのに対して、共有化後は 4 種類に削減
- 不必要な個人情報漏えいの回避
  証明書類をチェックする過程で、申請には不必要な個人情報まで晒すことになる
- 紙の書類の発行と保管に伴う行政効率の喪失
  政府機関、公共機関および金融機関に提出するために政府機関から 1 年間に約 4 億 4,000 万枚の書類が発行され、発行のためのコストは約 3 兆 7,000 億ウォン(3000 億円)になり、保管のためのスペースと労力で行政能力の巨大な無駄を引き起こしている
- 証明書類の偽造・変造への対応

紙の書類の発行と配布は、偽造と変造を 100%免れているわけではない。なぜならば、政府機関から発行されるかまたはウェブサイトからダウンロードされた紙の書類を個人が偽造または変造した後で提出することができるからである

行政情報共有化による効果は、以下のように報告されている（注１７）。

- 申請書類発行の負担軽減

ローン申請書類の作成(5 種類以上の書類が必要)：1～5 日 ⇒ 即時

許可・承認のための書類の作成(2～7 種類の書類が必要)：3～10 日　⇒即時

パスポート申請のための書類：申請書と写真のオンライン送付のみで完了

- 業務プロセスの刷新

70 種類の情報を共有することにより証明書の発行を 67%削減

（全体で 320 種類の書類のうち、70 種類の申請書類が総要請数の 98%を占めている）

紙の書式(191 種類)の全体的なコンピュータ化

基礎的自治体（邑・面・洞）の負担軽減による現場支援業務の体制強化

- 個人情報の保護

全てが標準化された情報を参照

市民申請のための最低限の情報に限定

- 社会的コストの削減

申請書類の配布削減によるコスト削減効果：1 兆 7743 億ウォン

市民の経済的コスト削減：1 兆 6481 億ウォン

政府部門、公共部門および金融部門のコスト削減：1262 億ウォン

紙の証明書の発行削減によるコスト削減効果：290 億ウォン

申請書類 2 億 9000 万枚を削減（⇒書類発行のための運用コストの削減)

２．２　北欧における国民番号を活用した行政サービス

（１）スウェーデンの納税申告

スウェーデンでは、あらかじめ国税庁側で記入した内容を、納税者が確認・修正する方式をとっている。すなわち、国税庁側で、給与支払情報・銀行の利子・不動産の売却益・有価証券の取引利益などの情報を 1 月までに集め、所得税申告書に事前記入し、納税者全員に 4 月 15 日までに郵送する。納税者は、雇用主から配布された給与明細などと比較し、確認する。訂正がない旨の申告、または訂正の追加申告を 5 月初めまでに行い、還付を受ける（または追加納付を行う)。訂正なしの申告・追加申告には、紙申告と電子申告が存在する。

自営業の場合も、銀行利息や有価証券の取引利益、自治体からの補助金など、可能な限り事前記入される。それに収入などを追加記入し、申告する。

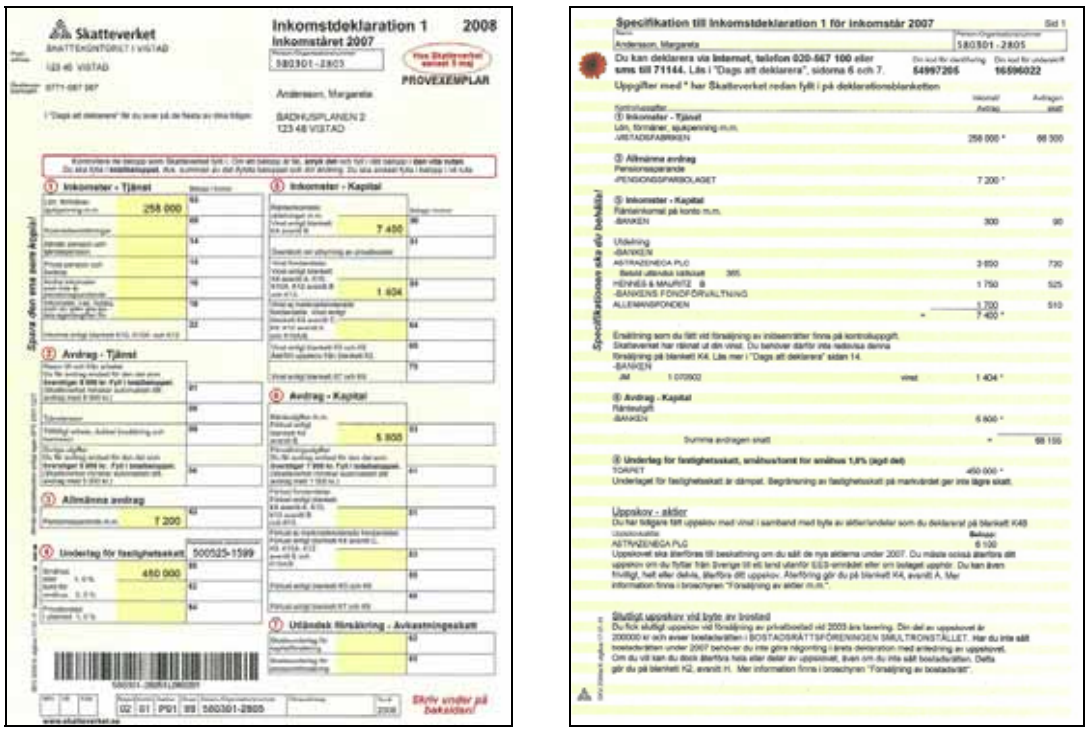

図Ｉ－４　国税庁側で事前記入された所得税申告書（サンプル）（注１８）

この修正申告方式は、1995 年に導入された。それまでは納税者が情報を集めて申請する必要があり、大きな負担となっていた。負担軽減・効率化の効果が国民の多くに実感され、修正申告方式は非常に評価されている。また、事前記入内容により経済状態を総合的に把握できることも評価されている。また、納税者個人が計算して数値を記入するよりも間違いが減り、事務コスト削減にも繋がった。

将来的には、紙の所得税申告書を無くし、完全に電子化することも考えている。ただし現在の法律では、書面で納税者に納税額等を通知すると規定されているため、法改正が必要となる。

事前記入を行うための情報の提供元は、雇用主、銀行、信用供与会社（クレジット会社、金融、不動産）、民間保険会社等である。クレジット会社からは購買情報ではなく、利子情報が国税庁に提供される。民間保険会社からは、税金控除対象となる保険費用の情報が提供される。これらの主体から国税庁に情報提供を行うことは、法律で義務づけられている。

約 30 万件の情報提供元から、約 8,100 万件の情報が国税庁に提供される。そのほとんどが電子データ（電子媒体・オンライン）で提出され、書類による提出は約 8,100 万件中のわずか 56 万件に過ぎない。

提供された情報の紐付けに国民番号を利用している。不動産の所有者なども、基本的には国民番号で管理している。基本的に国民番号を乱用することは不可能であり、デー

タベースとの不整合チェック等を厳重に行い、管理している。他人の国民番号を悪用する犯罪は起こっているが少ない。

所得税申告の電子税務申告サービスは、電話や SMS による申告方法なども用いられている。

申告内容によって、利用できる申告方法・認証方式が異なる。

- SMS、電話　…事前記載された内容を認める場合のみ利用可能。
- オンライン申請（PIN-CODE（暗証番号）を使った認証）…事前記載内容を認めるか、通勤旅費等の簡単な追加申告を行う場合のみ利用可能。
  ※PIN-CODE は事前送付された所得税申告書に記載されている。
- オンライン申請（eID を使った認証）　…その他複雑な追加申告がある場合も含め利用可能。

16 歳未満で事業活動を行ったため eID が取得できない場合や、個人が非常に多数の株取引を行った等、特殊な場合を除き、電子税務申告で全て対応可能である。

	2002	2005	2006	2007	2008
オンライン申請（eID 認証）		**429,580**	**468,787**	**646,158**	**839,429**
オンライン申請（PIN-CODE 認証）	**415,320**	**905,211**	**1,201,311**	**1,271,004**	**1,329,921**
電話	**－**	**568,694**	**689,080**	**799,104**	**880,837**
SMS	**－**	**238,041**	**322,683**	**435,212**	**551,945**
合計（A）	**415,320**	**2,141,526**	**2,681,861**	**3,151,478**	**3,602,132**
電子税務申告利用可能者数（B）	**3,500,000**	**6,500,000**	**6,800,000**	**6,800,000**	**7,300,000**
納税者数	**7,100,000**	**7,100,000**	**7,300,000**	**7,400,000**	**7,400,000**
電子税務申告利用率（A）÷（B）	**11.9%**	**32.9%**	**39.4%**	**46.3%**	**49.3%**

表Ｉ－５　電子税務申告サービスの利用数・利用率（注１９）

（２）デンマークのマイページ・サービス

2008 年 10 月には、「Borger.dk」に新機能として「マイページ（MyPage）」が追加された。Digital Signature を用いてログインすると、データ連携により各省庁・機関が保有するデータが集められた状態で、見ることが出来る。例えば家族情報や、自治体が受理した届出の一覧等が表示される。また、幼稚園児の家族がいれば幼稚園の予約状況一覧へのリンクを表示する等、個人の属性に合わせた情報が提供される。

国民からのマーページに関するセキュリティ・情報漏洩リスクを問題とする意見は少なく、むしろ利便性を優先する意見が大勢である。例えば、電子納税サービスもプライベートな情報を扱うが、利便性を理由に受け入れられている。

画面のイメージは図Ｉ－５のようになっている。

図Ｉ－５　デンマークのマイページ

(注１４) https://www.open.go.kr/

(注１５) 国民に公開される情報は、財政情報の全てではなく限定された情報である。

(注１６) http://www.hometax.go.kr/index.jsp

(注１７) 出典：韓国情報通信部資料

(注１８) 出典：スウェーデン国税庁提供資料

(注１９) 出典：スウェーデン国税庁提供資料をもとに作成

３．国民 ID の運用管理に係る制度と体制

３．１　韓国の電子政府法

韓国は「電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律（法律第 6439 号）」を 2001 年 7 月 1 日に施行している。7 章 52 条からなり、韓国の電子政府の骨組みを具体的に規定している。主な特徴は以下のとおりである。（条文は別添１を参照）

（1）電子化文書を正式文書とすると規定

また、韓国の電子政府法で電子化文書を正式文書として規定したことは、プッシュ型行政サービスや行政情報連携システムを実現する前提としても大きな意味を持っている。

・行政機関の主要業務は電子化を原則とし、電子的処理が可能な業務は電子的に処理される（第８条） ・行政機関の文書は電子文書を基本として作成・発送・受付・保管・保存及び活用される（第１６条） ・行政機関への申請事項は、地方自治体を含む関係法令に関わらず電子文書で申請できることを可能とする 申請の処理結果は、本人が希望もしくは電子文書で申請等をしたときは、電子公文書で通知する（第３３条）

（2）行政サービス向上に向け最適な環境を提供する義務を規定

行政機関に課せられた義務として、国民に利便性の高い行政サービスを提供するように法律上で規定されている。

同時に、行政機関における業務改善努力を推し進め、バックオフィス連携により行政間での情報の重複管理をなくし、効率的な行政システムの構築を促している。

・行政機関は、民願者が当該機関を直接訪問しなくても民願業務を処理することができるように関係法令の改善、必要な施設及びシステムの構築等諸般措置を準備する（第３４条） ・行政機関は、国民生活と関連した行政情報等をインターネットに掲示する方法で国民に提供する（第３７条） ・行政機関の長は、その傘下機関及び団体の情報化に関して必要な施策を講じなければならない（第５２条） ・行政機関は、収集・保有している行政情報を他の行政機関と共同利用しなければならず、他の行政機関から行政情報の提供を受けることができる場合には、同一内容の情報を別に収集しない（第１１条）

（3）電子政府成果の評価と公開の義務化と推進主体の規定

韓国では、電子政府成果評価のために情報化評価委員会が設置されており、ここで審査

した結果を国会の審査に付すことが義務付けられている。

評価結果を公開することで、国民は国会の場を通じて税金が電子政府構築にどのように使われているかを知ることができ、行政の透明化にも寄与している。

・中央事務管掌機関の長は、各行政機関が推進した電子政府事業を総合評価し、その結果を情報化推進委員会及び国会に提出しなければならない（第４６条）

（４）行政情報共有化に関連する運用規定

行政情報共有化の実現のため、政府全体の政府情報共有システムを確立するための「政府情報共有法」を制定し、住民登録の証明済コピー、土地登記の証明済コピーなど、政府や公共部門および金融部門から要求される申請書類など需要が高い政府情報の共有化から進められた。

共有化の対象となる個人情報は、上記「政府情報共有化法」によって定められた行政情報共同利用審議委員会で決定している。また、ここで定められていない情報の共有については、本人の許諾を前提に参照することができる。

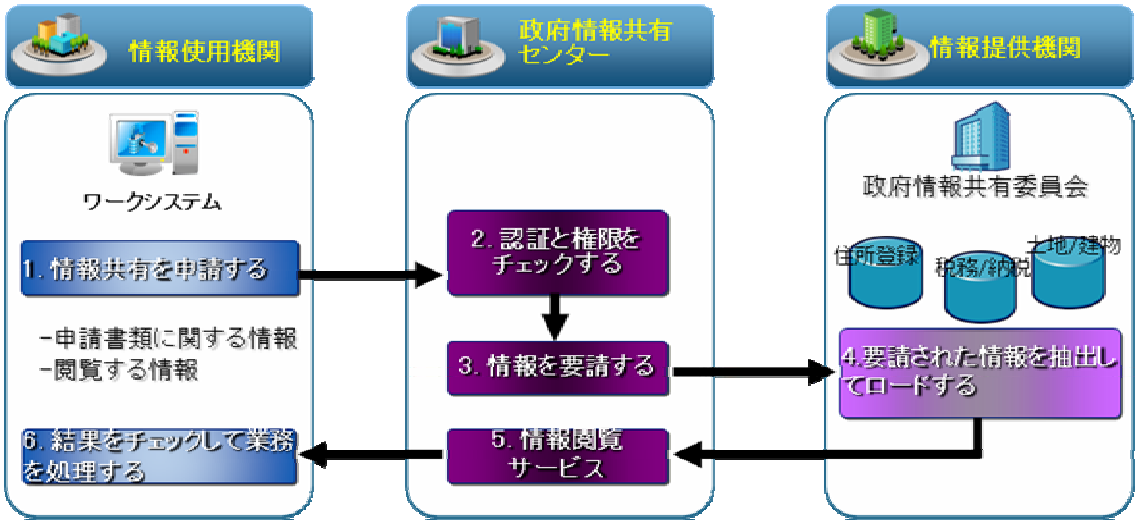

図Ｉ－６　韓国情報共有化の運用形態（注２０）

また、行政情報共有システムの運用にあたっては、セキュリティならびに個人情報保護のために、次の要件が課せられている。

- 情報使用機関
  - ・使用機関は閲覧された情報の蓄積を禁止する
  - ・権限を与えられたユーザー以外の情報閲覧をブロックする
  - ・配布されるデータは全て暗号化される
- 政府情報共有センター
  - ・情報を暗号化してセンターが配布情報を閲覧できないようにする

・情報配布ステータスの全体的なモニタリング
・個人情報保護のためにセキュリティコントロールセンターを運用する

- 罰則規定

・情報の漏洩には 10 年以下の禁固刑を科す
・違法な金融利得に対しては推定価値の 50%までの賠償金を科す

- 情報の対象者のセルフコントロールの強化

・全ての種類の情報閲覧には、その情報の対象となる個人からの事前同意を必要とすることを法律によって義務化する
・情報の対象となる個人が、自分の情報がいつ、どこで、誰によって何について閲覧されたかをチェックできるようにする

- 個人情報侵入報告システムの整備

・侵入報告機能を設けて、個人が自分の情報閲覧履歴のチェック後に違法な情報侵入を報告できるようにする
・センターは、報告を受けて最初に事件を捜査して、それから追加処理のために個人情報保護を担当する機関に事件を通告する

なお、当初は情報共有の副作用を防止するための「個人情報保護法」を制定する計画であったが、実運用面で未解決な課題があることと、情報保護機関を主管する組織のあり方に関する議論が終結されていないことから、国会に上程されたものの現状では法制化には至っていない。

（５）電子政府法にもとづく個人情報管理関連の制度改革

以上のように、電子政府法は従前の「紙」による行政サービスから脱却して電子化されたサービスを実現する際の基盤となるルールを定めているが、このルールに準拠して基本的個人情報登録や個人識別・認証に関る行政サービスも抜本的な制度改革が行われている。

①戸籍制度から家族関係登録制度への移行

2008 年 1 月 1 日にそれまでの戸籍制度に代わって「家族関係登録制度」が全面施行された。従前の戸籍制度では日本と同様に国民の身分事項の記録が戸籍単位に本籍地の基礎的自治体で分散管理され、その証明には戸籍謄抄本が用いられてきた。謄抄本には証明の対象外の個人や身分事項も含まれるため、個人情報の不用意な開示につながる恐れがあること、本籍や戸主（日本の筆頭者）の概念が国民の生活実態とそぐわなくなっていること等の課題があり、その解決策として「家族関係登録制度」が施行された。

「家族関係登録制度」では国民の身分事項を住民登録番号を識別子として個人単位に記録し、その記録は書面による帳簿ではなくデータベースとして法院行政処中央管理所（司法機関）によって集中管理される。また、家族関係の証明は目的別に５種類に分けられ、

証明目的に必要な身分事項のみが記載される。

②印鑑登録証明制度の廃止

2012 年までに印鑑登録制度は廃止される計画である。印鑑登録は「紙」を前提とした行政手続等における改ざん・成りすまし・事後否認等を防止する手段であり、電子政府法による電子化文書の正本原則においては電子署名がその役割を果たすために不要となる制度であることが主な理由である。この改正により、印鑑制度運用のため投入される公務員の人件費と請願者の時間費用合計年間 5000 億ウォン（約 400 億円）以上の社会的費用が削減される計画である。こうした改革も紙文化からの脱却という、一連の政策の延長として理解することができる。

③インターネット利用における個人識別子としての i-PIN の導入

一方で、住民登録番号が個人識別子として広く用いられていることから、番号の盗難といった社会問題も生じている。特に、住民登録番号は生涯不変の番号であることから、一度盗難にあうとその影響は極めて大きく、韓国社会で大きな問題にも発展した。

政府は、インターネット上で通用する i-PIN と呼ばれる 13 ケタの番号（住民登録番号と同じケタ数）を導入し、要請のあった国民に対して有償で発行する措置を 2006 年から行っている。i-PIN は、行政安全部と民間認証局が本人確認手続きをしたうえで発行されるもので、住民登録番号とは異なり、生年月日や性別などの情報が盛り込まれていない上に変更も可能という特徴を持つコードである。しかしながら、i-PIN はあくまでインターネット上で住民登録番号の代わりに使用するコードであり、内部処理は住民登録番号に変換されて行われる。そのため、セキュリティに対して不安視する意見あるとともに、コストがかかることから普及は思うように進んではいない現状でもある。

こうしたことから、韓国情報保護振興院（KISA）を訪問した際に、日本への助言として「住民登録番号の利用範囲にある一線を設けるべきだ」との意見も聞かれた。

３．２　オーストリアの関連法規 (注２１)

（１）電子政府法 (e-Government Gesetz)

電子政府法（e-Government Gesetz）はオーストリアの電子政府関連法規の中核であり、2004 年 3 月 1 日に施行され、2008 年 1 月 1 日に最初の改正の改正が行われた。この法律は電子政府のサービスに関わる法制上の原則を示し、電子政府のサービスを提供する全ての公共機関相互のより緊密な協働を可能とするための連携の機会を提供する。また、市民カード、セクター固有（sector-specific）個人識別子および文書の電子配布等の電子政府に関わる多くの仕組みの民間にける利用も可能とする。

電子政府法で定められる最も重要な原則は次のとおりである。

●公共機関との手続きのための手段の選択に関する利用者の自由

●市民カード等の技術的手段による情報セキュリティとデータ保護に関する法的要求の実効性の増進

●障害者等情報弱者の電子政府サービス利用における不利益の排除。国際標準(WAI)準拠によるインターネット利用手段の提供

電子政府法の構成および関連法規は図Ⅰ-7のとおりである。

電子的に行われる行政手続に関しては、電子政府法の規定が 1991 年に制定された「紙」を前提とした行政手続法に優先して適用される。2000 年に制定されたデータ保護法も同様に電子政府法の規定が優先する。このように、電子政府法は従前の関連法規を改正するのではなく全く新しい法制度として制定され、従前の法規と関連する、あるいは競合する部分については電子政府法の規定が優先するという位置づけである。

電子政府法の主要な条項は図Ⅰ－7のとおりである。

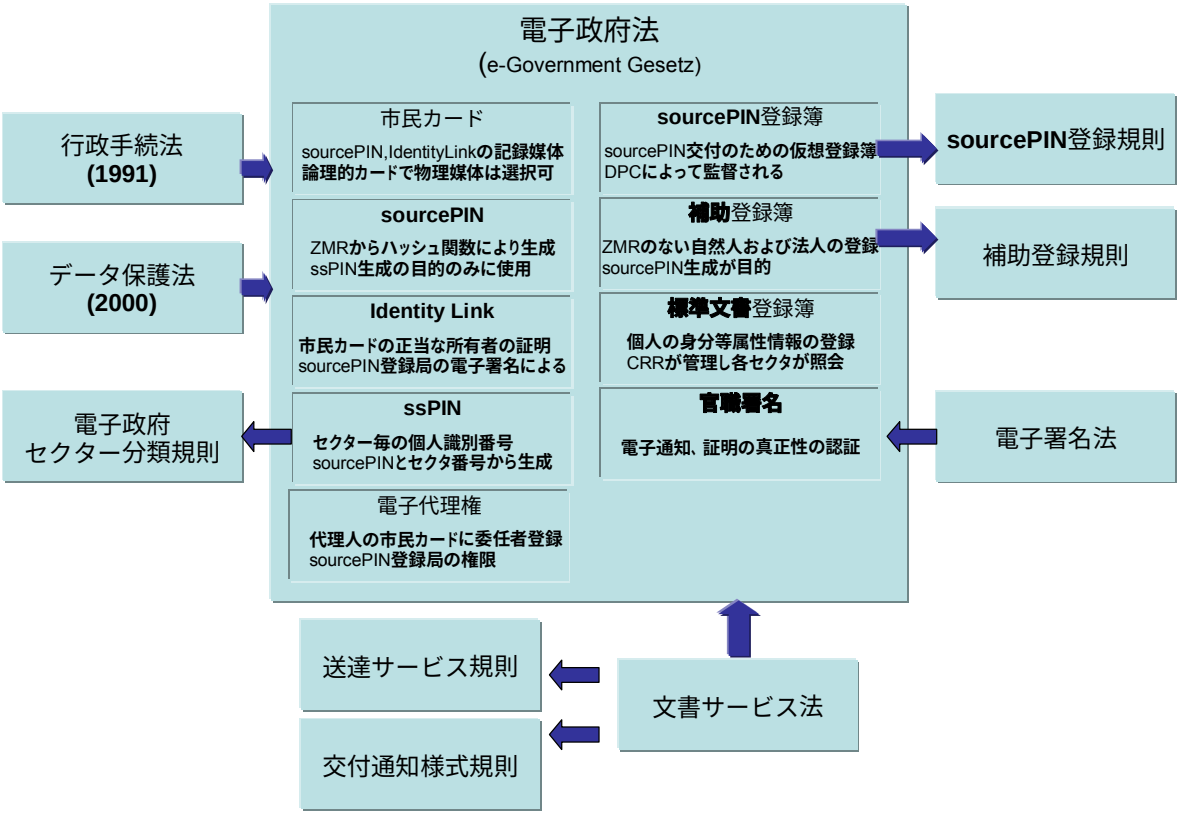

図Ⅰ－7　オーストリアの電子政府法とその関連法体系

①市民カード

市民カードはインターネットにおける電子的な個人識別手段である。市民は公共機関に対して電子的手段によって自分自身を識別するために市民カードを用いる。市民カードは市民を個人として一意的に識別すると共に、法的要求に応じて個人を認証する。市民カード

には（電子）契約書や(電子)様式に署名するための認証された電子署名(Qualified Electronic Signature)が含まれる。この電子署名は通常個人が(書面に)手書きする署名と同等の効力を持つ。市民カードは公的機関との手続きに用いられると共に、インターネット利用の安全性の増進や電子銀行取引等の私的な目的でも用いることができる。

市民カードは特定の技術やカードに依存せず多様な形式で利用可能であるが、多くの場合 e-Card のような可搬性のあるチップカード（IC-Card）が用いられる。市民カードには電子署名、関係するセキュリティ・データと機能を格納する Identify Link および公式な代理人に関するデータが記録される。

②sourcePIN

オーストリアの厳正なデータ保護規則により、ZMR 番号(中央国民登録局(CRR)による個人番号)の電子的利用に当っては、ZMR 番号から高度な暗号化、かつ逆算不能な関数によって算出される sourcePIN を用いる。在留外国人等 CRR に登録されない人の sourcePIN は補助的な登録によって付番される番号から同様の方法で得られる。自然人の sourcePIN は当該者の市民カードのみに電子的に保存される。法人は法人登記番号（Firmenbuch）、中央団体登録番号（Zentrales Vereinsregister）または補助登録番号が sourcePIN として使われる。

③Identity Link

Identity Link は市民カードとその正当な所有者を関連付ける。具体的には、市民カード所有者が市民カードに記録されている sourcePIN によって一意的かつ正当に識別されていることを sourcePIN 登録局の電子署名によって確認する機能である。

④電子代理権

個人が他の個人の代理人として電子的に手続きをするために、代理手続きの範囲と委任者の sourcePIN が公認された代理権（mandate）として sourcePIN 登録局によって代理人の市民カードに電子的に記録される。この記録は職業的代理人にも適用される。

⑤Sector-Specific Personal Identifiers（ssPIN）

データ保護を確実にするために、公共機関はその業務で自然人の sourcePIN を記録、使用することは許されない。公共機関は Sector-Specific Personal Identifier(ssPIN)によってのみ自然人を識別しなければならない。ssPIN は自然人の sourcePIN から生成され、その生成手順は得られた ssPIN から元の sourcePIN を逆算できないものでなければならない。ssPIN は当該業務を管掌する公共機関の活動分野（以下セクター）においてのみ識別番号として有効であり、他のセクターの ssPIN は暗号化された状態でのみ使用することができる。sourcePIN は本人の同意の下で、市民カードにより ssPIN を生成する目的だけに使用され

る。sourcePIN が不明な場合は、sourcePIN 登録局のみが市民カードなしに ssPIN を生成することができるが、これはあくまでも特別な環境においてのみ許される。

具体的なセクターは「e-Government セクター範囲設定規則」によって定められている。{下記（３）}

⑥sourcePIN 登録簿(Register)

個人を一意的に識別する sourcePIN は sourcePIN 登録簿への登録によって利用可能となる。技術的には sourcePIN 登録簿は仮想的な登録簿であり、必要なときに生成され、使用後に削除される。sourcePIN 登録局の機能はデータ保護委員会(DPC)によって管理される。

sourcePIN の運用管理の細目は SourcePIN 登録規則によって定められている。{下記（２）}

⑦補助登録簿(Register)

オーストリアに登録住所のない自然人、および法人登記または中央団体登録のない法人が e-Government のサービスを受ける場合は、自己申請により補助レジスターに登録することができる。

⑧標準文書登録簿(Register)

従前は市民または法人は公共機関に対する手続きのために、出生証明、市民権証明あるいは登記謄本等の自己に関する情報を文書で用意することが求められた。e-Government では既に登録簿に登録された個人データを利用することが許されるので、多くの場合これ等の文書の用意は不要となる。個人が一つの（地方）公共機関へ自分の個人情報を最初に登録する時に、その公共機関はその個人情報と国籍情報の真正性を関連文書（標準文書）の調査によって検証する。そして登録された情報が正しいことを中央住民登録局（CRR）に通知する。情報の真正性を関連文書の調査によって登録する手順が用意されてない場合でも、個人は関連文書を提出することにより自分の情報の真正性を記録することを要求することができる。その結果、その後の公共機関の手続きでは、必要とされる個人情報を個人が再度用意する必要はなくなり、個人の了解の下で当該公共機関が CRR へ直接要求することができる。

⑨官職署名(Official Signature)

公共機関の手続きをする者は、公共機関から交付された文書の真正性を確認する必要がある。官職署名（Official Signature）公共機関によって行政通知および文書に添書された高度な電子署名である。この官職署名により電子文書が当該公共機関により交付されたことが容易に識別できる。官職署名によって電子文書の真正性が検証できるだけでなく、電子文書から印刷された書面による文書も当該公共機関が交付した公文書と同等に扱われる。

（2）SourcePIN 登録規則

sourcePIN 登録規則は市民カードの概念と市民カードによるサービス提供機関の連携の実現に必要な sourcePIN 登録局の役割を定める。主要な規定項目は以下のとおりである。

- 市民カード登録局の役割、識別番号の検証手順および Identity link のデータ・セット定義を含む Identity link の生成手順。市民カードとサービス手続きを結びつけるために sourcePIN 登録局は両者のインターフェースを定める。
- セクター間の ssPIN 変換、特定公共機関およびデータ活用のための ssPIN 生成。sourcePIN 登録局は公共機関に提供するための ssPIN 生成と変換のためのインターフェースを持つ。
- 市民カードによる代表権の電子的記録。市民カードの注目すべき成果の一つは代理権の電子的記録である。sourcePIN 登録局は代理権データ・セットに電子的に署名し、市民カードに記録された代理権データ･セットの偽造を防止する。インターネットによる代理権の失効処理も sourcePIN 登録局の役割である。
- ZMR、sourcePIN および ssPIN の関連は図Ｉ－８のとおりである。

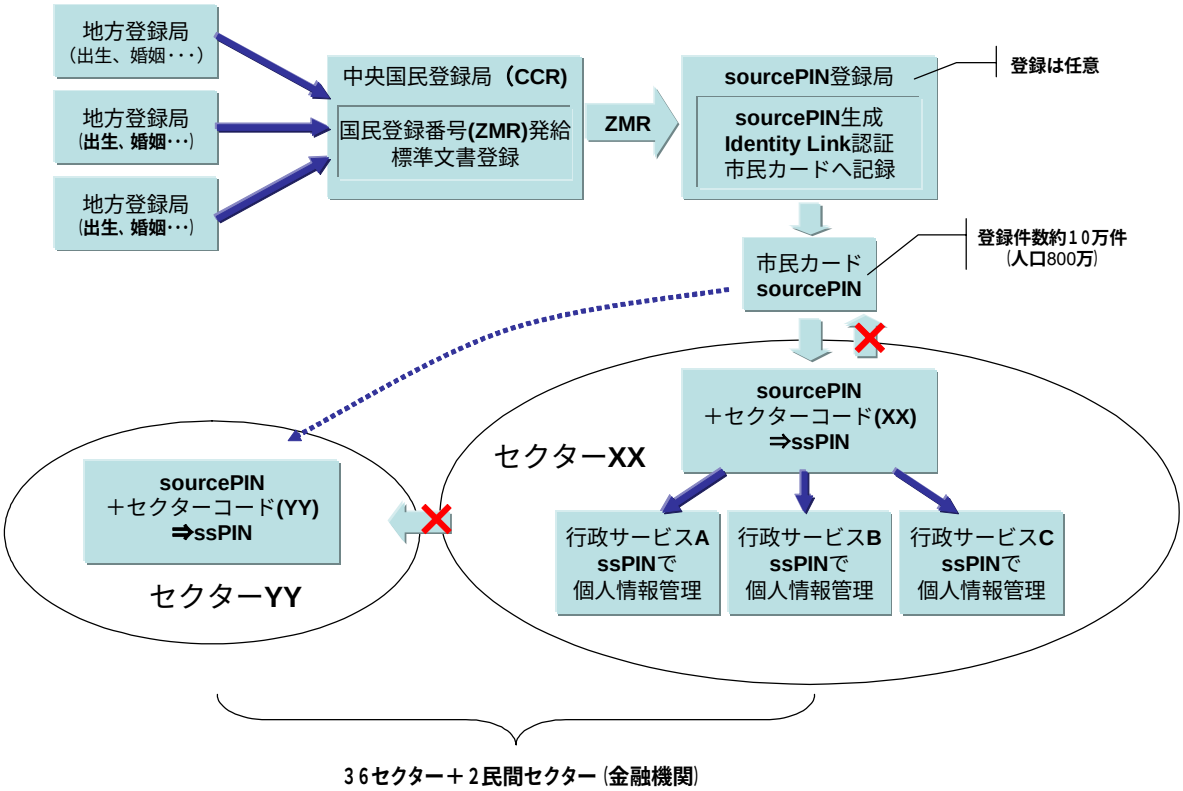

図Ｉ－８　ZMR、sourcePIN および ssPIN の関連

（3）e-Government セクター範囲設定規則

ssPIN 生成のために各公共機関によるデータ活用を国の活動分野毎に指定する必要がある。E-Government セクター範囲設定規則はこの活動分野を定義し、各分野にセクター識

別番号を指定する。2008 年時点では次の行政 36 セクターに加えて民間 2 セクター（金融機関）が規定されている。

セクター	コード	サービスの例
雇用・労働(Arbeit)	AR	労働者保護/職業紹介
公式統計(Amtliche statistik)	AS	
教育・研究(Bidung & Forschung)	BF	義務教育/高等教育(大学)/職業教育/研究施設/図書館・公文書館
建築・住宅(Bauen & Wohnen)	BW	建築工事/再開発/住宅需給/エネルギー/下水
EU・外務(EU & Auswartige)	EA	
輸出入(Ein- & Ausfuhr)	EF	税関/輸出入許可
保健・医療(Gesundheit)	GH	診療/公衆衛生/保健教育/予防接種/毒物監視/感染症監視
結社・団体(Gesellschaft & Soziales)	GS	市民団体/消費者団体/障害者団体/社会奉仕団体
賠償(Restitution)	GS-E	
法務人権(Justiz/Zivilrechtswesen)	JR	公訴/公証人/弁護士/土地登記
宗教(Kultus)	KL	教会/教区
芸術文化(Kunst & Kultur)	KU	
農林(Land- & Forstwirtschaft)	LF	農地/畜産/狩猟
国防(Landeseverteidigung)	LV	兵役/召集/奉仕活動
放送通信(Rundfunk & Telekomm.)	RT	放送倫理/
税金・寄付(Steuern & Abgaben)	SA	
体育・休養(Sport & Freizeit)	SF	
公安・秩序(Sicherheit & Ordung)	SO	刑事警察/武器所持/集会/災害救助/危機管理
団体登録(Versmsregister)	SO-VR	
前科登録(Strafregister)	SR-RG	
社会保障(Sozialversicherung)	SV	雇用保険/医療保険/災害保険/年金
環境(Umwelt)	UW	水利/治水/省資源/大気/自然保護
交通(Verkehr & Technik)	VT	交通警察/運転免許/自動車登録
公有財産	VV	調達/売却/公会計
経済(Wirtschaft)	WT	商取引/徒弟・親方資格/産業/観光/エネルギー
身分・権利保証(Personenidentitat)	ZP	国籍・身分登録/宗教/外国人登録/旅券/選挙
領域侵犯取(Bereichsubergreifender)	BR	
集中会計(ZentralesRechnungswesen)	HR	
(Auftraggeberinterne allgemeine)	KI	
(Offentlichkeutsarbit)	OI	
個人指導(Personalverwaltung)	PV	

(Zentraler Rechtsdienst)	RD	
(Durchfuhrung von Verwallfung)	VS	
(ZentralesVerwaltungsstrafregister)	VS-G	
(Zustellungen)	ZU	

表Ｉ－６　オーストリアのセクター定義

（４）補助レジスター規則

この規則は法律上の制限から主レジスター（ZMR,法人登記,中央団体登録）に登録できない自然人と法人を補助レジスターに登録して市民カードの交付を可能とするための手順を定める。

補助レジスターは自然人用レジスターと法人用レジスターに分けられ、自然人用レジスターは内務省、法人用レジスターは財務省からそれぞれ sourcePIN 登録局に管理権限が委譲される。

（５）電子署名法(SigG)

電子署名法は EU の署名ガイドラインの原則に沿って署名を単純署名、高等署名、認証署名に分類し、市民カードは認証署名によることを定めている。この規定により認証署名は電子的契約において法的に手書きの署名と同等の効力を持つ。

（６）行政手続法(AVG)

e-Government に関連して AVG の第 13 条で行政申請は電子メールあるいは Web 様式で行えることが定められている。また、第 13 条 2 項で公共機関の Web サイトでは申請先のアドレス、電子署名の要・不要等を、同 5 項では受付時間を表示することが義務付けられている。

さらに、2011 年 1 月 1 日より全ての書面による公文書には手書き署名が、電子的な公文書には電子的官職署名が義務付けられる。

（７）文書サービス法(ZustG)

文書サービス法は法定公文書の送達について定めている。第３条で書面および電子的文書を含め受取人またはその代理人の受領書または署名による送達確認を要する文書と不要な文書が規定されている。

第 35 条は公文書の電子送達に関する条項で、電子送達は国務大臣が認可する配送事業者によることとされ、受取人(自然人および法人)は市民カードによって公文書の電子送付を受ける意思確認の登録を行う。受取人または公文書交付機関が電子送達を希望しない場合は、公文書交付の用意ができたことを受取人に通知する。(交付通知）交付通知を受けた受取人

は個別に用意されたデータボックス等から電子的に公文書を受領する。交付通知は電子メール等の電子的手段で最高２回、最終通知は郵便によって行われる。受取人が受領したことは即時に交付機関に通知される。

市民カードを利用した電子申請による手続きの中で即時に交付される公文書の送達確認は第 37 条で規定される“即時電子送達”の方法による。

第 37 条では 2009 年 1 月 1 日からは、一部の例外を除き個別データボックスによる交付の前に、少なくとも１回は電子送達による交付を行うことを規定している。

（８）送達サービス規則

送達サービス規則は ZustG の第３０条を受けて電子送達に関する標準を規定する。この標準には技術的および組織上の標準および電子送達に関わるデータ保護の信頼性の基準が含まれる。技術標準は当規則の付則で示される他に、インターネットでも公開されている。

（９）交付通知様式規則

交付通知様式規則は、ZustG 第３７条で定められた交付通知の様式を規定する。電子的な通知および最終通知となる書面による通知の様式が示される。

３．３　スロベニアの関連法規（注２２）

（１）行政手続総括法　第 139 条

・行政手続において担当職員は当該行政手続に関する事実を常時確認すると共に、当該手続きの裁定に関連する全ての事実の証憑を調製しなければならない。
・行政手続の担当職員は当該事案を明らかにするための証憑の調製を職権で命令しなければならない。
・行政手続の担当職員は当該案件の裁定を管掌する機関が保存する公式記録に含まれる事実に関する情報を職権で収集しなければならない。この職権は他州の機関、地方公共団体およびその他の公共機関が管理する公式記録に含まれる事実についても同様に適用する。
・管掌すべき機関が当該事案に関する公式記録を保存していない場合、直ちに、または当該申請受理後 3 日以内に、前述の記録を保存している機関から関連情報の提供を要求しなければならない。当該要求を受けた機関は、当該公式記録に関する法規で異なる規定がない限り、直ちに、または最長 15 日以内に当該情報を無料で伝達する義務を負う。
・行政手続に関する事実確認の目的で、担当職員は、特例として個人情報の収集が禁止されている場合を除き、(最初に)行政手続着手要求を受理した団体(party)が保存する個人情報を収集することができる。税法上の秘匿事項、人種または民族的出自、政治的または宗教的信条、所属する商取引組合、性的嗜好、犯罪暦および医療記録に関する

情報は、特例法で定められる場合または当該情報の関係者または団体の書面による同意がある場合のみ担当職員により収集することができる。

・前項の規定は団体の権利を定める強制権（compulsory power）の下で着手された手続きについても適用される。

・前項（５）および（６）は、個別の行政手続に関わる規定の定めに関わらず、個人情報保護法によって定める個人情報の収集についての十分な法的根拠とみなす。

・管掌機関、他州の機関、地方公共団体およびその他の公共機関が保存する公式記録に含まれる事実に関する情報の収集の方法はスロヴェニア共和国政府の政令にて定める。

（２）行政手続の施行に関する政令（事案概要記述）

・事案概要記述は、当該事案に関わる全ての文書について共通の状況特性を定義する方法による。事案概要記述は参照分類の本文記述行に挿入しなければならない。

・事案概要記述は、記録の最初の文書の冒頭で、課題の性格または業務の内容を完全に示す方法で記録されなければならない。事案概要記述は当該事案を分類する参照分類の本文記述の意味と合致しなければならない。事後、事案概要記述が証憑文書として適当でないことが明らかになった場合は、修正しなければならない。

３．４　スペインの電子政府法[注２３]

－法律 2007 年 11 号　国民による公共サービスの電子的利用に関する法律

＜背景＞

Ｉ　経緯

従前の行政事務の電子化は法律 1992 年 30 号 26 版「行政手続および処理の標準化に関する法律」の第 45 条「行政事務における活動と能力執行のための電子的媒体の利用、および国民が行政手続において「利用可能な技術的手段」を利用する権利」等を根拠として推進された。

さらに、法律 2001 年 24 号により、届出の電子的登録、証明の電子的交付、電子媒体による伝達の可能性が行政事務に適用された。同時に、前述の法律 24 号改正 59 条では関係者の同意による電子媒体による通知が認められた。同様の趣旨で 2003 年改正税法第 96 条では電子的納税通知が認められ、更に行政処分の自動化と税務関係文書の電子画像化を可能にした。

しかしながら、これ等の条項は行政事務における電子的手段適用の可能性を定めるものであり、実務上の適用は各行政事務を所管する執行機関の自由裁量に委ねられていた。このような状況は前述の「行政手続および処理の標準化に関する法律」の趣旨である事務の標準化に沿わないと共に、最新の情報通信技術の利用、およびブロードバンドの普及等国民の置かれた情報化社会の環境にも沿わないものとなった。

この法律 2007 年 11 号はこのような不都合を解消するために、「行政事務を電子化するこ

とができる」ではなく、国民の利益のために「行政事務を電子化せねばならない」を主要な狙いとして施行する。

この法律は国民が行政手続のために電子的手段を利用することを国民の権利として定義し、それに対応するために行政事務の執行機関に対して電子的手段を用意することを義務付ける。具体的な例として、各行政機関は複合的通信手段を備えたアクセス・ポイントを国民のために少なくとも１つ設置しなければならない、という条項をあげることができる。

Ⅱ　憲法との関連

この法律はスペイン国憲法 149.1.18 条で規定される「行政事務の法制度基盤」と「行政手続の共通性」の具現化として制定される。

従来の規定では行政事務の電子化の個別分散開発を許していたが、これは前述の憲法条項が保証する「万人に対する共通性、法の前での平等」に沿わない。前述の法律 1992 年 30 号は電子的な行政手続の糸口をつける役割に留まっていたが、国民の権利として電子的手続が位置付けられることにより、国民が必要とするあらゆる電子的手段について共通の行政手続を平等に用意することが求められる。

Ⅲ　考慮点

電子的な行政手続に関する国民の権利が、結果的に誘発する次のような課題について考慮が求められる。

- 電子的データの伝達・記録に伴うプライバシーの侵害とデータの目的外利用の潜在的可能性の排除。法律 1999 年 15 号「個人データ保護法」を補完的対応。
- 行政手続の透明性の確保。個別事案毎に関して当該事案当事者が手続の処理状況を照会し、関係文書を閲覧する権利。
- 行政手続の電子化の推進に伴う国民のこれらの権利を保障するための新しい手段への人員および情報通信設備等の行政資源の配置。行政事務の新設や更改および新しい技術環境への対応。
- 個人識別、認証、法的情報保護等、行政事務共通の電子化基盤の確立、および電子公文書、電子登録、電子通知等の法的根拠の整備のための「電子化オフィス」の定義。
- 電子的に伝達された事案の所管部門における記録、保存、連携および処理済既存事案との関連のための手段。
- 情報通信技術による行政内部の手続の生産性向上。2009 年度を最終目標とした行政内部文書の電子化への段階的移行。
- 行政手続公平性の原則による、電子的な行政手続に関する国民の権利と従前の方法による手続の併存、および今後の情報化社会の進展への対応。
- 電子公文書の法的効力の保障、および従前の公文書から電子公文書への移行の法的根拠。
- 今後の情報通信技術の進展、および行政手続に適用可能な国民が望む手段(SMS、地上

デジタルテレビ等)に対応できるオープンな行政事務の枠組み。

- 安全な電子的な行政手続を保証する信頼性およびセキュリティ・レベルの保障、およびそのための情報通信技術の適用。

Ⅳ　欧州連合へのコミットメント

この法律はｅ欧州主導(eEurope initiative)の重要プロジェクトである欧州情報化社会(i2010= Europe Information Society 2010)で合意された EC 勧告 2006 年 123 号の第 6 条から 8 条の要請に対応するものである。

更に、国際経済的視野からも行政事務の効率は重要であり、OECD は 2004 年の調査で「電子行政の緊急性」(The E-Government,Imperative)を報告している。

2004 年 12 月に閣議は「行政手続の電子化は技術の問題ではなく、行政の民主化の問題である」という欧州会議の勧告を受諾した。

Ⅴ　法令遵守

電子的情報の危うさ、プライバシー侵害の可能性および透明性の欠如という見過ごされがちな原因に起因する行政手続の電子化に対する国民の不信は、この法律の遵守に関する継続的な評価と見直しによって排除される。そのためにユーザー・オンブズマンによる定期的な苦情や改善提言が必要となる。

Ⅵ　法律の構成

第１部　行政手続の電子化に関わる国民の権利と行政機関の義務

国民は電子的手段を含め行政手続の手段を選択する権利を有する。行政機関は国民のこの権利の執行に対応する義務を負う。

さらに、国民は１以上の行政機関が既に保存するデータを重複して行政機関に提供しない権利を有する。データを保存する行政機関は、事案の当事者の同意により、要求に応じて他の行政機関に関連データを電子的に提供する義務を負う。

第２部　電子行政事務の運用

１．各行政機関の電子オフィスによる行政手続電子化の統合運用

２．国民識別カードによる個人の電子的識別・認証と電子証明

３．個人基本データの電子的登録および通知

４．電子公文書の公証性および保存

第３部　行政事務の電子的管理と透明性

行政機関は所管行政手続個別事案に関して進捗状況の電子的管理と当該事案当事者に対する電子的な情報開示の義務を負う。

第４部　行政機関相互の連携

国、自治領および地方公共団体の行政機関は処理の相互連携、相互接続性およびアプリ

ケーションと情報通信技術適用手法の相互横展開を保障する義務を負う。

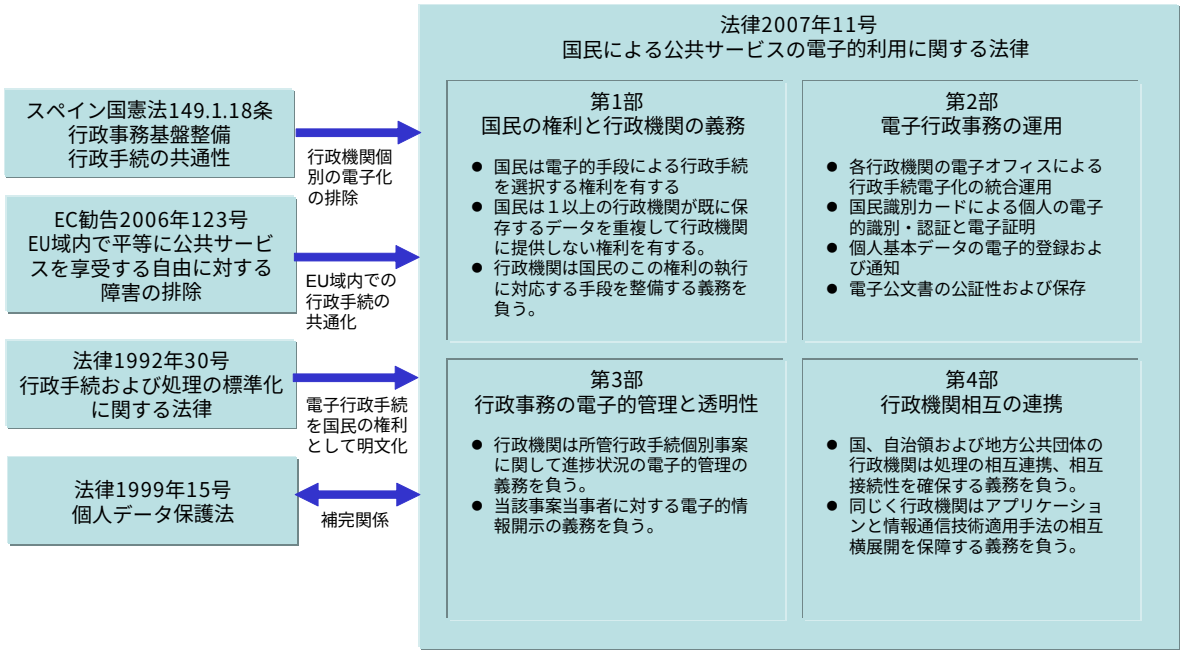

図Ｉ－９　スペインの電子政府法

３．５　日本―行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律

（電子情報処理組織による申請等）

第三条　行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

２　前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条　行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

２　前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第六条　行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

２　前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

（国の手続等に係る情報システムの整備等）

第八条　国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　国は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

３　国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

３．６　デンマークのデータ保護委員会（注２４）

EU 個人保護法、健康管理面の法律、金融管理面の法律、並びに法務省令の運用細則等で規定された個人情報保護が適正に適応されているかなどに関するチェック機関として機能しており、市民からの苦情を取り上げる仕事や、法律に対するガイドラインの作成も行っている。さらに、ユーロポール、シェンゲン条約の国との連携など、国際協力も行っており、国際会議や専門化レベルの作業にも参加している。

予算は年間 1,600 万 DKK（3.6 億円）で、有料の相談サービスもあるが比率は少ない。

現在 35 名が常勤職員として勤務しており、職員は法律の専門家と技術面の専門家で構成されている。また、学生や学術関係者も場合によって参加する。

重要な案件を審議するための委員会が設けられており、議長は最高裁判事が勤める。委員は 6 名で、法務省から任命される。

この委員会で重要案件を審議する際には、庁からレポートが提出され、それを議論のベースにする。審議結果については、判断結果を直接該当の庁に苦情申し入れはできず、裁判に訴える方式をとっている。

新しい法律が提案されると当庁にも送られ、民間や公的企業のデータプロセスに関する情報もウェブを通じて送られてくる。それらが法律に抵触しているか否かのチェックを行い、許認可を行っている。

市民からは、PC、電話、書面等の手段で様々な苦情が送られ、データの不正行為が行われているかをチェックしている。これら調査結果はウェブ上で公開しており、その影響で苦情の数は年々減少する傾向にある。故意によるケースで年間 10～20 件程度。

市民は、自分の個人情報が破られたと判断した場合、当庁もしくは市民オンブズマンに訴えるケースが多い。オンブズマンも当庁と同じ機能があり、当庁に訴えたが何もしてくれない、という苦情も申し入れることができる。同じ案件を当庁とオンブズマンが併行してアプローチするケースもある。

（注２０） 出典：韓国情報通信部資料より

（注２１）2008 年 11 月　オーストリア訪問時のヒアリングならびに入手資料による

（注２２）2008 年 11 月　スロベニア訪問時のヒアリングならびに入手資料による

（注２３）2008 年 11 月　スペイン訪問時のヒアリングならびに入手資料による

（注２４）2008 年 6 月　デンマーク訪問時のヒアリングによる

４．国民IDを実現する実装技術と手法

本節では、海外における ID 制度ならびに ID の官民連携の実態について、ID が国民生活に深く根付いていると言われている韓国、スウェーデン、ベルギーの３カ国についてその実態を記述する。

４．１　韓国

前述のように、韓国における個人識別番号は「住民登録番号」である。

韓国の市民および韓国に居住する外国人で一定資格のあるものを対象に行政安全部（日本の総務省に該当）にて発行されており、現在までの累計登録者数は４千万人に及ぶ。

利用分野は、所得税申告、年金受給、運転免許取得、旅券発給、各種公的資格取得、銀行口座開設など幅広い分野で活用され、官民での相互利用には制限が設けられていない。

プラスチックカードに、名前、生年月日、住所、登録地、発行日、 国民番号、顔写真、指紋が記載されている。前述のとおり、今後は順次 IC カードへの移行が計画されている。

（1）韓国の NPKI

韓国では、IT の生活場面への普及に伴い電子的文書の流通が増加し、そこから発生する文書及び個人情報漏洩問題、文書の偽造等の問題を解決し、インターネット基盤の電子文書流通の安定性の確保の必要性から PKI による認証が急速に広まった。

韓国のPKI取得比率はインターネット利用者の 58.7%と極めて高く、商取引全体の金額に占める電子商取引金額が 27.8%（630 兆ウォン）がPKIを活用している（注２５）。

インターネット利用者数（2008 年末）	35,360 千人
PKI 発行件数（2009 年 6 月末時点）	20,772 千人
PKI 取得比率	58.7%

電子商取引の比率：

＊電子商取引規模（2008 年）	630 兆ウォン
商取引総額（2008 年）	2,268 兆ウォン
電子商取引比率（PKI 利用比率）	27.8%

※電子商取引の内訳

B2B	560 兆ウォン
B2G	52 兆ウォン
B2C	11 兆ウォン
C2C	6 兆ウォン

インターネットバンキングの利用状況も 2009 年 4 月 30 日基準で以下の統計があり、韓国の金融サービス中で非対面取引は全体業務の 85.3%を占めている。

・インターネットバンキング利用者数：5,496 万人

（2008 年 12 月：5,260 万人から 236 万増加）

・1 日利用件数：2,641 万件

・1 日利用金額：26 兆 9,504 億ウォン（韓国政府の年間予算が 200 兆程度）

・モバイルバンキング利用件数：141 万件

・モバイルバンキング登録者数：915 万人

また、オンライン株式取引の比率も全体取引の 49.7%と極めて高く、電子マネーの 1 日平均利用規模：306 千件、262 百万ウォンに上っている。

オンライン取引	1,586 兆ウォン
全体取引	3,190 兆ウォン
電子商取引比率（PKI 利用比率）	49.7%

このように、電子商取引、インターネットバンキング、オンライン株式取引で PKI は活用されており、市民生活上に大きく根付いていることがうかがえる。

（２）韓国の GPKI

PKI 関連の法律は、電子政府実現のため行政業務等の電子化促進に関する法律（所謂、電子政府法）の電子署名・認証規定に基づいて運営されている。

PKI の認証登録及び発行システムは 2004 年 4 月から構築し、2001 年 3 月から PKI 認証サービスが始まった。2001 年 3 月に GPKI の技術標準化が図られ、2001 年 9 月から民・官の連携システムが構築した。この背景には NPKI の普及があり、金融機関等で発行された PKI を行政申請に適用したことで一挙に拡大した。2002 年 5 月から GPKI の普及が行政機関の公務員を対象に普及し、2005 年有線・無線の統合認証管理センターが構築されて本格的に運営することとなった。

GPKI の使途は、オンライン上の本人確認、電子署名、暗号化等があり、公務員個人用の認証は、使用者認証、電子決裁、セキュリティ、VPN 接続の権限として利用される。

GPKI は、ユーザログイン、データ送信・受信、識別番号本人確認等で、44 機関、119 業務に使われている。

認証機関の最高位組織は、行政安全省の行政電子署名認証管理センターである。この組織は、政府認証機関に対する認証機能をする。認証機関は、検察庁、防衛省、兵務庁、教育人材資源部（文部科学省）、裁判所等である。登録機関は、利用者の身元確認、登録管理などを行うが、国税庁、法務省、警察庁、国会、ソウル特別市など 29 機関ある。また、登録機関と同一の役割をする遠隔登録機関は、ＫＣＩＡ，企画予算省、監査院など 38 機関が行っている。自治団体 500 機関は遠隔登録機関に別途に分類されている。

G4C 利用の場合、申請者は本人確認、公共機関は、GPKI で国民が申請した申請書類に対する内容、書式の偽造・変造の防止のための電子署名と暗号化に利用され、また、業務処理公務員が行政の共同利用窓口のログインの際に使われる。文書の流通の場合、電子文書流通センターに文書の送信際、電子署名・暗号化、受信の際には電子署名・復号化の機

能で使われる。

GPKI の利用状況は 2006 年基準で個人用 194,624 件、機関用 10,785 件、1 日利用件数 13 万件である。

（３）韓国の認証機関

韓国の公的認証の発行機関には以下の官民の機関があり、どの機関が発行したものも共通で使えることになっている。

i. 金融決済院
ii. Koskom(韓国証券電算)
iii. 韓国貿易情報通信
iv. 韓国電子認証
v. 韓国情報認証

これらの認証機関の主な利用範囲は次のとおりである。

- .金融決済院

  個人：・銀行・信用カード・保険用：インターネットバンキング、オンライン保険取引、G4C、オンラインクレジットカード、マンションの分譲申請等。
  手数料は無料。
  ・汎用個人公的認証：公的認証が必要な全ての取引（インターネットバンキング、オンライン株式取引・G4C、オンラインクレジットカード、遠隔通信授業等）手数料は年間4,400ウォン。

  企業：・銀行・信用カード・保険用：インターネットバンキング、オンライン保険取引 G4C、オンラインクレジットカード等の決済に利用。
  手数料は年間 4,400 ウォン。
  ・汎用公的 企業認証：公的認証が必要な全ての取引（電子調達入札、インターネットバンキング、 G4C、オンラインクレジットカード等)。
  手数料は年間110,000ウォン。

- Koskom(韓国証券電算)
  - ・金融分野：インターネットバンキング、オンライン株式の取引、オンライン保険、電子マネー等
  - ・電子商取引：オンラインショッピング、電子領収証、電子契約、電子貿易、各種予約
  - ・公共分野：G4C、電子調達、電子入札、公的賦課金の納付等
  - ・その他分野：インターネット株主総会、電子医療、電子税金計算書、電子投票、大学の学事事務、電子公証など

- 韓国貿易情報通信
  - ・公共分野：行政安全部（G4C)、調達庁（国家総合電子調達の購買)、国税庁（ホ

ームタックスサービス)、4大社会保険（国民年金、健康保険、雇用保険、産業災害保険サービス)、文部科学省（教育行政情報システム)、水資源公社・住宅公社・道路公社（電子入札システム、電子調達システム）

・貿易分野：韓国貿易協会（輸入・出実績証明オンライン発行システム)、韓国貿易情報通信（電子貿易；通関・物流、グロバル相互連動システム)、

・金融：銀行、証券、保険（インターネットバンキング、オンライン株式の取引）

・一般企業：電子税金計算書、電子購買システム、電子契約システム、電子調達システム等

・地方自治団体用：電子認証、電子入札、電子購買・契約、電子公売、電子投票等

- 韓国電子認証

・電子商取引（電子入札用)： 電子商取引一般

・電子貿易用：原産地証明

・調達庁備蓄事務用

・個人用認証：インターネットバンキング等

・サーバ認証用：電子署名としてサーバ搭載認証用として一般電子商取引用

PKI は、上記発行機関に対して以下のステップで申請することで取得する。

ⅰ.申請書作成

ⅱ.認証手数料納付

ⅲ.申請書と添付書類提出（それぞれの機関に直接訪問；本人確認の必要から）

ⅳ.PKI 発行

また、韓国の PKI はソフト方式を採用しており、収納場所は以下が選択可能である。

ⅰ.携帯式の USB、FD

ⅱ.ハードディスク

ⅲ.HSM（Hardware Security Module）でスマートカード形式

ⅳ.HSM（Hardware Security Module）で USB 形式

図Ｉ－１０　スマートカード形式の HSM

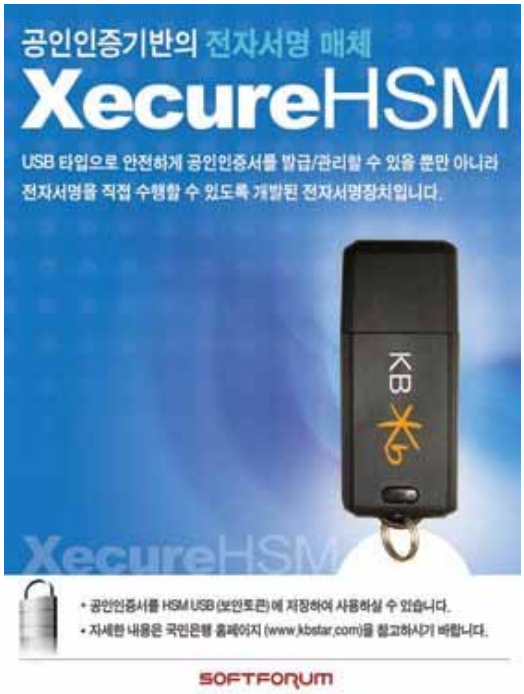

図Ｉ－１１　USB 形式の HSM

（４）韓国における PKI に利用場面

EABuS が 2009 年 5 月に行った調査によれば、韓国における PKI の利用場面は、図Ｉ－１２に示す割合であった。

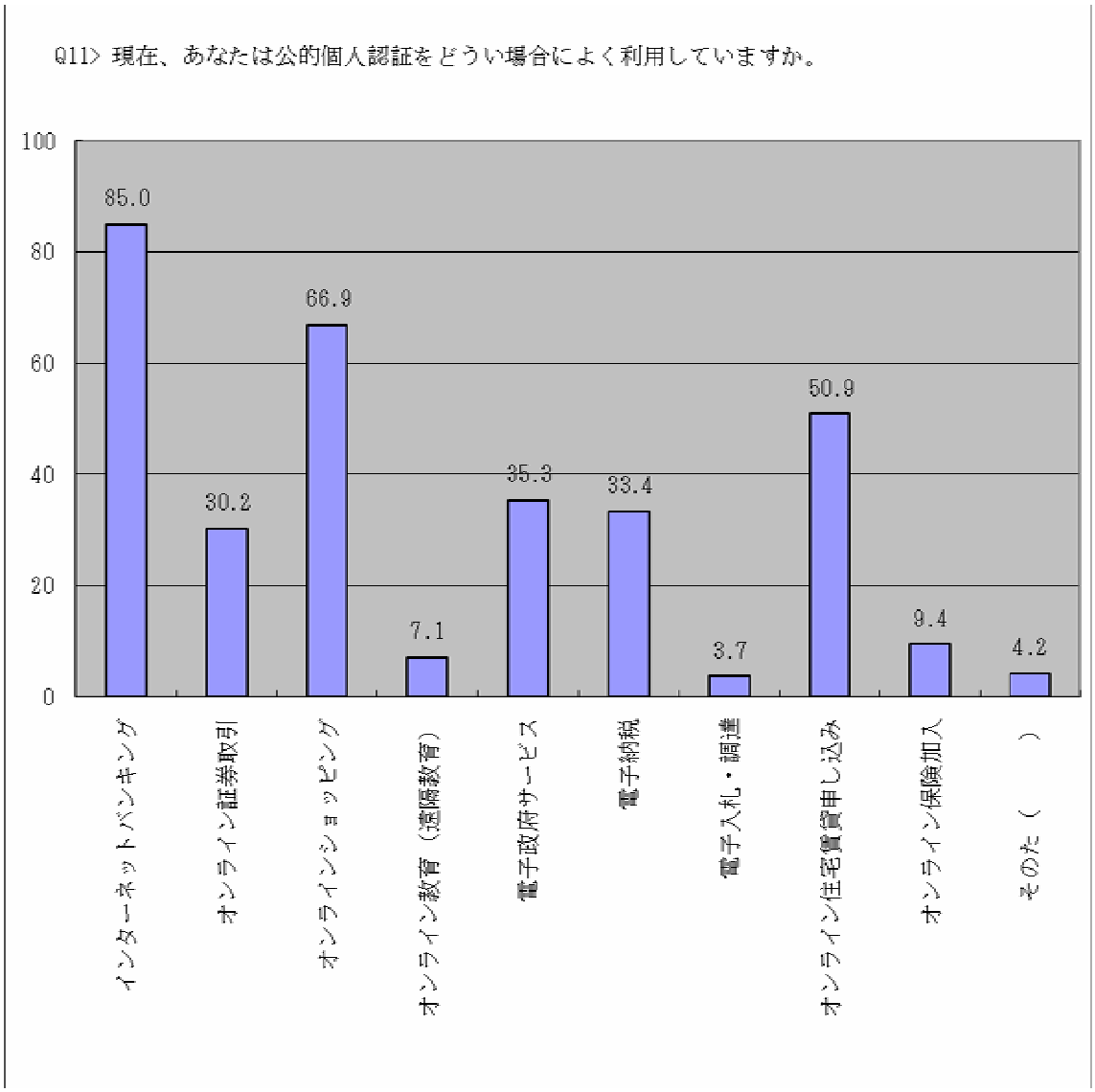

図Ｉ－１２　韓国における公的個人認証の利用場面（注２６）

このグラフが示すとおり、韓国における PKI の利用場面はインターネットバンキング、オンラインショッピング、オンライン住宅賃貸申し込みといった民間での利用が圧倒的に多い。

４．２　スウェーデン

スウェーデンの個人識別番号は「住民登録番号(Personal ID number)」である。

この番号は、住民登録を行っている外国人を含む全国民に付与されている。通常は、出生時に病院から管轄機関である国税庁に直接申請が出される。

また、次の種類の認証カードが存在する。

（１）国民認証カード(National ID kort)

国民認証カードはスウェーデン市民だけに発行されるものであり、永久滞在許可を持つ外国人には出されない。申請方法は旅券申請と同じであり、国民認証カードに関する省令(2005：661)により規定され、申請手続き、没収、再登録が規定されている。

国民認証カードは、旅券発行官庁(警察)が発行し、このカードによりシェンゲン条約国に旅券なしでの入国が可能となった。2001 年 3 月以来スウェーデンはシェンゲン条約に加盟しており、他のシェンゲン条約加盟国に対して人物検査が廃止され、国境線で旅券を示す必要がなくなった。しかしスウェーデン市民である事を証明する書類が必要であり、いわゆる外国人検査（今までは旅券が唯一の証明書類だった）が実施されてきた。この事務手続きを簡略化するために国民認証カードが発行されることになった。

また、国民認証カードはスウェーデン国内での身元証明書として利用されている。

原則として旅券と同じ内容が含まれ、氏名、国民番号、身長、顔写真が印刷。カード所有者がスウェーデン市民である事が明記され、その上に最近の旅券のように顔のデジタル写真のチップスが含まれ、将来は所有者の eID サービス(後記)、電子証明が含まれるようになる。デジタル顔写真は認識検査と関連して、コンピュータで実際の顔比較をする事ができる（バイオメトリック技術）ので扮装が困難になる。何らかの官庁の登録にバイオメトリック写真が利用される事はなく、カードが本人に返却される時に直ちに破壊される。だが本国の中央登録センターには記憶される。

申請の際は、顔写真と本人を証明する書類を持参する。運転免許、旅券が有効、民間銀行で発行している認証カード(現在 250 クローネかかるが閉鎖される予定)も有効である。

（２）健康保険カード(European Health Insurance Card)

スウェーデンの市民、スウェーデン在住の外国人を対象に、社会保険事務局が無料で申請希望者に対して発行している。

スイスを含む EU 諸国内の一般医療保険制度で同じサービスを受けることができる。ただし、病院訪問の際には身分証明には旅券、国民市民カード、運転免許などの本人証明書類が必要になる。

氏名、生年月日、個人番号、eID 認証番号、社会事務局の事務所番号、20 桁の認識番号、有効期限が記入されている。

スウェーデンの公的個人認証は eID と呼ばれ、eID 取得に当たってはインターネットバンクに加盟していることが条件になっている。すなわち、eID はインターネットバンクを通じて発行される仕組みである。利用料は政府が肩代わりしており、国民は無料で eID を取得し利用することができる。

すなわち、発行場面において官民の連携が見られる。このようにインターネットバンキングと連携した理由を現地にヒアリングしたところ、以下の点が指摘された。

- 銀行が顧客の実態を熟知していること
- 顧客は銀行に対して信頼性を保持していること
- 銀行はインターネットバンクに対する技術的解決策を保持していること

eID 発行の手順は次のとおりである。

a. インターネットバンクの一般利用者コーナーに入り、自分の 8 桁の生年月日と 4 桁の税金番号(固定番号)を入力すると 8 桁の乱数数字がPC画像に示される。

b. 次に、銀行から支給されている薄型マッチ箱ほどの乱数作成電卓に 4 桁の暗証番号をインプットすると電卓が本人であると確認し、数字をインプットできる状態になるので、それにPCに示されている上記の 8 桁数字を入力すると、その時数分間だけ有効な 8 桁数字が表示される。その数字をPCに打ち込むと自分のインターネットバンクに入ることができる。

c. このようにしてインターネットバンクのサイトにログインし、10 桁の住民登録番号を入力することで乱数が表示され、確認のためその乱数を入力すると eID のページに入る。

d. eID のページで、上記方法でインターネットバンクへのログインを再度行い、eID 用の任意の認証番号を加えることで eID が発行される。

なお、eID はパソコンにソフトダウンロードされる。

eID は以下の手続きで利用されている。

- 国税庁：税金払い戻し銀行口座の指定、特定の修正申告（後記）、税務申告代理人の指定、住民登録申請・変更（住民登録は国税庁が主管している）
- 社会保険事務所：育児手当申請、払込銀行口座の指定
- 企業登録庁：企業の設立申請・変更

４．３　ベルギー（注２７）

ベルギーの CBSS（Crossroad Bank for Social Security）による社会保障サービスは欧州における最も先進的な官民連携による電子化されたサービスのプロジェクトの一つであり、その最大の特長は、統一された個人 ID である社会保障番号（SIS コード）によって社会保障に関する官民のバックオフィス連携を実現したことである。

更に CBSS は個人 ID を SIS コードからより広範囲に識別可能な eID へ移行しており、ベルギー国内の金融、交通等、官民連携による他のサービス分野での適用と、社会保障サービスの標準的なモデルとして EU 各国間の相互連携サービスへの展開を目指している。

eID は 2006 年に発表された EU の i2010 アクション・プランにおける 5 項目の優先課題の一つである EU 域内での相互利用性(インターオペラビリティ)に準拠したもので、今後のサービス分野とサービス地域の拡大に不可欠なものとなっている。

ID ビジネスの視点からは、今後のマーケットとしての官民連携によるサービス分野で要求される公的な eID の生成、認証、電子署名およびその格納媒体である e カードの交付等の運用管理を政府の指定を受けた民間企業が行っている点が公的認証サービスや eCARD の市場開放の事例として注目される。

（１）国民登録番号（基礎的 ID）

1983 年 8 月に施行された国民登録法により、ベルギー国民および正規の在留外国人は 11 桁の国民登録番号（RRN Number =Rijksregister/Registre National：National Registry Number）が付番されており、多くの行政手続およびプライバシー委員会（独立機関）が承認した民間の手続において基礎的な個人識別の手段として用いられている。

ベルギー国民は市町村窓口に出生を届出た時点で、また外国人は１年以上の在留許可を得た時点で国民登録番号が発給される。その管理は政府が管理する National Registry ネットワークによって行われる。

国民登録番号は生年月日（6 桁）を含む表意番号であることから、プライバシーや個人識別能力の限界等の問題があるという指摘もある。

（２）eID

2001 年 7 月の閣議で eGovernment における電子的な個人識別のために、12 歳以上のベルギー国民（在留外国人を含む）に対して eID およびその格納媒体として eCARD を発給することが決定した。eID および eCARD はベルギー国内における官民サービスに共通して利用されると同時に、EU 域内での相互利用性(interoperability)も満足することが要件とされた。

eID は国民登録番号から PKI の技術で生成されて eCARD に格納され、本人認証と電子署名の機能を持つ。同時に eCARD には国民登録番号、氏名、生年月日、出生地、国籍等の本人属性データが格納され、券面にもこれ等のデータを印刷することにより従前の国民

Card（紙）あるいは社会保障 Card（SIS-Card）の役割を代替する。有効期間は発効日から５年間である。

図Ｉ－１３　eCARD（ベルギー）の券面（表＝左、裏＝右）

eID の導入と運用には行政機関と共に次のような民間企業が関わっている。

- システム設計・開発・運用：Steria 社　http://www.steria.be/
- eCARD 製造・発行：Zetes 社　http://www.zetes.be/fr/
- eID 生成・認証・電子署名証明：Belgacom 社　http://www.belgacom.be/

なお、Belgacom 社は eID の認証局（Certificate Agent）の役割を果たしているが、登録局(Registry Agent)の役割は市町村が担当している。これは、eID 登録および更新、失効に必要な出生、死亡、婚姻等に関する情報が市町村で管理されており、eID の正確性を担保することに相応しいことによる。

また、政府は Belgacom 社の他 Certipost 社と Globalsign 社を指定認証局に加え、利用者の選択の幅を拡大している。

さらに eGovernment の推進機関である fedict は eID および eCARD の開発ガイドやツールキットを公開して公的 ID ビジネスの新規参入を促している。

（３）eID への移行

2003 年 3 月から約１年間、11 の市町村をフィールドにして eID および eCARD への移行が試行された。試行期間に指摘された技術的および運用上のいくつかの問題点を解決して、2004 年 9 月からベルギー全土を対象として移行の本運用が開始された。2009 年末までには短期（１年未満）の在留外国人を除いて全ての eID および eCARD への移行が完了する予定である。（本稿執筆時点では未確認である）

2003 年から 2009 年までの eCARD の発行件数（赤色）、有効件数（緑色）および失効件数（青色）の予定は図Ｉ－１４のとおりである。

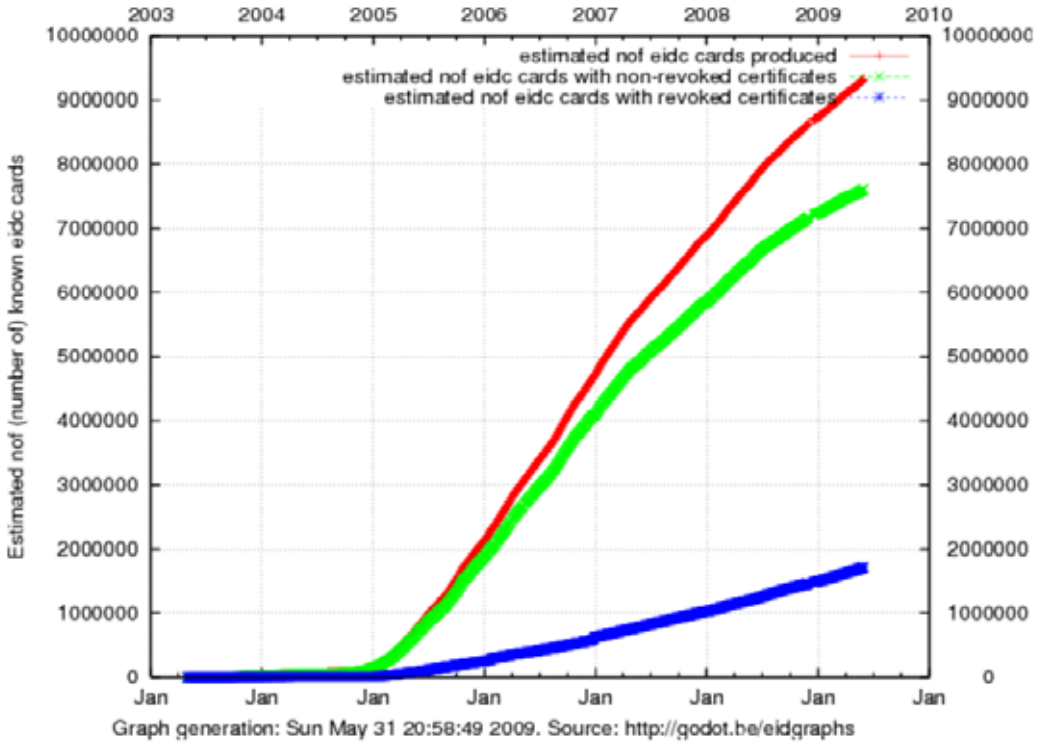

図Ｉ－１４　eCARD の発行件数の見積り

ベルギーでは CBSS による ID 連携が行われている。

- CBSS（Crossroad Bank for Social Security）の概要

ベルギーの eGovernment における ID 連携の最も先進的なシステムは、社会保障分野における官民のバックオフィス連携を実現した CBSS である。CBSS は 1990 年から構築が開始され、段階的に適用範囲を拡大してきた。現在は労働関係を中心に社会保障に関する 7 アプリケーション（障害者雇用、労働災害、傷病休業、育児休業、高齢者再雇用、休日深夜勤務、失業）の受給資格管理、保険料徴収、補助金・手当て等の給付等のサービスを提供している。

CBSS のクライアントは被雇用者、自営業者（個人事業者）および雇用者であり、これらのクライアントに対して次のようなメリットを提供している。

- 諸手続に必要な証明書等の約 210 種類の添付書類を廃止
- 手続の統合により約 50 の申請書類を廃止、約 30 種類の申請書類を簡略化
- 同一イベントで関連する手続のワンストップ化
- 雇用者の社内人事、経理システムとのシームレスな連携
- 受給資格が確認できるクライアントに対する補助金等を申請なしに給付（自動給付）

● CBSS のサービス機関

CBSS によって連携する官民のサービス機関は図Ⅰ-15 のとおりである。図中、CBSS を囲んでいる楕円が官民のサービス機関および外部ネットワークとのゲートウェイを示しており、約 3000 機関、団体が参加している。例えば、Fedict＆National Register は CBSS の共通個人 ID である社会保障番号（SIS コード）の基礎となる国民登録番号を提供する。また、EU との連携は EU 域内の各国の社会保障サービスとのデータ交換、EU 域内各国からのクライアントのアクセスを示している。

更に、interPO network は民間の社会保障サービス団体のネットワークとの連携を示している。interPO network は NPO 法人によって運営されており、社会福祉施設 400 団体、総合病院 5 団体、医療センター50 団体、在宅福祉サービス３６団体、障害者補助具賃貸 32 団体等が参加している。

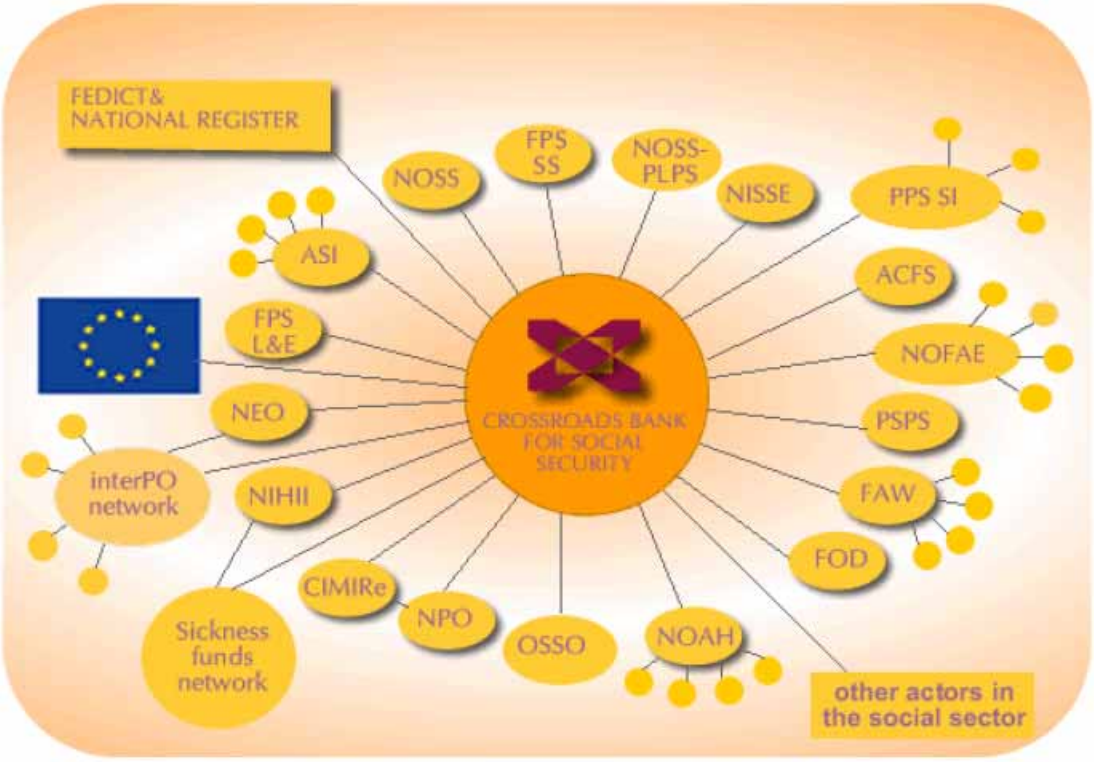

図Ⅰ－１５　CBSS サービス機関の概要

● CBSS における個人 ID

CBSS のクライアントである約 1 千万人以上の被雇用者および自営業者は CBSS 固有の識別番号である社会保障番号（SIS コード）によって識別される。社会保障番号は本人の申請によって国民登録番号（RRN number）を参照して発給されるが、コード体系としては全く独立している。社会保障番号はその他の属性データと共に社会保障カードに格納される。ベルギーの被雇用者は雇用者の責任において医療保険や雇用保険に加入することが義

務付けられており、給与生活者のほとんどが社会保障カードを所持していることから、一般の社会生活の中では最も普及した身分証明の役割を果たしている。

2004 年から eGovernment の標準として導入が始まった eID および eCARD は CBSS においても同様であり、2009 年末には SIS コードおよび SIS カードから eID、eCARD への移行が完了する予定である。

- CBSS の将来計画

eID への移行により、CBSS は人口の多くを占める給与生活者（被雇用者）や自営業者の個人データを eID で統合的に把握できるシステムとしてベルギーの eGovernment において中核的な役割を果たすことができる。現在、具体的な計画としては、雇用者からの給与支払い報告や保険料控除等の税務申告の自動化や傷病者、失業者に対する公共料金免除・補助の自動化等がある。これ等の計画は CBSS と税務等の他のサービスのバックオフィスを eID によって連携することによって実現される。

さらに、eID のアプリケーション分野を拡大することによって、その効果は一層高まることが期待されており、そのために 2005 年から adapID と呼ばれるプロジェクトが継続的に推進されている。adapID プロジェクトは eID の利用に関する標準的な仕様を策定し、官民で eID によるバックオフィス連携のためのフレームワークを提供している。

adapID プロジェクトによる具体的な実施計画としてフランダース政府（ベルギー王国を構成する北部フラマン語地域の共同体）が 2006 年に公開した”Advanced Applications for eID”と題する報告書が参考になる。この報告書の中で次のアプリケーションに関して eID の利用に関して、データ項目、プロセス・フロー、運用体制等具体的な計画が示されている。

- e-Health
  - 電子カルテ管理（EHRs：e-Health Records Management）
  - 症例検索（Clinical Data Mining）
- e-Government
  - オンライン照会・問合せ
  - ワンストップ・オンライン申請・届出
- 公文書保存（TAS：Trusted Archives）
  - 個人交通違反記録（Climinal Records for Road Hogs）
  - 個人健診記録（Personal Medical Information）
- 電子署名文書長期保存（Long-Term Archival of Digitally Sighned Documents）
- 電子商取引（Financial）
  - インターネット・ショッピング
  - インターネット・バンキング

– 電子契約

(注25) 出典：2009 年韓国国家情報化白書（韓国情報化振興院）

(注26) EABuS「社会基盤としての国民IDに関する意識調査」（2009 年 5 月）より

(注27) ベルギーに関しては、以下資料を参照した

IDABC/Study on Mutual Recognition of eSignatures /Belgian country profile

http://ec.europa.eu/idabc/servlets/Doc?id=32321

The Belgian Electronic Identity Card/Danny de Cock,Christopher Wolf

http://www.cosic.esat.kuleuven.be/publications/article-769.pdf

Belgium-the National eID Card/gemalto

http://www.gemalto.com/brochures/download/belgium.pdf

THE ELECTRONIC IDENTITY CARD DEVELOPERS GUID/fedict

http://eid.belgium.be/nl/binaries/eID_Developers_Guide_tcm147-63130.pdf

Crossrad Bank for Social Security/4th Ministerial eGovernment Conference

http://www.ksz.fgov.be/En/CBSS.htm

Belgian Social Security/Frank Robben,National Office for Social Security

http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/other/unpan022035.pdf

adapID Project

http://www.cosic.esat.kuleuven.be/adapid/

Advanced Applications for e-ID Flanders

https://www.cosic.esat.kuleuven.be/adapid/docs/adapid-d2.pdf

５． ID 管理のまとめとモデル化

５．１ ID 管理モデルの分類

オーストリアの産官学による IT セキュリティセンターである A-SIT では、図Ｉ－１６に示すとおり ID 管理モデルを以下の 3 つに分類している。

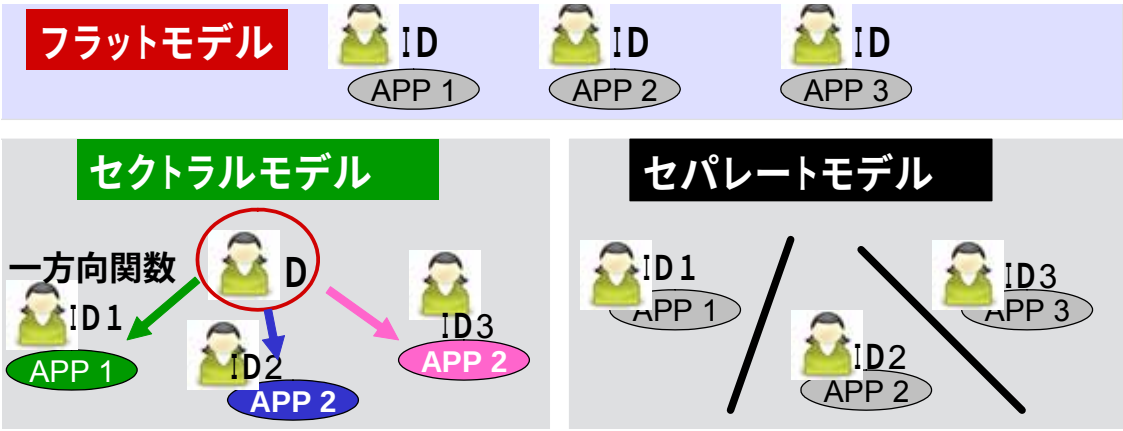

図Ｉ－１６ ID 管理モデルの種類

（１）フラットモデル（FLAT MODEL）

複数のサービス（APP1、APP2、 APP3）に同じ ID を使う。つまり個別のサービスに依存しない汎用的な ID を使うモデルである。韓国やエストニア、ベルギー、デンマーク等のいくつかの国はこのモデルを採用している。エストニア、ベルギーでは電子身分証明(eID)が全国民に配布されているが、この eID に格納されている署名用証明書と認証用証明書には、この ID が記載されている。

エストニアの例では、生まれると「性別」、「生年月日」、「4 桁の番号」からなる 11 桁の国民 ID がつけられる。多くの個人のデータは、この国民 ID に関連付けられて記録されるため行政・公共サービス間で個人情報を連携することが容易にできる。例えば、行政・公共サービスで何らかの手続き等の際、既に他の組織で登録した情報は、再度入力を求められることはないといったことが実際に行われている。

（２）セパレートモデル（SEPARATED MODEL）

セパレートモデルは、サービス（APP1、APP2、 APP3）毎に ID（ID1、ID2、ID3）をつける方法である。各サービスの情報は、それぞれの持つ ID により管理されているため、単純に情報を連携させることはできない。また、サービス毎に ID 発行のコストがかかるという欠点もある。一方、個人情報を保持する行政機関などは、自分の権限を越えて個人情報を収集することが困難なため、行政が「国民を監視」しているという嫌疑を受け難いと言える。しかし、行政・公共サービスにおけるバックオフィスの連携は、時代の要請でも

あり、このセパレートモデルであっても様々な情報の連携が求められている。何のポリシーもなく情報の連携を進めると、至る所で ID 間のマッピング情報を持つことになり、また ID の流用が脈略なく利用されるといったことが起きる可能性もある。

（３）セクトラルモデル（SECTORAL MODEL）

サービス（APP1、APP2、 APP3）毎に異なる ID（ID1、ID2、ID3）を使うが、それらの ID は一つの基本となる ID から派生させる方式である。このセクトラルモデルは、オーストリアで採用されている ID 管理モデルであり、まだ、事例としては少ない。セパレートモデルと同様、各サービス（ないし各セクター）の組織は、自分の権限を越えて個人情報を連携することが困難になるが、セパレートモデルと違い、ひとつの ID が、様々なサービス（ないしセクター）で利用でき、サービス毎の ID 発行のコストがかからない。

これら「フラットモデル」「セパレートモデル」「セクトラルモデル」は、それぞれ長所と短所がある。どの ID 管理モデルであれ、その欠点をカバーする方策が必要になる。ID 管理モデルが確立しない、もしくは意識されないまま、個別のシステムが構築されていくと、バックオフィスの連携が出来ない、ないし連携すると非常に脆弱なシステムになってしまう可能性が高い。

５．２　ID 管理モデルと証明書の関係

前述のID管理モデルの各パターンを採用している代表的な国として、「フラットモデル」ではエストニアとデンマーク、「セパレートモデル」ではスロベニア、「セクトラルモデル」ではオーストリアの事例を取り上げ、各国のIDモデルと証明書の関係をセコム株式会社IS研究所　松本泰氏が行っている。以下、氏の論文の一部を引用する（注２８）。

表Ｉ－７に各国の ID 管理モデルと証明書の関係を示す。また、図Ｉ－１７に ID 管理モデルに対応する「登録機関」「認証局」「個人や企業」「サービス」の関係を示す。

国	ID管理モデル	IDとID管理の主体	認証局	証明書に記載されるID情報
エストニア	フラットモデル	内務省の管轄にあるエストニア市民権・移民委員会（CMB）が11桁の国民IDを発行している。	エストニアの2つの主要な銀行および2つの通信会社によって設立された「証明書発行センター」	11桁の国民ID
デンマーク	フラットモデル	福祉省管轄のCPR Bureauという機関が、10桁の国民番号(CPR番号)を約40年前に導入している。	科学技術革新省と契約したTDC（旧国営電信電話会社：Tele Denmark）が運用している。	CPR番号に変換可能なPerson-specific Identification Numbers（PID）
スロベニア	セパレートモデル	・個人登録番号(PRN)は、スロベニア内務省 ・納税者番号(Tax Number)は、国税庁(Tax Administration) ・健康保険番号(Health Insurance Number)は、ロベニア健康保険協会(HIIS)	総務省が運営する公務員に証明書を発行するSIGOV-CAと、自然人、法人に証明書を発行するSIGEN-CA その他民間認証局も存在する。	認証局(SIGEN)が管理する「シリアル番号」。この「シリアル番号は、個人登録番号(PRN)、納税者番号(Tax Number)と関係付けられている。
オーストリア	セクトラルモデル	国民登録機関（CRR：Central Register of Residents）発行する国民登録番号（ZMR-Zahl）がある。ただし「国民登録番号（ZMR-Zahl）」の利用には法的な制約があり、そのまま利用する訳ではない。	民間の認証局であるA-TRUST または、 社会保険本部	「名前」のみ。 公開鍵証明書の「公開鍵」とSourcePINの関係を証明したIdentity.linkというXML署名ファイルが利用される。

表Ｉ－７　各国のID管理モデルと証明書の関係

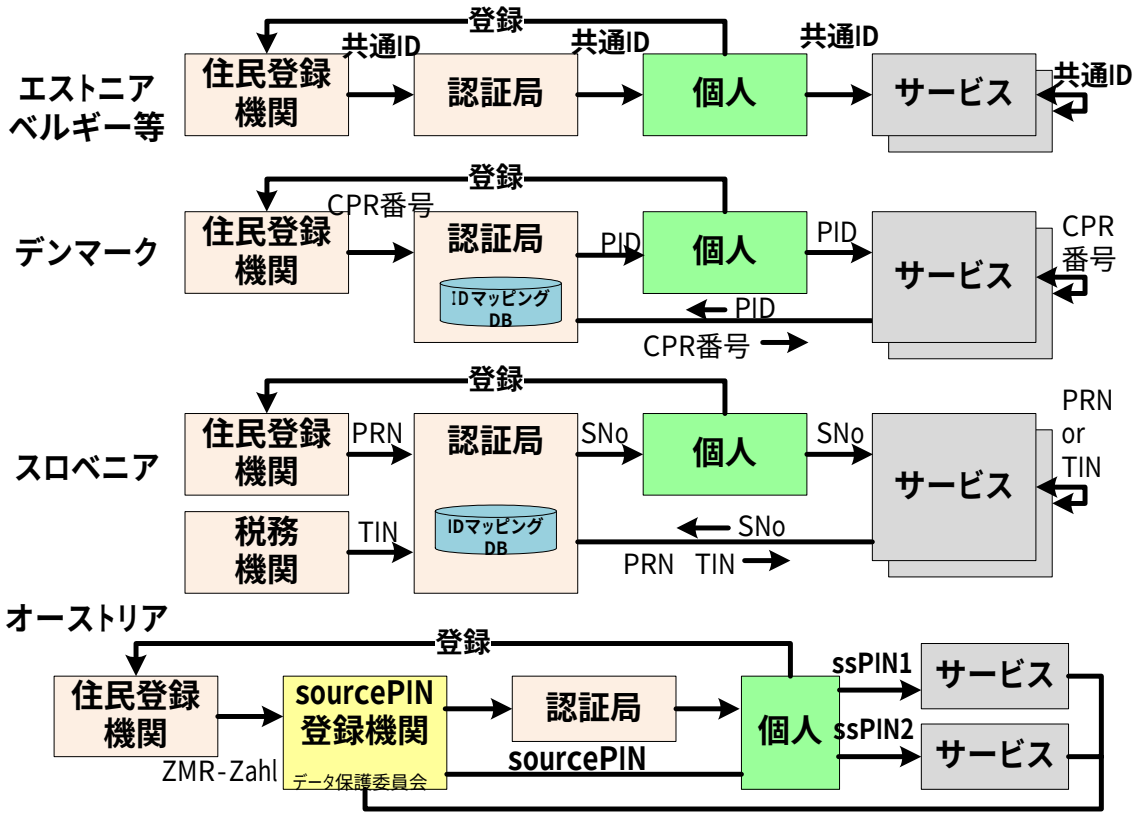

図Ｉ－１７ ID 登録機関、認証局、個人、サービスの関係

これまでの各国の事例での示したように、公的な登録に基づく ID が適切に利用できれば、個人や企業ための組織を超えた情報（個人情報、企業情報）の利活用が可能になる。一方、個人情報等が容易に結合できることから個人を監視するために利用されることを防ぐことも十分に考慮される必要がある。これまでの事例がでも示されているように、基本的な考え方としての「ID 管理モデル」と個人情報保護法などの制度が連携して検討される必要がある。

一般的に「証明書」は、認証局が証明書を発行し、証明書の利用者（個人、企業、代理人）がサービスにおいて電子署名や認証(Authentication)として利用するものとして理解されている。例えば電子政府においても「電子署名」や「認証」は、フロントエンドとしての電子政府で利用されるものと言った認識のみで利用されている。しかし、これまでの事例にある先進的な電子政府を推進している国においては、バックオフィスの連携も含めたもっと広い範囲おける IT 化、電子化を実現するために存在することが分かる。図Ｉ－１８に、公的な登録機関、認証局、証明書利用者、署名文書を受け付けるサービスの関係の例を示す。

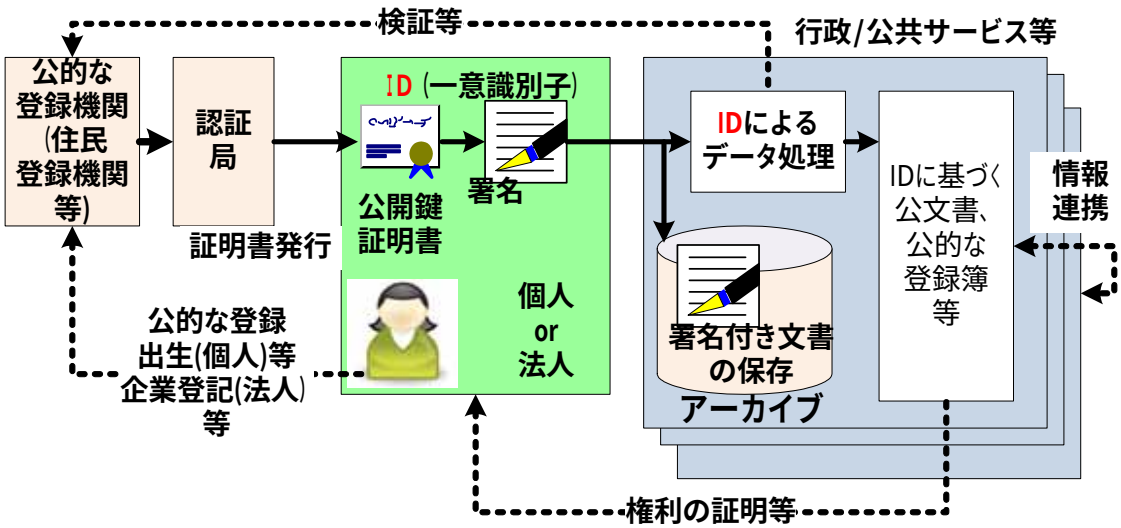

図Ｉ－１８　ID と証明書とサービスの関係

証明書の本質は、個人や企業のアイデンティティを電子データとして認証（Certify）することに大きな意味があるが、これは一時的なものではないことに注意する必要がある。ID 管理モデルと、この ID 管理モデルに従った ID の付与、この ID と人や企業を結びつける公開鍵証明書等は、フロントエンドとしての電子政府というよりは、バックオフィスの連携も含めて考えられる必要がある。更に、よく考慮されたシステム（法制度、官民連携の情報システム）が構築できれは、社会全体としての、人や企業に対するサービスの効率性の向上に決定的な影響を与える可能性があり、また、同時に透明性も確保できる可能性がある。

実際、ここで紹介した電子政府の先進国では、「バックオフィスの統合」が進んでいる。これは、ひとつは行政の効率化のためであり、もうひとつは、エストニアの電子政府で言われているような「サービス利用者中心」の行政システムへの移行がある。こうしたバックオフィス統合に関する成功の鍵は、「ID 管理の確立」ではないだろうか。また、「サービス利用者中心」の意味は「サービス対象者」の管理方法の確立なしには、考えられない。但し「管理」は、国民の監視ではないことも示される必要がある。

「フラットモデル」「セパレートモデル」「セクトラルモデル」の３つの ID 管理モデルは、それぞれ、利点と欠点がある。どの ID 管理モデルであれ、その欠点をカバーする方策が必要になる。ID 管理モデルが確立しない、ないし意識されないまま、個別のシステムが構築されていくと、バックオフィスの連携が出来ない、ないし連携すると非常に脆弱なシステムになってしまう可能性が高い。

(注２８) 出典：「電子署名普及に関する活動報告２００８」平成２１年３月 次世代電子商取引推進協議会

第Ⅱ章　国民 ID 定着に向けての考察

第Ⅰ章で述べたように電子政府の先進諸外国においては、国民 ID を重要な社会基盤として、各行政機関のサービス相互間および官民サービスの連携を実現している。これ等の諸外国に共通して具備している主な要件は次の３点である。

① 公共的な利益の高いサービス分野でのサービス連携を優先的に実現し、その実績を踏まえて順次連携分野を拡大していること。いわゆるキラー・アプリケーションにおいてサービス連携の効果を実証して国民の周知・理解を得ていること。優先分野としては税務関係、社会保障・医療関係のケースが多い。

② サービス連携のための個人識別子として、既に社会的に定着している既存の国民 ID を利用していること。さらに、これ等のサービスをインターネットによって提供するために、オープン環境に適合した新しい個人識別子が既存の国民 ID を土台として導入されていること。特に、EU 各国では、2006 年に制定・批准された i2010 eGovernment Action Plan において EU 域内での相互接続性(interoperability)のある電子的個人識別子管理(eID)および電子文書認証を 2010 年までに実現することが求められており、その対応のためにも新しい個人識別子の導入が進められている。

③ このような個人識別子の運用と利用を管理する制度および専権体制を確立し、個人識別子を利用する官民のサービス提供機関を統括していること。また、この管理体制には民間の機関も参加して官民の重複を排除し社会全体の最適化を測っていること

第Ⅱ章ではこのような要件について、日本で国民 ID を導入し社会基盤として定着させるための考慮点を、日本の現状を踏まえて考察する。

１．国民 ID の利用面に関する考察

日本では国民 ID 制度の歴史がなく諸外国に比べて国民の理解度も低い。それため、国民 ID 制度の導入に当っては、公共の利益になることが実証できる分野でのサービス連携を優先して実現することが重要である。このような国民 ID のキラー・アプリケーションの可能性と、その前提としての個人情報の電子化について考察する。

１．１　電子化を前提とした社会への移行

行政サービスの相互連携を実現するためには、いうまでもなく各行政機関が管理する個人情報を電子化して共通の個人識別子でアクセスできる環境が必須である。現在多くの行政機関では情報システムの導入によって個人情報の電子化は行われているが、その位置づけは曖昧であり、実務上は個人情報の原本（情報源）として機能しているが、公証性の点からは「紙」の帳簿が正本であり、電子化情報は副本、あるいは補助簿的に位置づけられて

いるケースが多い。

行政サービスの相互連携、特に個人の権利、義務にかかわるサービスにおいては電子化情報を正本と位置付けることが必須であり、そのための原本性保証等のルールの確立が必須である。そのためには、それぞれの行政サービスの根拠となる法律では帳簿等の備付けに関する条項で「電磁的媒体で備付けることができる」となっている条文を、韓国やＥＵ各国で見られるように「電磁的媒体で備付けなければならない」と改めることが望ましい。

さらに、行政サービス連携の拡張としてのプッシュ型サービスにおいても、その公正性、正当性を担保するためにも電子化された個人情報の正本化は重要である。

行政機関には、住民登録、戸籍、国家資格等の様々な信頼のおける登録情報（個人情報、企業情報）を保持する役割があり、これらの情報は、社会を動かす仕組みの根幹として機能している。

これらの情報は「台帳」と呼ばれる管理簿で管理されているが、この台帳には紙による原本の管理という考え方が根底にある。行政機関が社会における様々な登録情報を管理する仕組みが確立された時代には、今日のようなITやネットワークなどが存在していなかったことを考えると紙を原本とする考え方が基本となったのは当然である。換言すれば、今日のITやネットワークリソースを十分に享受できる時代にあっては、紙を前提とした管理から、IT・ネットワークを前提とした管理へと大きくシフトできる基盤が整えられていると考えることができる。

前述のとおり、韓国では行政で取り扱う文書は電子化文書を前提にすることで、ITやネットワークを前提とした社会基盤に向けて大きな変貌を遂げた。従来の紙台帳を前提とした社会の場合は、台帳がある役所に出向いて登録申請を行い、紙台帳にある情報を他の組織に証明情報として引渡したい場合は、台帳が保管されている役所に出向いて「紙の証明書」を発行してもらうための申請が必要であった。すなわち、行政サービスの根本には「申請主義」があった。一方、電子化文書を前提とした韓国などでは、これらの登録情報がデータベースを介して行政間のバックオフィスの連携、官民連携を前提とした制度に置き換わっている。同様に欧州においても、行政のバックオフィスの連携、官民連携によるプッシュ型の先進的な電子政府が実現され、電子化文書を社会基盤の前提として定着させることで、申請主義からプッシュ型の行政サービスへの移行が先進各国で起こりつつある。

１．２　健康・医療・福祉分野における活用

健康・医療・福祉分野における課題は、おおむね以下のように分析できる。

- 診療データ
  - ✓ セカンドオピニオンを受ける際に、他の医療機関での診療データを紐付けできない
  - ✓ 同じ検査をやり直したり、診断がぶれたりする
  - ✓ 転院の際に病院間で情報が伝わらず、転院がしづらい
- 医療と介護

- ✓ 介護と医療の連携において、関連データのやり取りができない
- ✓ 介護を受ける際ごとに国民が申請する必要がある
- ● 健康保険
- ✓ 健保同士の合併等でデータ移行ができない
- ✓ 転職や企業健保を脱退した後などに新たな健保に情報が移行ができない
- ● 補助金等
- ✓ 補助金情報が不足しており結果的にとりっぱぐれることが多い
- ✓ 得られる権利について、自動的に知らせてくれるサービスを受けられない

今日、欧米で力を入れているのがeHealthの充実である。スウェーデンなどはその代表的なケースである。

スウェーデンでは、県とコミューンが医療行為と介護行為を分けて担当している。2008年 7 月に個人尊厳保護のための法整備が行われ、個人情報を保護しつつシームレスなヘルスケアを実現させるための基盤を整備した。スウェーデンでは 21 の県が医療を管轄し、280 のコミューンは介護を担当している。従来は、各自治体がそれぞれの規則を持っており、情報が自由に伝達されないという欠点があったが、県やコミューン全てに情報が伝達される仕組みが整う。患者の情報を他の自治体に伝達する際には個人の了承を前提としているが、個人尊厳保護のための法整備が整備されたことで、最初に個人の同意が得られれば、繊細な情報を除いて一挙に伝達が可能になる。ただし、情報伝達の範囲は県とコミューンに限定される。こうした改革により、医療活動が終わった時点で県からコミューンに患者の管轄が移転した際に、両社のスムーズな情報の伝達体制が整備された。また、在宅ケアの場合などで、医療と介護でそれぞれ異なる機関が受け持つことによる混乱も回避される。

また、EU 関係国では現在 STORK プロジェクトというテストベッドを立ち上げた。このプロジェクトは、EU 全域で利用の多いいくつかの公共サービスが国境を越えて円滑に利用できることを目標にしたものである。EU 圏内では人の移動が多く、他国の診療機関で受診を受けるケースも多い。その際に、共通 ID を提示すればかかりつけの病院の診療情報の閲覧ができ、期王将等の情報が交換されれば有効な治療を即座に受けることができる。また、処方箋などの情報を共有することで、薬局などで必要な薬を入手することができる。このような体制を EU 関係国間で構築することで、広域な医療体制を充実することができる。

韓国では、レセプトの考え方を大きく拡大し、診療報酬の計算に留まらず、電子点数表をもとに医療制度全体で活用できるように国民の健康管理に利用可能な精度のデータベース構築を進めている。

このような診療情報の共有化の結果、救急医療などへ図Ⅱ－１のような応用が期待できる。

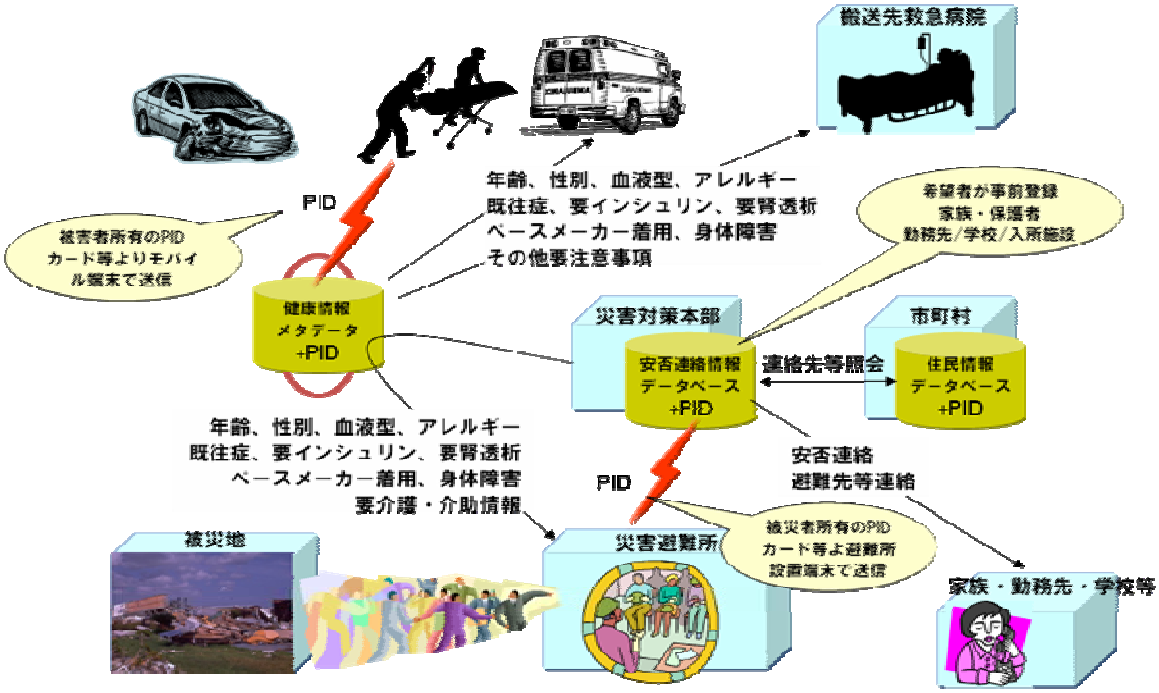

図Ⅱ－１　救急医療への応用のイメージ

また、どこの病院や薬局でも同じ様に、自分の既往症や健診、検査、処方箋等のデータを直ぐ呼び出せる仕組みも構築することが可能になり、医療分野における課題の解決に大きく貢献することができる。

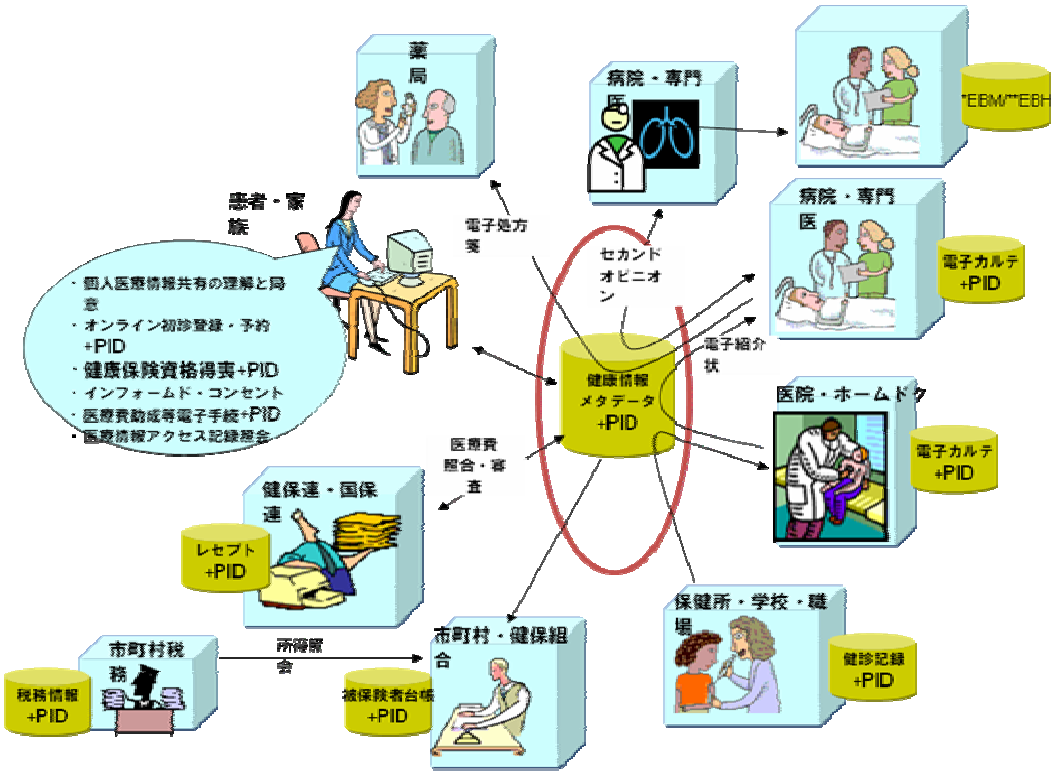

図Ⅱ－２　医療分野への応用のイメージ

また、デンマークでは前に述べたように2008年10月にマイページという国民一人ひとりに個別化したサービスの提供を始めた。eIDを用いてログインすると、データ連携により各省庁・機関が保有する本人と家族の情報がサイト上に集められた状態で見ることができる。例えば家族情報や、自治体が受理した届出の一覧、年金のシミュレーション等が表示され、幼稚園や保育園児の家族に対しては近隣の施設の予約状況一覧へのリンクを表示し、条件が合えば予約・申込みができるなど、個人の属性に合わせたきめ細かい情報とオンライン手続きが提供される。また、家族環境に即した補助金や助成金情報も閲覧でき、その場で孟子国を行うことも可能となる。こうしたプッシュ型の行政サービスを提供することで、補助金の取りっぱぐれなどの問題の多くは解消することができる。

同様の行政サービスは、マレーシアのMy EG Sirvice、台湾のMy e-Govなど、アジア諸国でも実用化が進められている。

１．３　年金・税金分野における活用

年金・税金分野における課題は、おおむね以下のように分析できる。

- 年金情報の捕捉
  - ✓ 年金記録の不整合の問題
  - ✓ 転職などの情報が十分にトレースできていない
- 税務申告
- ✓ 申告情報を作成するために多大な労力を要する
- ✓ 退職後の複雑な収入構造等で結果的に脱税になる恐れがある
- ✓ 年末調整業務で事業主に多大な負担が生じている
- ✓ 申告制を前提とした結果税金の正確な補足に限界があり税の透明化につながらない

年金記録問題について、長妻厚生大臣は2010年3月19日のTBSラジオのインタビューで、「まずは紙台帳とコンピュータ内の年金記録の全件照合に取り組むが、最終的に不明な記録は残ると思う」と述べている。紙台帳上で照合のためのキーワードは「住所」「氏名」「性別」「生年月日」の基本4情報である。これらのキーワードをもとにした本人性の確認がいかに不正確で効率性を欠くものであるかは、これまで長期にわたって問題が解決されてこなかったことからでも明らかである。

日本の社会は、長期間終身雇用が定着してきたため、それを前提に社会設計がなされてきた。そのため、個人は企業の中の個人として把握されうことが一般化し、転職などはむしろレアケースとして把握されることが多かった。今日の就業者の流動化の時代にあっては、個人を個人として把握可能な制度の導入は必須になってきている。

一方、税務申告に関しては、先に触れた韓国における電子納税申告サービス（Home Tax）や、スウェーデンの納税申告のように、あらかじめ国税庁側で個人の所得ならびに申告に該当する支出状況を把握し、それを納税者に送付して修正申告を受けるといったプッシュ型の税務申告制度を採用する国が増えている。これらの国がプッシュ型の納税申告制度を導入した背景には、税の透明化と社会的不平等の解消が挙げられている。すなわち、国民個人レベルの資金フローを把握することで、適正な納税額をあらかじめ把握することが可能になるとともに、売上情報の正確な把握も可能になることから、社会全体の歳入・歳出情報がカラス張りになり、税の適正な徴収を可能にする意図がある。

わが国の場合は、勤労者に関しては一般的に特別徴収がなされ、年末調整において修正がなされる。そのため、確定申告に伴う個人の税務申告負担は少ないが、企業にとってはかなりの労力が伴っている。元来、年末調整が行われるに至った経緯は、終戦後の徴税吏員の不足から企業に委託する形で始められ、それが今日年末調整は企業の業務として定着した。EABuSでは、2008年2月に年末調整の実態に関して、企業5社、基礎的自治体2機関へのヒアリング調査を行った。その結果、以下の問題提起がなされた。

【問題領域－①】従業員が記入した扶養/保険料等控除申告書のチェックとデータ入力処理

年末調整処理全工数の53%（平均）を占め、最適化における最大のボトルネック

- チェックは目視による申告書と添付書類の照合で、複数担当者による二重チェックを行うケースもある。
- 特に、保険料等控除申告に追記された項目は誤りが多く、本人への問合せ・確認に工数がかかる。（追記割合：30~50%、誤記割合：約5%）
- その主要な原因は保険会社毎に証明書の様式と証明する金額の内容が異なることにある。
- 配偶者特別控除申告は誤記入が多く、扶養控除申告（別紙）との突合が必要でありチェックに時間がかかる。
- 電磁的申告は可能（所得税法198条2項）だが、従業員の操作ミスが多く、目視チェックの効率も悪いため導入を中止したケースがある。
- 職場環境（業種）によっては従業員が社内イントラを利用することが難しい場合もある。

【問題領域－②】住民税の給与支払報告書の仕分・送付処理

仕分・送付する対象の市町村が全国に分散し不特定、かつそれぞれ個別の調製方法を要求

- ヒアリングのケース4（従業員8万人）は約1800市町村、ケース2(従業員約800人）でも約120市町村強を対象としている。
- 給与支払報告は源泉徴収票と同一用紙に印刷されるケースが多く、用紙切離しや並べ替え等の手作業を伴う。

- 年末調整全工数に占める割合は8%（平均）。
- 各市町村が個別に特別徴収義務者番号を指定し、独自の総括票様式への件数等の記入と代表者押印を要求している。
- 電磁的提出は可能（地方税法施行規則10条2項）だが、個人別明細票が少数の場合は効率的ではない。

【問題領域－③】　住民税税額決定通知書の従業員配布とデータ入力

年末調整処理全工数の30%強を占め、その殆どが単純手作業

- 各市町村の通知書様式（大きさ、フォーマット、用紙形態）が個別であり、従業員配布のための用紙切離しや所属別並べ替え作業を伴う。
- 一般的に定期人事異動後の通知であることから、従業員へに配布のために新所属の確認が必要となる場合がある。
- プライバシー保護のために通知記載面の目隠しや封入等の手作業は必須である。
- 給与システム入力のために通知書の事業者控（副）の電磁化例はあるが、本人用（正）の電磁化例はない。

年末調整におけるこうした問題点の根本には、従業員は所属する企業の中でのみ把握されることにあり、企業のコード付けも管轄する自治体ごとに異なることから、確認・照合や仕分けに伴う作業が負荷要素として発生していることによる。

欧州や韓国で行われている納税額の事前捕捉の考え方には様々な異論も考えられるが、個人を個人として特定可能な国民IDを導入することで、現状の業務の中でも大きく改善される部分はある。

２．オープン環境における国民 ID 導入の基本方針に関する考察

海外における先進的な電子政府の特徴に、従来の申請主義による行政から、プッシュ型行政サービスへの移行がある。こうした先進的な行政サービスの基本的な仕組みは、複数の組織間での個人情報の転送が基本になる。すなわち、従来の申請主義の行政サービスでは、個人が証明書等の紙文書を自分自身で物理的に転送していたのに対し、本人の同意を得て、官民のサービス提供機関が個人情報管理機関に対して電子的に個人情報を照会し、回答を得る。

異なる組織に対して個人情報を照会する際には、そのためのルールが必要になる。

前述の韓国のケースでは、政府情報共有センターが個人情報引き渡しのための中継機関となり、閲覧に伴う細かな運用規定を定めている。

また、欧州では、個人情報保護法の制定により運用細則を規定するとともに、DPC（個人情報保護組織）を設立し、個人情報保護に関するガイドラインや準則の制定や、苦情処理などにあたっている。

このような制度面での対策は、組織間をまたがる個人情報の活用を行う上で必須であり、本節では国民IDを支える制度面のあり方について考察する。

２．１　国民 ID の考慮すべき特性

これまで見てきた先進諸外国における国民 ID は、行政サービスの電子化以前から社会的制度として定着していたケースが多い。これ等の国民 ID の多くは可視的で、生年月日や出生地等を含む表意コードであることから類推しやすい特性があるが、紙を使った手続では対面での本人確認、直接的な書類の収受、自筆による署名等でこのような特性に起因する危険をある程度防止してきた。しかし、インターネットによる電子化された手続ではこのような防止策はとれないため、従前の国民 ID をそのまま利用することには危険が伴う。

その対応策として導入されたのが韓国の i-PIN やオーストリアの sourcePIN である。いずれもインターネットを利用することを前提とした個人識別子であり、その主要な特性は次のとおりである。

① 電磁的記録媒体に格納され、通常は書面や画面に表記されない非可視的コードである。
② 表意コードではない。
③ 全国民に発番されている既存の国民 ID と一意的に対応している。
④ 発番、変更、失効が全国レベルで集中管理されている。
⑤ 取得は任意である。

日本において国民 ID に相当する個人識別子は住民票コードであり、これをインターネットによる電子化された手続で利用することを想定して上記のような特性の視点で考えると以下のようになる。

① 電磁的媒体（住民基本台帳カード）に格納されるが、住民票の法定記載事項（法７条十三）でもあり、住民票の写しの発行等によって可視的でもある。だたし、住民票コードの告知を求めることは制限されており（法 30 条の 43)、現状では利用範囲そのものが限定的である。
② 乱数による発番であり表意的ではない。
③ 国民を一意的に識別できる。
④ 発番、変更、廃番（失効）の実務は市区町村が執行しているが、発番のための乱数割当ては全国レベルで管理されており、実質的には集中管理されている。
⑤ 出生等で住民票を新規記載する時点で無条件に発番され、任意ではない。

もともと住民票コードは住民基本台帳ネットワークという閉鎖的なネットワーク･システム内での管理コードとして導入された個人識別子であり、インターネットという開放された環境での利用は想定されていない。告知要求の制限や格納媒体である住民基本台帳カードの耐タンパ機能等で一定レベルの個人情報保護は担保されているが、インターネットでの利用については個人情報保護と危機管理に関して更なる精査が必要である。

２．２　バックオフィスにおける個人情報連携

個人識別子は行政手続の申請、届、通知等をインターネット経由で伝送する際に個人を特定するという役割と共に、サービス提供者のバックオフィスでの個人情報連携のキーという役割を持つ。前者と後者は一意的に対応できれば、必ずしも同一識別子である必要はない。

バックオフィスにおける個人情報連携は利用者にワンストップサービスやプッシュ型サービスを提供すると共に、バックオフィスの効率化にも必須の要件であるが、個人情報の過度の集中や不用意な連携は避ける必要がある。

第Ⅰ章で述べたように、オーストリアのセクトラルモデルでは、利用者が使用する個人識別子を sourcePIN､バックオフィス連携のための個人識別子をセクター単位の ssPIN とし、利用者の利便性とバックオフィスの効率化を実現している。ssPIN はセクター内のバックオフィス連携は可能であるが、セクター間の連携は直接的には不可能であり、無用な個人情報連携の可能性をシステム的に防止している。したがって、このモデルではセクターの定義が重要な鍵となる。また、ベルギーやデンマークなどセクトラルモデルを導入していない各国でも、個人情報の連携に関する法律を制定して、その執行を強制力のある第三者機関が監理する体制を採っている。

第Ⅰ章で示した個人識別子の３モデルをサービスのバックオフィス連携の視点で総括すると表Ⅱ－１のようになる。

	セパレート・モデル	フラット・モデル	セクトラル・モデル
利用者の使用する PIN	複数 PIN(アプリケーション毎)	単一 PIN	セクター共通の単一 PIN
情報連携の手段	証明書添付や名寄せ等の人的介入・判断が必要	全アプリケーション共通の PIN によるシステム連携	セクター単位の PIN によるシステム連携
PIN の管理	個別アプリケーション	通常は住民登録等を所管する行政機関	個別セクター
情報連携の対象	情報連携を想定せず	全アプリケーション	原則はセクター内アプリケーション
情報連携の制限	個別法の目的外利用禁止条項等による	法制度上で連携範囲を規定	セクター間連携は原則禁止
PIN 漏洩等の影響	個別アプリケーションの範囲	全アプリケーションに影響	セクター内アプリケーションの範囲（オーストリアのセクター単位 PIN は原則非開示）

表Ⅱ－１　個人識別子モデルの比較 (バックオフィスの視点)

日本において最も代表的なバックオフィス連携は住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の照会機能である。公的年金給付における現況届や旅券更新手続等、従来住民票の写しや記載事項証明書の提出が求められていた行政手続きの多くでは、バックオフィスでの本人確認情報照会により、住民票の写し等の添付が省略されている。

一方、最も基本的な個人情報を管理する市区町村の情報システムでは、住民に内部管理用の個人識別子を付番して住民基本台帳データを中心として、税務、国民健康保険、介護保険等の業務で個人情報連携をしているケースがあるが、これ等の多くはシステム設計者レベルでの対応であり、根拠となる法例はなく、本人への個人識別子の告知もされていない。

国民 ID 導入に当っては、少なくともバックオフィスにおける個人情報連携・共有の原則を確立し法制化を前提とすべきである。さらに、セクトラルモデルのようなシステム上の対応策も検討する価値がある。

３．国民 ID の法制度に関する考察

日本における国民 ID 実現のためには法制度の整備が主要な課題である。

前述の諸外国の事例では、電子政府基本法等において行政サービスの電子化における要件の一つとして個人識別子に関する要件が定められており、全ての電子政府サービスに共通して適用される。

日本の国民 ID の有力な候補として挙げられている住民票コードは住民基本台帳法で定められており、原則として住民基本台帳ネットワーク・システム内での利用を想定した内容となっている。また、住民票コードの管理は市区町村が行うとされているが、実質的には住民基本台帳ネットワーク全国センターに集約して管理されている。このセンターは住民基本台帳ネットワークの運用管理を管掌する団体であり、住民票コードの管理はその業務の一部に過ぎない。また、その住民票コード利用状況等を検証・評価する第三者の監理機関も存在せず、住民票コードを国民 ID として管理するための体制としては不十分である。

国民 ID として住民票コードを採用するか否かにかかわらず、根本的な制度の見直しが必要であり、その基本となるのは個人識別子に関してルールを定めた包括的法律を制定し、国、地方公共団体および民間の全てのサービスに適用することである。

以下の各節では、望まれるルールの概要に関する提案を記述する。

３．１　国民 ID の目的

国民 ID の目的を、①国民の居住および身分関係等の基礎的個人情報を識別、および②全ての電子化サービスに共通する単一の個人識別子による国民の利便性と社会生産性向上の２点とする。

【解説】

国民 ID は、「１．国民 ID の利用面に関する考察」で記載したように、社会生活の様々な分野での活用が想定される。すなわち、国民 ID は行政に留まらず銀行や医療機関などの公的機関をはじめ、個人識別を必要とする民間機関など幅広く活用することでその効果が生じる。例えば、個人を識別するために住民票や運転免許証、健康保険証など様々な証明書の提示が必要であるが、国民 ID を介して確実に個人を識別することが可能になれば、こうした本人確認手段の提示は不要になる。また、災害や緊急時における適用も国民とその生活を守る安全保障の面から大きく期待できる。

わが国の既存の番号体系は、基礎年金番号、運転免許証番号、パスポート番号のように、それぞれ目的別に設定されており、その活用範囲はおのずと限られている。住民票コードも住民基本台帳ネットワーク上での管理コードであり、社会活動の上での広範な個人識別子としては作られていない。また、納税者番号や社会保障番号などの導入に関する議論もあるが、これらの番号制度も利用対象を限定した中での議論に終始している。

国民 ID 導入の目的を、効率的且つ安心安全な電子化社会を構築する上での社会的基盤と

しての個人識別子として位置づけ、国、地方公共団体、民間における全てのサービスに対するマザーナンバーとしてリンクさせることを前提に、適正な運用がなされる制度設計を作り上げていく必要がある。

３．２　管理体系と責任組織

国民 ID の運用管理を専任とする独立機関の設置、職掌、権限を定める。また、その運用管理機関を監督する第三者機関についても同様に定める。これらの機関の主要な職掌は、国民 ID の付番管理（発番、変更、失効等）、国民 ID による個人情報連携の管理と評価、および個人情報漏洩や違法利用等の危機管理の指揮権とする。

【解説】

国民IDに紐付けられる情報の多くは個人情報であることから、その運用には細心の注意を払う必要がある。

国民IDを採用している諸外国でも、個人情報保護に向けた対応は様々な形で行っているが、ここでは以下の２点について指摘する。

① 証明書の発行

国民IDを知ることで容易に個人情報が引き出せる仕組みは排除すべきである。こうした配慮が不完全であると、米国の社会保障番号（Social Security Number : SSN）の漏洩や盗難による詐欺や犯罪行為に発展する恐れがある。韓国でも、住民登録番号の盗難が重大な社会問題に発展した。米国と韓国のケースで共通していることは、個人IDが通信販売や電話などでの本人確認を行う手段として使われていることである。これが悪用されると、容易に身分をすり替えられる危険につながることになる。

エストニアやベルギーなど欧州の多くの国では、国民IDは氏名と同様に公開された情報であり、国民ID自体には証明性を与えていない代わりに、国民IDをもとに生成された証明書（eID、eCARD等）を電磁的媒体に格納し、これに証明機能を持たせている。

わが国で国民IDを制度化する際にもこうした対応は重要であり、国民IDの本人性を証明するための証明書を発行し、証明書を用いることで本人を証明する手段を講じることが必要になる。証明書の適用範囲も、本人確認を必要とする社会全般のサービスに拡大することで、個人識別手段として証明書の利用が一般化し、結果的になり済ましや盗難などのネット犯罪を防止する効果にもつながる。

② 第３者による監理機関の設置

欧州の多くの国では、データ保護委員会（Data Protection Commissioner＝DPC）が設置されている。これらの組織は、個人情報保護のために設けられた専門の監理機関であり、行政府から独立した第３者機関で強力な権限を保有している。例えば、バックオフィス間の個人情報の連携の仕組みに関する行政の仕組みを個人情報保護の観点から監視し、行き

過ぎた連携については改善勧告を発することができる。また、個人情報漏えいなどの被害者からの訴えにも対応し、救済のために必要な措置も行っている。また、不当な個人情報の閲覧や回付などの取り締まりや、市民からの不服申し立ての民間側窓口として、市民オンブズマンなどと連携することも積極的に行っている。

こうした組織の存在はネットワーク上で個人情報が交換される仕組みの上では不可欠であり、個人情報保護法においてこうした組織を制度化するための規定を行い、官民を問わず個人情報を保有するあらゆる機関を対象とする監理体制の充実を図るべきである。こうした取り組みが、結果的に国民 ID とその運用に対する信頼性を高めることにもつながる。

３．３　利用者の権利と義務

国民は国民 ID の利用に関する選択権、自己の個人情報および国民 ID による個人情報の連携に関する情報開示請求権、および自己の国民 ID を適正に管理する責任をもつことを定める。

【解説】

個人情報の扱いには、利用者の権利と義務が前提になる。

個人情報を連携させるに当たっては、法律上で明記された情報以外は本人の同意が前提となり、許諾が得られた場合に限って個人情報を連携可能とする仕組みが必要である。

また、関係する組織において参照した個人情報の蓄積を禁止することで他の用途への利用を防止することや、中央の監理機関で個人情報の閲覧履歴を蓄積するとともに本人に開示する手段も講じる必要がある。これにより、万一身に覚えにない個人情報の取り扱いがなされた場合には、DPC などの組織に不服申し立てを行うことができる。

これら個人情報保護のための措置は、法的に規定しておく必要がある。

３．４　利用範囲と制限

国民 ID または国民 ID と関連付けられた個人識別子によって個人情報を連携する範囲を定める。この範囲は官民の組織・機関横断的に利用者の視点で決定する。

【解説】

個人情報の連携には、一定の範囲を設ける必要がある。

オーストリアでは、表Ⅰ-6 に記載したようなセクターが設けられており、セクターごとに異なる ssPIN を設けることにより、個人情報の連携はこのセクター内にとどめられている。また、エストニアやベルギーなどのフラットモデルを採用している国でも、利用目的に合った個人情報以外はブロックされ表示できない仕組みになっており、個人情報の不要な閲覧や連携は避けられる仕組みを作っている。

国民 ID は、社会基盤としてあらゆる場面で利用可能とする必要があるが、国民 ID と紐付けられる個人情報は、利用範囲を限定した運用を図ることが重要である。

ただし、個人情報の利用範囲を行政のみに限定することは、利用者の利便性や活用場面

の観点から望ましくない。効果的な情報連携を図るためには、その範囲を民間機関も含め柔軟に設定する必要がある。

なお、国民 ID の普及を促す意味では、必要性が高く活用効果が高いサービス分野から順次利用の拡大を図っていくことが望ましく、その際に民間サービスとの連携も積極的に取り入れ、利用効果の拡大を図るべきである。

３．５　サービス提供機関の責務

サービス提供機関は職掌に属する個人情報を電子的に記録・保存し、国民 ID または国民 ID に関連付けられた個人識別子によって管理すること、他の機関からの個人情報に関する正当な照会に対して電子的な方法で回答すること、および照会によって他の機関から得た個人情報を蓄積してはならないことを定める。

【解説】

情報連携を仲介するサービス提供機関の責務は極めて大きい。

韓国では政府情報共有センターを設置している。証明書等の情報を使用する機関が、個人情報を保有する機関に対して情報を要求することで情報共有が行われるが、その間に政府情報共有センターが橋渡しの機関として請求された情報の妥当性について判断をしている。政府情報共有センターが存在することで、個人情報を保有する各機関が直接情報を外部機関に渡すことはない。

こうしたサービス提供機関の設置は、個人情報を機関同士で適正に連携させるためには不可欠であり、利用者への電子化手続機会の提供を図る役割を持つ機関として、他機関からの正当な個人情報要求のみに対応することはもとより、連携される個人情報は暗号化し内容の閲覧はできなくする配慮や、個人情報アクセス履歴の保存を行い利用者に対し閲覧の機会を与えることなどの運用規則を定めておく必要があると考える。

４．日本における国民 ID に関る課題の総括と導入のステップ

４．１　課題の総括

①　行政サービス改革による効果の実証が国民 ID 制度定着の鍵。

第Ⅰ章で述べた諸外国では国民 ID の長い歴史があり社会的に定着しているが、日本では状況が異なるので国民 ID の定着は難しいという考え方があるが、各国における国民 ID の導入時期は韓国 1962 年、スウェーデン 1974 年、エストニア 1992 年と、その歴史は比較的短い。むしろ、これ等の各国がこの時期に行った大規模な制度改革、あるいは政治的変動の中で、その手段の一つとして国民 ID の導入を図ったことが国民 ID 定着の主な要因と考えられる。

日本における国民の意識も同様であり、当社関連の NPO 法人である東アジア国際ビジネス支援センター（EABuS）が 2009 年に行った意識調査（N＝2,060）でも裏付けられる。すなわち、「行政サービスの効率化と手続の利便性のために有効」とする回答が、約 66%が「セキュリティ・リスクが大きい」とする否定的回答の 56%を上回っている。（図Ⅱ－３）このことは、国民 ID 先行の議論ではなく、効果的な行政サービスの制度改革を先行して実証することが国民 ID の社会的定着の鍵であることを示している。

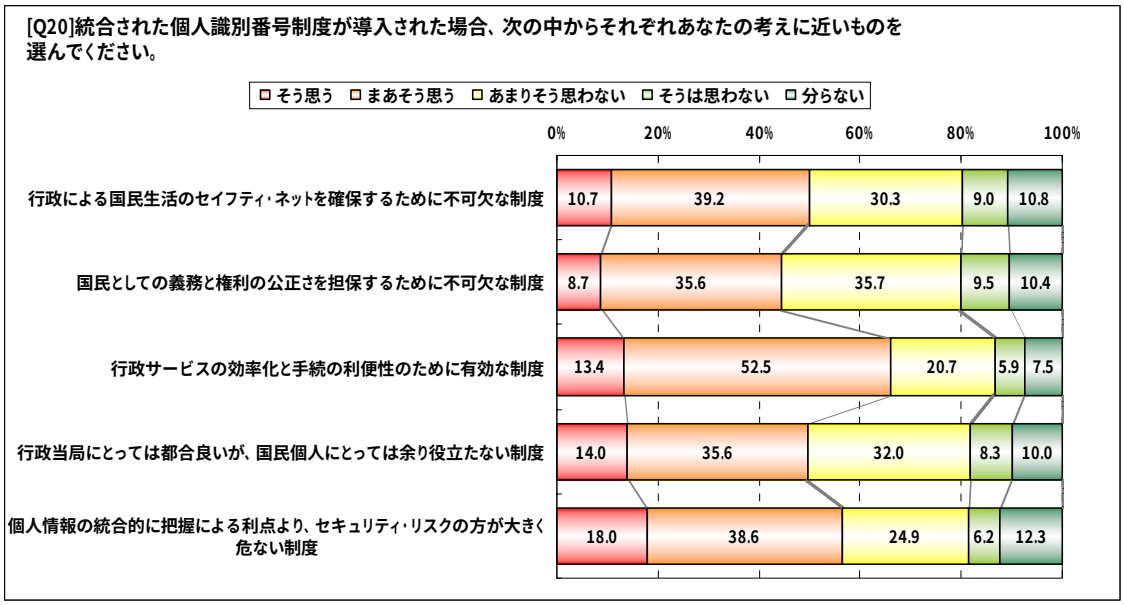

図Ⅱ－３　国民 ID の有効性に関する意識調査の結果

②　電子化による行政サービス改革は未成熟性

日本の電子政府戦略は間もなく 10 年を経過しようとしているが、未だに「紙」による処理手続を電子化でなぞる域を脱しておらず、行政サービス改革とは程遠い状態にある。したがって国民 ID の必要性も少なく、電子政府戦略やアクション・プラン等でもほとんど重要なテーマとしては取り上げられていない。上記①で述べたように、国民 ID の定着には国

民に利益をもたらす行政サービス改革、いわゆるキラー・アプリケーションが必要であるが、現時点では国民 ID を先行して定着させるような電子化行政サービスはない。

ただ、国民 ID と同様に本人性認証の基盤的制度である公的個人認証制度と eTAX の関係は、日本で唯一キラー･アプリケーションの重要性を実証した事例として参考になる。

eTAX は 2004 年からサービスを開始したがその後利用率は低迷し、打開策として 2007 年に所得税法改正をともなう次のような抜本的改善が実施された。

＜操作性、利便性の向上＞

- 添付書類の削減（申告者による２年間保存）
- 確定申告書作成コーナーからのシームレス・リンク
- JPKI 利用処理のための PC 事前設定の簡素化（46 クリックから 12 クリックへ）

＜運用の簡素化＞

- eTax 利用者登録のオンライン化と利用者 ID の即時発行
- 確定申告期間における 24 時間受付け
- 税理士による代理申告における納税者電子署名の省略

＜電子申告優遇措置＞

- 電子申告の税額控除（一律 5,000 円）
- 還付申告の場合の還付期間短縮（6 週間から 3 週間へ）

このインセンティブによって 2008 年度の所得税確定申告における eTAX による電子申告の利用率は３０％を超え、これに伴って電子申告で必要とされる公的個人認証取得件数も大幅に増加している。すなわち、eTAX が公的個人認証のキラー・アプリケーションの役割を果たしていると考えることができる。このことは、図Ⅱ－４に見られるように確定申告の準備時期である前年 11 月から 2 月にかけて公的個人認証新規取得件数のピークが存在することによっても裏付けられる。

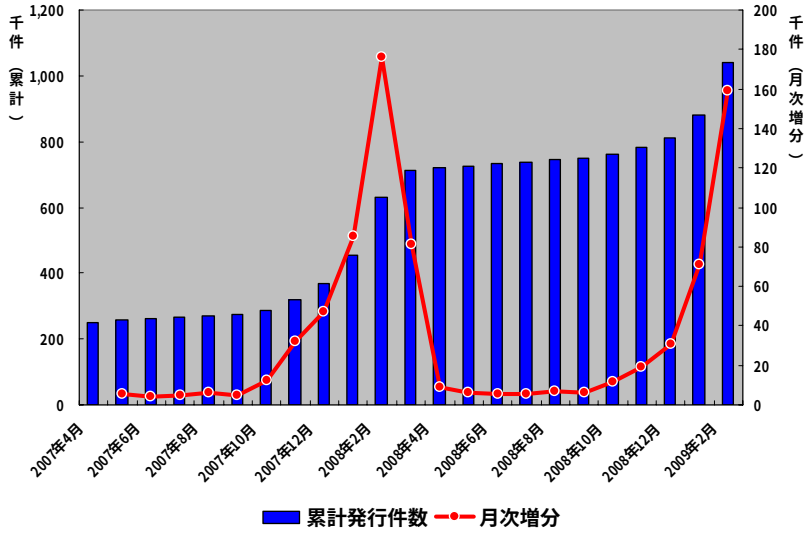

図Ⅱ－４　月別公的個人認証・証明書交付件数の推移

③　国民 ID 制度における住民票コードの位置づけ

2002 年の住民基本台帳ネットワーク運用開始時に、全国民に住民票コードが発番され本人に通知されたが、国民からはその利用価値が不明瞭であり、付記転出入届や広域住民票交付というなじみのない手続以外ほとんど利用されないままである。また、行政のバックオフィスにおいては住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の照会に利用されると推測されるが、その実態は公開されておらず不透明である。

このように、住民票コードは日本における唯一の国民 ID であるにも関らず、その性格や位置づけは曖昧であり、十分説明責任が果たされているとは言えない。その背景には国民 ID に対する政府の及び腰的姿勢があると推測される。

しかし、前述の意識調査によれば国民の住民票コードの存在に対する認識は賛否に関らず比較的高く、住民票コードを知らないという回答は３分の１弱に留まっている。（図Ⅱ－５）

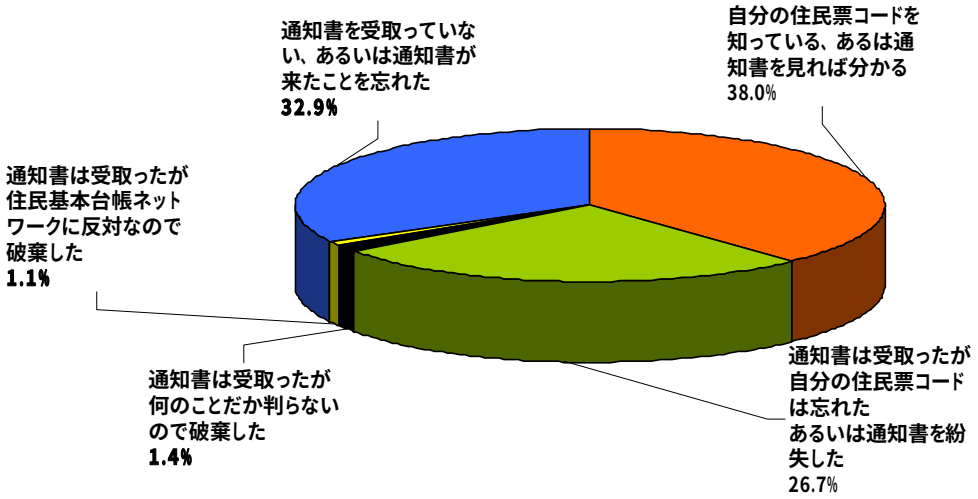

図Ⅱ－５　住民票コードの認知状況

このように、十分ではないにしてもある程度国民に認知されている住民票コードを何等かの形で国民 ID 制度の中に組み入れることは有益である。

④　個別アプリケーション固有の既存個人識別子の存在

日本に限らず、アプリケーション横断的な共通の個人識別子の導入は、利用者の立場では一つの個人識別子で全てのサービスを受けることができるというメリットがあるが、サービスのバックオフィスでは、従前からアプリケーション毎の個人情報管理のために使用されていた個人識別子からの移行の問題が発生する。移行に関しては概ね次のような考え方がある。

ア)　各アプリケーションのバックオフィスでの個人情報管理は従前の個人識別子を用い、利用者との接点および他アプリケーションとの情報連携の接点で共

通個人識別子に変換する。

【利点】

- 名寄せや本人からの届出等により、従前の個人識別子と共通の識別子の対応付けを個人情報管理のデータベースを変更せずに行うことが移行可能であり、導入当初の負担が比較的軽い。
- 個人識別子とアプリケーションを分離することが可能となり、アプリケーションの変更が不要である。

【欠点】

- 個人識別子の相互対応の保守管理が必要となり、運用コスト増となる可能性がある。
- 利用者や他アプリケーションとの接点での個人識別子変換のためのシステム負荷が発生し、処理効率低下の可能性がある。

イ) 従前の個人識別子を廃止して共通の個人識別子に全面移行する。

【利点】

- 利用者および他アプリケーションとの接点がシームレスとなりスムーズで経済的な運用が可能となる。
- アプリケーション固有の個人識別子の管理が不要となり運用コスト低減につながる。

【欠点】

- 個人情報管理のためのデータベースおよびアプリケーション・システムの全面的な見直しおよび再構築が必要となる。特にレガシーな構造をもったシステムでは全面的再構築が必要となる可能性がある。
- 共通の個人識別子の利用が任意である場合、個人情報の二重管理か必要となる。

⑤ 地方公共団体における個人識別子のあり方

上記２．２でも述べたとおり、多くの地方公共団体、特に市区町村においては既に独自の個人識別子によるアプリケーション間の個人情報連携が実現している。問題はこれ等の個人識別子が非公式なものでありながら多くの場合実務的な個人情報共有の鍵となっていること、およびその事実が公開されていないことである。特に住民基本台帳情報や税務の所得情報や資産情報が福祉関係のサービスと深く共有されているケースが多い。

地方公共団体の参加なしには行政サービスの電子化の実現は不可能であるため、地方公共団体のアプリケーションへの国民 ID 等の共通個人識別子適用は必須であるが、現時点では非公式な市区町村固有の個人識別子の問題は表面化していないだけに、その影響の大きさは深刻である。

４．２　導入のステップに関する提言

国民 ID の導入は長期的な視野で戦略的に推進する必要がある。この節では導入のステップに関する提言を述べる。各ステップ毎に、その成果を公表し国民およびステークホルダーの共通理解を得て、次のステップに進むことが国民 ID の定着にとって重要である。

① 基本方針の策定

【国民 ID の目的の明確化】

国民 ID の目的を明確にして国民の共通理解を得ることと、様々な立場での議論の共通目標とすることが必要である。主に次の２つの視点から国民 ID の目的を定める。

- 全国民を対象とした基礎的な国民 ID（以下、基礎 ID）によって居住関係、身分関係等の基礎的個人情報を識別し、行政サービスの基本となる情報を共有する。
- 全ての電子化サービスに共通する単一の個人識別子（以下、共通 ID）によって国民の利便性とバックオフィスの生産性向上を目指す。
- 基礎 ID と共通 ID を同一とするか、相互に独立した識別子体系として１対１の対応をとるか、いずれかの方針を決める必要がある。

【本人確認手段と個人識別子の保護】

基礎 ID は現行の住民票コードとの連携によって住民基本台帳情報等による本人確認を可能とする。あるいは、関係法制度等の改正により住民票コードを基礎 ID として位置付ける。そのために次の点について方針を策定する。

- 基礎 ID の本人性と有効性の確認のための専任の認証機関の設置。
- 基礎 ID および共通 ID の電磁的記録と保護。（電磁的記録媒体を所有していることが本人性の認証となるため、媒体の物理的および電子的保護が重要となる）
- インターネット等のオープン環境における共通 ID の保全および危機管理

【国民の権利と義務】

バックオフィスにおける個人情報の連携について国民が持つべき権利と義務について、次の点を中心に方針を策定する。

- 国民は共通 ID の取得に関して自由な選択権をもつ。
- 自己の個人情報の管理状況、アクセスの記録等の開示を求める権利。
- 自己の基礎 ID、共通 ID の記録媒体を適正に管理する義務（不適切な管理による事故は自己責任という方針）

【サービス提供者の義務】

サービス提供者が管理する個人情報の電子的保存と共通 ID による管理に関してサービス提供者が遵守すべき次の点を中心に方針を策定する。

- バックオフィスにおける個人情報連携の前提となる個人情報に関する帳簿類の電子化と原本性保証による正本化。
- 個人情報連携に関する本人同意の確認と記録の保存。
- 個人情報および共通 ID の守秘義務

② 制度設計および包括的法律の制定

【制度設計】

制度設計では基礎 ID および共通 ID 制度の管理、監督機関の特性と職掌、および共通 ID の利用範囲（セクター）に関するルール策定が中心となる。

- 管理機関はサービス提供機関から独立し、民間事業者の参画も可能とする。また基礎的個人情報を管理する市区町村との連携も可能とする。
- 監督機関はサービス提供機関および管理機関から独立した第三者機関とし、管理機関の個人情報管理状況を検査し、不適切なケースについて改善を勧告する強制力をもつ。個人からの自己個人情報に関する開示請求に対応する。
- 共通 ID の利用範囲（セクター）は利用者のニーズの視点から組織・機関横断的なサービス範囲とする。

【個人識別および個人情報連携・共有に関する包括的法律の制定】

個人識別および認証に関して他法関連条項に対して優先する法律とする。また、住民基本台帳法の住民票コードおよび本人確認情報に関する条項との調整も必要となる。

③ 管理体制の整備

上記制度設計において決定した各機関を設置し、関係諸機関との調整を図る。

④ キラー・アプリケーションの構築

前述のとおり、基礎 ID や共通 ID の定着には個人識別に関するキラー・アプリケーションの先行運用による実証が有効であり、次の点からアプリケーションの優先度を評価してキラー・アプリケーションを選定、構築する。

この場合、基礎 ID や共通 ID の仕様がキラー・アプリケーションの要件に依存することがないように留意する必要がある。

- アプリケーションの公益性
- 利用者の動機付け
- 利用者のメリット
- 経済効果の分かり易さ、計数化

⑤ 利用範囲の順次拡大

先行するキラー・アプリケーションの成果を評価し、その評価を反映して順次利用分野を拡大していく。

補　記

本報告書は、「はじめに」で述べたように国民番号制度のあり方を考察するための資料として、韓国をはじめとする海外の国民 ID 制度について、当社ならびに関係する NPO 法人東アジア国際ビジネス支援センター（EABuS）がこれまで行ってきた調査研究ならびに関連する文献を精査し、その結果をまとめたものである。

国民 ID が真の社会基盤として定着し、様々な分野で活用されるためには、国の社会的・文化的・政治的な環境を踏まえ、その国に適した適用方法を探っていく必要がある。また、導入にあたっては様々な試行錯誤が行われ、その結果でその国にとって最適な制度設計がなされてきている。

わが国において国民 ID を定着させるためには、単に海外で出来上がった制度を日本に移植するという発想ではなく、各国の取組みの背景ならびに実態をつぶさに検証し、様々な視点から日本への適応性を考察していく必要がある。

従って、本報告書の第Ⅱ章で述べた記述は、現時点ではあくまで仮説にすぎないとご理解いただきたい。

引き続き第 2 次調査を計画しているが、その調査の主眼は現地視察を通じ国民 ID が社会においてどのように機能しているのか、またその導入の背景や経緯について可能な限り調査し、その上で改めてわが国において国民 ID を定着させるための考察を行い、効果的な実現に向けた提言を行いたいと考えている。

別添 1．韓国の電子政府法

（韓国選挙管理研修院高選圭博士翻訳）

電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律（法律第 6439 号）
（2001 年 7 月 1 日施行）
出典：「韓国 Web 六法」（http://www.geocities.jp/koreanlaws/densiseihuhou.html）

第 1 章　総則
第 2 章　電子政府の具現及び運営原則
第 3 章　行政管理の電子化
第 4 章　対民間サービスの電子化
第 5 章　文書業務の縮小
第 6 章　電子政府事業の推進
第 7 章　補則
附則

第 1 章　総則

第 1 条（目的）この法律は、行政業務の電子的処理のための基本原則・手続及び推進方法等を規定することにより電子政府の具現のための事業を促進させ、行政機関の生産性・透明性及び民主性を高めて知識情報化時代の国民の生活の質を向上させることを目的とする。

第 2 条（定義）この法律で使用する用語の定義は、次の通りである。

1．"電子政府"とは、情報技術を活用して行政機関の事務を電子化することにより行政機関相互間又は国民に対する行政業務を効率的に遂行する政府をいう。

2．"行政機関"とは、国会・裁判所・憲法裁判所・中央選挙管理委員会の行政事務を処理する機関、中央行政機関（大統領所属機関及び国務総理所属機関を含む。以下同じである。）及びその所属機関、地方自治体をいう。

3．"中央事務官お手の物観の長"とは、国会所属機関については、国会事務総長、裁判所所属機関については、裁判所行政処長、憲法裁判所所属機関については、憲法裁判所事務処長、中央選挙管理委員会所属機関については、中央選挙管理委員会事務総長、中央行政機関及びその所属機関及び地方自治体については、行政自治部長官をいう。

4．"行政情報"とは、行政機関が職務上作成又は取得し、管理している資料であって電子的方式で処理されて符号・文字・音声・音響・映像等で表現されたものをいう。

5．"電子文書"とは、コンピュータ等情報処理能力を有する蔵置により電子的な形態で作成され、送・受信又は保存される情報をいう。

6. "電子官印"とは、電子文書を作成した行政機関、補助機関又は補佐機関の身元及び電子文書の変更可否を確認することができる情報であって当該文書に固有なものをいう。

7. "情報通信網"とは、電気通信基本法第 2 条第 2 号の規定による電気通信設備を活用し、又は電気通信設備とコンピュータ及びコンピュータの利用技術を活用して情報を収集・加工・保存・検索・送信又は受信する情報通信体制をいう。

第 3 条（適用範囲）行政機関業務の電子的処理に関して他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律が定めるところによる。

第 4 条（行政機関の責務）①行政機関は、電子政府の具現を促進して知識情報化時代の国民の生活の質を向上させるようにこの法律を運営して関連制度を改善しなければならない。
②行政機関は、当該機関の電子政府の具現及び運営と関連して次の各号の業務を遂行しなければならない。

1. 行政革新と電子政府の具現のための事業間の連係
2. 電子化対象業務の処理過程革新
3. 情報通信網を通した業務遂行及び行政サービスの提供
4. 所属公務員に対する情報通信技術活用能力の向上及び検定
5. 電子政府の運営と関連した国民不満事項に対する確認及び迅速な改善

③行政機関は、他の行政機関が電子政府の具現及び運営と関連して情報通信網の連係、行政情報の共同利用等協調を要請する場合には、これに積極的で応じなければならない。
④行政機関は、所管政策の樹立及び執行において第 2 項各号の事項を優先的に考慮しなければならない。

第 5 条（公務員の責務）①公務員は、担当業務を電子的処理に適合するように改善することに最大限の努力を傾けなければならない。
②公務員は、担当業務の電子的処理のために必要な情報通信技術活用能力を備えなければならない。
③公務員は、電子的に業務を処理する場合において、国民の便益を行政機関の便益より優先的に考慮しなければならない。

第 2 章　電子政府の具現及び運営原則

第 6 条（国民便益中心の原則）行政機関の業務処理過程は、当該業務を処理する場合において民願員が負担しなければならない時間及び努力が最小化されるように設計されなければならない。

第 7 条（業務革新先行の原則）行政機関は、業務を電子化しようとする場合には、あらかじめ当該業務及びこれと関連した業務の処理過程全般を電子的処理に適合するように革新しなければならない。

第 8 条（電子的処理の原則）行政機関の主要業務は、電子化されなければならず、電子的処理が可能な業務は、特別な事由がある場合を除いては、電子的に処理されなければならない。

第 9 条（行政情報公開の原則）行政機関が保有・管理する行政情報であって国民生活に利益になる行政情報は、法令の規定により公開が制限される場合を除いては、インターネットを通じて積極的に公開されなければならない。

第 10 条（行政機関確認の原則）行政機関は、特別な事由がある場合を除いては、行政機関間で電子的に確認することができる事項を民願員に確認して提出するよう要求してはならない。

第 11 条（行政情報共同利用の原則）行政機関は、収集・保有している行政情報を必要とする他の行政機関と共同利用しなければならず、他の行政機関から信頼することができる行政情報を提供を受けることができる場合には、同一内容の情報を別に収集してはならない。

第 12 条（個人情報保護の原則）行政機関が保有・管理する個人情報は、法令が定める場合を除いては、当事者の意思に反して使用されてはならない。

第 13 条（ソフトウェア重複開発防止の原則）行政機関は、ソフトウェアを開発する場合には、重複開発とならないように必要な措置を採らなければならない。

第 14 条（技術開発及び運営外注の原則）行政機関は、電子政府の具現に必要な技術開発及び運営において当該事業が民間部門に任せることができず、又は行政機関が直接開発又は運営することが経済性・効果性又は保安性側面で顕著に優秀であると判断される場合を除いては、民間部門にその開発及び運営を依頼しなければならない。

第 15 条（施策の樹立・施行）国会・裁判所・憲法裁判所・中央選挙管理委員会及び行政府は、第 6 条から第 14 条までの原則を実現するために必要な施策を樹立・施行しなければならない。

第 3 章　行政管理の電子化

第 16 条（電子文書の作成等）①行政機関の文書は、電子文書を基本として作成・発送・受付・保管・保存及び活用されなければならない。ただし、業務の性格その他特別な事情がある場合には、この限りでない。
②行政機関は、当該機関で受理又は発送する文書の書式に付加して電子文書に適合した書式を準備し、これを活用することができる。
③行政機関の電子文書（以下"電子公文書"という。）の作成・発送・受理・保管・保存及び活用並びに電子文書の書式の作成方法等に関して必要な事項は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

第 17 条（電子公文書の成立等）①電子公文書は、当該文書に対する決裁（国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める電子的な手段による決裁をいう。）があることにより成立する。
②行政機関の補助機関又は補佐機関が委任専決又は対決した電子公文書は、これを当該補助機関又は補佐機関の電子官印で発送することができる。

第 18 条（電子文書の送・受信）①個人、法人又は団体が本人であることを確認する必要がある電子文書を行政機関に送信しようとする場合には、電子署名法第 2 条第 2 号の規定による電子署名又は他の法令により本人であることを確認するために認められる電子的手段（以下"電子署名等"という。）を利用して送信しなければならない。
②発送又は到達時期を明確にする必要がある電子文書は、発送又は到達時期を客観的に確認することができるように国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める電子的方法を利用して送信又は受信しなければならない。

第 19 条（電子文書の発送及び到達時期）①行政機関に送信した電子文書は、当該電子文書の送信時点がコンピュータにより電子的に記録された時にその送信者が発送したもととみなす。
②行政機関が送信した電子公文書は、受信者が指定したコンピュータ等に入力された時にその受信者に到達したものとみなす。ただし、指定したコンピュータ等がない場合には、受信者が管理するコンピュータ等に入力された時にその受信者に到達したものとみなす。
③特定の期限まで到達しなければならない文書等を送信者が期限前に第 18 条第 2 項の規定による電子的方法により電子文書で発送し、当該受信者のコンピュータ又は関連蔵置の障害により期限内に到達しない場合には、当該送信者に限り障害が除去された日の翌日に期限が到来したものとみなす。
④行政機関に到達した電子文書が判読することができない状態で受信された場合には、当該行政機関は、これを瑕疵のある文書とみなし、補完に必要な相当な期間を定めて補完を

要求しなければならず、行政機関が発送した電子公文書が判読することができない状態で受信者に到達した場合には、これを適法に到達した文書とみなさない。

第 20 条（電子官印の認証）①電子公文書には、電子官印を使用する。ただし、行政機関は、電子取引基本法第 2 条第 4 号の規定による電子取引を効率的に運営するために電子署名法第 2 条第 2 号の規定による電子署名を使用することができる。
②中央事務管掌機関の長は、電子官印に対する認証業務を行う。
③中央事務管掌機関の長は、第 2 項の認証業務を行う場合において電子署名法第 2 条第 2 号の規定による電子署名との互換性を高めるために情報通信部長官と協議して電子官印に対する技術標準を準備し、電子官印及び電子署名が相互関連することができる方案を準備しなければならない。
④第 2 項の規定により認証を受けた電子官印がある場合には、当該電子官印を電子公文書に表示された行政機関又は補助機関及び補佐機関が所属する行政機関の官印又は公認とみなし、当該電子公文書は、電子官印が認証された後にその内容が変更されていないと推定する。
⑤電子署名法第 26 条の規定は、電子官印の認証業務に関してこれを準用する。この場合、"公認認証機関"を"中央事務管掌機関の長"で、"認証書"を"電子官印"と読み替えるものとする。
⑥電子官印の認証業務に関して必要な事項は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

第 21 条（行政情報共同利用）①行政機関は、次の各号の行政情報を共同利用しなければならない。

1. 民願事項の処理のために必要な行政情報
2. 統計情報・文献情報等行政業務の遂行に参考になる行政情報
3. 公共機関の個人情報保護に関する法律第 10 条第 2 項の規定により他の機関に提供することができる処理情報
4. 情報化促進基本法第 8 条の規定による情報化推進委員会（以下"情報化推進委員会"という。）が行政機関間共同利用が必要であると認める行政情報

②国家の安全保障と関連した行政情報及び秘密又はこれに準ずる行政情報は、これを共同利用の対象となる情報から除くことができる。
③行政機関は、行政情報を相互に共同利用するために情報通信網により他の行政情報の保有機関に送信しようとする場合には、特別な事由がある場合を除いては、個人情報の保護のために国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定める方法で送信しなければならない。
④行政機関間共同利用になる行政情報の提供機関は、当該行政情報の正確性を維持しなけ

ればならない。

第 22 条（行政情報共同利用の手続）①中央事務管掌機関の長は、行政機関が電子的に生産・流通・保存している行政情報を調査し、その目録を作成することができる。
②中央事務管掌機関の長は、第 1 項の規定による目録を作成して行政機関に配布し、行政機関が共同利用を必要とする情報に対する需要を調査することができる。
③中央事務管掌機関の長は、第 2 項の規定による調査結果により行政情報共同利用計画を樹立し、情報化推進委員会の審議を経てこれの施行に必要な措置を採ることができる。
④行政情報の円滑な共同利用のために国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところにより中央事務管掌機関の長所中の下に行政情報共同利用センターを置くことができる。
⑤行政機関の長は、行政情報の効率的な共同利用のために必要な場合には、中央事務管掌機関の長と協議して情報化促進基本法第 10 条の規定による韓国電算院等他の機関に共同利用に関する業務を委託することができる。この場合、中央事務管掌機関の長は、その委託対象業務を行政情報共同利用センターが遂行しなければならない特別な事由がない限り行政機関の長の協議要請に応じなければならない。
⑥行政情報を提供する機関は、当該情報を利用する機関に対して国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところによりその費用を請求することができる。
⑦行政情報提供に対する費用請求の対象・範囲その他行政情報の共同利用に関して必要な事項は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

第 23 条（行政知識管理）行政機関は、当該機関の業務と関連した行政情報、個人の経験、当該機関内において生産・流通する業務知識及び技術のうち当該機関の政策決定に主要判断資料としての価値が大きいと認められる事項に対しては、これを政策決定に活用することができるように電子的システムを構築・運営することができる。

第 24 条（行政機関の業務再設計）①行政機関の長は、所管業務に対して情報通信技術を導入する場合には、既存の組織及び業務手続を情報通信技術の導入に適合するように事前に再設計し、これを施行しなければならない。
②第 1 項の規定による業務再設計の範囲が 2 以上の行政機関の業務と関連している場合に当該行政機関の長は、関連行政機関の長に協調を要請することができ、その要請を受けた行政機関の長は、特別な事由がない限りこれに応じなければならない。
③行政機関の長は、第 1 項及び第 2 項の規定による業務再設計により所管法令及び制度を整備しなければならない。

第 25 条（標準化）中央事務管掌機関の長は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところにより電子公文書、行政コード及び行政機関において共通的に使用される行政業務用コンピュータ等の標準化のために必要な措置を採ることができる。

第 26 条（情報通信網の構築）①中央事務管掌機関の長は、情報通信部長官と協議して行政機関を統合・連係する情報通信網の構築・運営方案を準備しなければならない。
②行政機関は、情報通信網を構築・運営する場合に多様な行政情報の円滑な流通のために他の行政機関の情報通信網と関連することができるように設計・運営しなければならない。

第 27 条（情報通信網等の保安対策樹立・施行）①国会・裁判所・憲法裁判所・中央選挙管理委員会及び行政府は、電子政府の具現に要求される情報通信網及び行政情報等の安全性及び信頼性確保のための保安対策を準備しなければならない。
②行政機関の長は、第 1 項の保安対策により所管情報通信網及び行政情報等の保安対策を樹立・施行しなければならない。

第 28 条（情報通信網を通した意見収斂）①行政機関は、所管法令の自己の・改正、行政手続法第 46 条第 1 項の規定により行政予告をしなければならない事項、その他法令で公聴会・世論調査等を実施させた事項に関しては、情報通信網を通じた意見収斂手続を並行しなければならない。
②行政機関は、その処分に関して意見がある当事者及び利害関係人がその意見を情報通信網を通じて提出することができるようにしなければならない。
③行政機関の長は、第 1 項及び第 2 項の規定による意見収斂及び意見提出を活性化するために関係法令の整備等必要な措置を採らなければならない。
④行政機関は、国民を対象にして統計調査、民願事務処理に対する満足度調査等を実施する場合には、情報通信網を活用する方案を積極的に講じなければならない。

第 29 条（電子的業務遂行）行政機関の長は、情報通信網を通じて行政機関相互間の意思を交換し、又は会議を遂行し、又は国民に対してサービスを提供させなければならない。

第 30 条（オンライン遠隔勤務）行政機関の長は、必要な場合に所属職員をして特定の勤務場所を定めずに情報通信網を利用して勤務させることができる。この場合、行政機関の長は、情報通信網に対する不法な接近の防止その他の保安対策を準備しなければならない。

第 31 条（公務員情報通信技術活用能力の向上）中央事務管掌機関の長は、行政機関所属公

務員の情報通信技術の活用能力を定期的に調査し、公務員教育訓練計画に反映することができる。

第 32 条（遠隔教育訓練）行政機関の長は、情報通信網を利用して所属職員に対する教育訓練を実施することができる。

第 4 章　対民間サービスの電子化

第 33 条（電子的民願処理）①行政機関の長は、当該機関で処理する民願事項等に対して関係法令（地方自治体の条例及び規則を含む。以下同じである。）で文書・書面・書類等の紙文書で申請・申告又は提出等（以下この条において"申請等"という。）をするよう規定している場合にもこれに対し電子文書で申請等をさせることができる。
②行政機関の長は、民願事項等を処理する場合においてその処理結果を関係法令で文書・書面・書類等の紙文書で通知・通報等（以下この条において"通知等"という。）をするよう規定している場合にも本人が希望し、又は民願事項等を電子文書で申請等をしたときは、これを電子公文書で通知等をすることができる。
③第 1 項及び第 2 項の規定により電子文書で申請等をし、又は電子公文書で通知等をした場合には、当該法令で定めた手続により申請等又は通知等をしたものとみなす。
④行政機関の長は、第 1 項の規定により民願事項等を電子文書で申請等をさせ、又は第 2 項の規定により電子公文書で通知等をする場合には、インターネットを通じてあらかじめその民願事項等又は通知等の種類及び処理手続を国民に公表しなければならない。

第 34 条（非訪問民願処理）①行政機関の長は、民願員が当該機関を直接訪問しなくても民願業務を処理することができるように関係法令の改善、必要な施設及びシステムの構築等諸般措置を準備しなければならない。
②行政機関の長は、第 1 項の規定による非訪問民願処理制度の施行のためにインターネットに電子民願窓口を設置・運営することができる。
③中央事務管掌機関の長は、行政機関の電子民願窓口の設置・運営を支援し、これを連係して統合された電子民願窓口の設置・運営方案を準備しなければならない。
④民願員が第 2 項の規定による電子民願窓口を通じて民願を申請したときは、当該電子民願窓口を設置・運営する機関に直接民願を申請したものとみなし、第 3 項の規定による統合された電子民願窓口を通じて民願を申請したときは、当該民願の所管機関に直接民願を申請したものとみなす。
⑤電子民願窓口の設置・運営に関して必要な事項は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

第 35 条（身元確認）行政機関の長は、民願事項等を処理する場合において当該民願員の身元を確認する必要があるときは、電子署名等を通じてその身元を確認することができる。

第 36 条（電子的告知・通知）①行政機関の長は、関係法令において告知書・通知書等の紙文書で告知・通知等をするよう規定している場合にも本人が希望するときは、これを電子公文書で告知・通知等をすることができる。
②第 1 項の規定により電子公文書で告知・通知等をした場合には、当該法令で定めた手続により告知・通知等をしたものとみなす。
③行政機関の長が第 1 項の規定により告知・通知等を電子公文書で行う場合には、インターネットを通じてあらかじめその告知・通知等の種類及び手続を国民に公表しなければならない。
④電子公文書による告知・通知等の施行に関して必要な事項は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

第 37 条（行政情報の電子的提供）①行政機関の長は、民願関連法令、民願事務関連便覧、民願事務の処理基準等民願関連情報その他国民生活と関連した行政情報であって国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定める行政情報等をインターネットに掲示する方法で国民に提供しなければならない。
②行政機関の長は、官報・新聞・掲示板等に掲載する事項をインターネットに掲示する方法で国民に提供することができる。
③中央事務管掌機関の長は、第 1 項及び第 2 項の規定による行政情報の電子的提供を促進するために単一の電子的情報提供方案の工夫等必要な施策を推進しなければならない。

第 38 条（手数料等）①行政機関の長は、他の法令において税金・手数料・過怠金・課徴金・反則金・罰金・科料等を現金・収入印紙・輸入証紙その他の形態で納付するように規定している場合においても、情報通信網を利用して電子貨幣・電子決済等の方法でこれを納付させることができる。
②行政機関の長は、インターネットを通じて提供する行政情報により特別な利益を得る者がある場合には、当該行政情報を利用する者に手数料を徴収することができる。
③行政機関の長は、不特定多数人にインターネットで有用な行政情報を提供する場合であって持続的に当該行政情報を更新する必要がある場合には、当該行政情報を提供するインターネット窓口に商業的広告を誘致し、その収益で当該行政情報の更新のための費用の全部又は一部を充当することができる。

第 39 条（電子的給付提供）行政機関は、法令の規定により国民に一定の給付・給与等を提供する場合には、これを情報通信網を通じて提供することができる。

第 5 章　文書業務の縮小

第 40 条（紙文書等の縮小）行政機関は、次の各号の方法で当該機関が取得・作成・流通・保管する紙文書等を最大限縮小しなければならない。

1. 意思決定過程の刷新及び電子化
2. 各種申請・申告・提出等の簡素化・電子化
3. 各種告示・公告等の電子化
4. 行政機関間行政情報の交換及び共同利用
5. その他文書業務の縮小のための行政改善及び電子化

第 41 条（文書業務縮小計画）①中央事務管掌機関の長は、第 40 条各号に規定された事項の施行のために文書業務縮小計画を作成し、第 44 条の規定による文書縮小委員会の審議を経てこれを国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところにより行政機関の長に通報しなければならない。

②第 1 項の文書業務縮小計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 第 40 条各号の方法を通じた文書業務の縮小方向
2. 文書業務縮小目標の基準設定
3. 文書業務の縮小対象選定
4. その他文書業務縮小のために必要な事項

第 42 条（執行計画の樹立及び施行）①行政機関の長は、第 41 条の規定による文書業務縮小計画により毎年自体執行計画（以下"執行計画"という。）を樹立・施行しなければならない。

②第 1 項の執行計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 行政機関間又は行政機関内部で流通する文書の中縮小対象文書の指定及び縮小目標の設定
2. 民間及び行政機関間に流通する文書の中縮小対象文書の指定及び縮小目標の設定
3. 第 1 号及び第 2 号の文書業務縮小を達成するための方法
4. その他文書業務縮小の施行のために必要な事項

③第 2 項第 1 号及び第 2 号の縮小対象文書及び縮小目標は、文書業務縮小計画により行政機関が自律的に決定してインターネットで公表しなければならない。この場合、中央行政機関の長及び地方自治体の長は、当該機関及び所属機関の縮小対象文書及び縮小目標を総合してインターネットで公表しなければならない。

④中央事務管掌機関の長は、第 3 項の規定により公表される縮小対象文書及び縮小目標を総合してインターネットで公表することができる。

第 43 条（縮小実績の公表）①行政機関の長は、第 42 条第 3 項の規定により公表された縮小対象文書の縮小実績を半期（反旗）別に把握してこれを縮小目標と対応してインターネットで公表しなければならない。この場合、中央行政機関の長及び地方自治体の場は、当該機関及び所属機関の縮小実績を総合してインターネットで公表しなければならない。
②中央事務管掌機関の長は、第 1 項の規定により公表される縮小実績を総合してインターネットで公表することができる。

第 44 条（文書縮小委員会）①中央行政機関及びその所属機関及び地方自治体所管の文書業務縮小を効率的に推進し、このために諸般事項を審議するために行政自治部長官所属の下に文書縮小委員会（以下この条において"委員会"という。）を置く。
②委員会は、次の各号の事項を審議する。

1. 第 41 条の規定による文書業務縮小計画
2. 第 7 項の規定による分野別対策会議間意見調整
3. 文書業務縮小と関連した行政機関間政策調整
4. 文書業務縮小の促進のための法令及び制度の改善
5. その他文書業務縮小と関連して委員長が必要であると認めて附議する事項

③委員会は、委員長 1 人を含む 10 人以内の委員で構成する。
④委員長は、行政自治部長官がなり、委員は、行政自治部次官・情報通信部次官・企画予算処次官・国家情報院次長・法制処次長・ソウル特別市行政府市長及び文書業務縮小に関して学識及び経験が豊富な者又は非営利民間団体支援法第 2 条の規定による非営利民間団体において推薦した者の中から委員長が委嘱する者がなる。
⑤委員の中当然職委員でない委員の任期は、2 年とし、1 次に限り連任することができる。ただし、委員が欠位となった場合、後任委員の任期は、前任者の残余期間とする。
⑥委員会の事務を処理するために委員会に幹事 1 人を置き、幹事は、行政自治部所属公務員の中から委員長が指名する。
⑦委員会の効率的運営及び文書業務縮小の効果的な推進のために公務員及び専門家等で構成される分野別対策会議を設置することができる。
⑧第 1 項の規定による委員会の運営及び第 7 項の規定による対策会議の設置・運営に関して必要な具体的な事項は、大統領令で定める。
⑨国会・裁判所・憲法裁判所及び中央選挙管理委員会は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則及び中央選挙管理委員会規則が定めるところにより各中央事務管掌機関の長の所属の下に国会文書縮小委員会・裁判所文書縮小委員会・憲法裁判所文書縮小委員会及び中央選挙管理委員会文書縮小委員会を置くことができる。

第 6 章　電子政府事業の推進

第 45 条（中長期電子政府事業計画の樹立）①中央事務管掌機関の長は、電子政府の具現のための中長期電子政府事業計画（以下"中長期事業計画"という。）を情報化推進委員会の審議を経て樹立することができる。
②中長期事業計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 第 40 条の規定による紙文書等の縮小のための情報化事業
2. 第 1 号の情報化事業に必要な標準化
3. 行政機関間情報通信網の構築及び安全性確保のための事業
4. その他電子政府の具現及び運営と関連した情報化事業

③中央事務管掌機関の長は、中長期事業計画を国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところにより各行政機関に通報しなければならない。
④関係中央行政機関の長は、情報化促進基本法第 6 条の規定による情報化促進施行計画を樹立・施行しようとするときは、中長期事業計画を考慮しなければならない。

第 46 条（成果評価）①中央事務管掌機関の長は、各行政機関が推進した電子政府事業を総合評価し、その結果を情報化推進委員会及び国会に提出しなければならない。ただし、情報化推進委員会が直接評価を実施する場合には、この限りでない。
②第 1 項の規定による評価には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 行政機関の電子政府事業の推進成果
2. 行政機関間成果の比較
3. 問題点及び改善法案
4. 今後推進計画
5. その他評価のために必要であると認められる事項

第 47 条（試験事業の推進）①行政機関の長は、情報化推進委員会の審議を経て電子政府の具現のための試験事業を推進することができる。
②試験事業の施行に関して必要な事項は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令で定める。

第 48 条（情報化システムの普及・拡散）①中央事務管掌機関の長は、各行政機関が開発・運営している情報化システムのうち優秀なシステムを他の行政機関に普及・拡散させるための方案を準備しなければならない。
②優秀な情報化システムを開発して普及する機関は、普及を受ける機関に対して国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところによりその費用を請求することができる。

第 49 条（情報化促進基金の支援）情報通信部長官は、情報化促進基本法第 33 条の規定による情報化促進基金を行政機関の電子政府事業に支援することができる。

第 50 条（自治情報化組合の設立）①2 以上の地方自治体は、所管情報化事業を共同で推進するために地方自治法第 149 条の規定による地方自治体組合（以下"自治情報化組合"という。）を設立することができる。
②自治情報化組合は、当該組合の規約が定めるところにより構成員である地方自治体間に情報化事業の共同推進及び運営等の業務を遂行する。
③自治情報化組合は、規約が定めるところにより構成員である地方自治体から役務等の提供に対する代価又は分担金を徴収することができる。

第 7 章　補則

第 51 条（権限の委任・委託）①この法律による中央事務管掌機関の長の権限は、国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところによりその一部を所属機関の長又は特別市長・広域市長・道知事に委任し、又は他の行政機関の長に委託することができる。
②中央事務管掌機関の長は、この法律による業務の一部を国会規則・最高裁判所規則・憲法裁判所規則・中央選挙管理委員会規則及び大統領令が定めるところにより関係法人又は団体に委託することができる。

第 52 条（傘下機関等の情報化）行政機関の長は、その傘下機関及び団体の情報化に関して必要な施策を講じなければならない。

附則<第 6439 号、2001-03-28>この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。

別添２　スペインの電子政府法

（2009 年視察時に入手した文書を EABuS にて抄訳）

第１部　行政手続における電子的手段の利用に関する国民の権利

第６条 国民の権利

１．　国民は法律 1992 年 30 号第 35 条に規定する国民の権利を行使するために行政機関との関係において電子的手段を利用する権利を有する。

２．　さらに、行政活動における電子的手段に関して次の権利を有する。

a) 行政機関との通信のために利用可能な電子的手段を自由に選択すること。

b) 既に電子的手段によって行政機関に収集され、その管理の下にあるデータおよび文書は、関係法規で別の定めがある場合を除き、再提出しないこと。収集、管理されているデータが個人データの場合は法律 1999 年 15 号「個人データ保護」に規定される当事者の同意によって収集されていなければならない。この同意は電子的手段によることができる。

c) 行政サービスを受けるための電子的手段の平等

d) 関係法規で別の定めがある場合を除き、行政手続の個別事案の当事者が当該事案の処理状況を電子的手段で照会できること。

e) 行政手続の個別事案の当事者が当該事案に関わる電子的記録の複写を取得できること。

f) 省略

g) 国民識別カード(National Identity Card)の電子署名システムによって、全ての行政手続に必要な電子的個人識別が与えられること。

h) 国民識別カード以外の電子署名が全ての行政手続で受け入れられること。

i) 行政機関の情報システムの管理の下にあるデータの守秘と保全の保障されること。

j) 省略

k) 行政手続の手段として国際標準(オープン・スタンダード)あるいは事実上の標準となっているシステムおよびアプリケーションを自由に選択できること。

３．　行政活動の確立に関連して国民は次の情報を電子的手段で取得する権利を有する。

a) 行政サービスを利用するための手続に関する情報

b) 行政サービスの主管機関および関係する専門団体および組織に関する情報

c) 行政サービスの提供機関の管理するサービス活動に関する公式記録およびデータベースの閲覧方法と条件に関する情報。

第７条 国民の権利の保護（和訳省略）

第８条 電子的手段によるサービス提供と可用性の保証

１．　行政機関は行政サービスのために、全ての国民が平等に利用できる多様な電子的手段を用意しなければならない。

２．　以下和訳省略

第９条 行政手続におけるデータ転送

１．第６条２項ｂ）に定める国民の権利の行使のために、各行政機関は電子的に保存された個別事案に関するデータを全ての他行政機関が利用するための手段を講じなければならない。この利用手段の条件、規約、機能および技術的範疇は個人データ保護法（法律 1999 年 15 号）およびその施行規則に準拠して定めなければならない。

２．前項に定めるデータの利用は他行政機関が関係法規で定める行政事務を遂行するための手続処理に供するために国民が要請する範囲に限定される措置を講じなければならない。個人情報に関わるデータについては第６条２項ｂ)の定めを遵守しなければならない。

第２部　電子的手続きの枠組み

第１章　電子オフィス（和訳省略）

第２章　個人識別と認証

第１３条　個人識別と認証の様式

１．全ての行政機関は電子署名法(法律 2003 年 59 号)に定める電子署名を受入れ、電子的手段によって事案当事者を識別し、必要に応じて当該事案に関する電子文書を認証しなければならない。

２．国民は行政手続において、当該行政機関が決定した次の電子署名システムを利用することができる。

a)　国民識別カードが提供する電子署名システム（自然人について全ての事案で適用可能）

b)　当該行政機関が認定した高度電子署名システム

c)　従前の利用者登録による暗証番号方式等、その他の電子署名システム。

第１４条　国民識別カードの利用（和訳省略）

第１５条　高度電子署名システムの利用（和訳省略）

第１６条　その他の電子署名システムの利用（和訳省略）

第１７条　電子本部の識別（和訳省略）

第１８条　電子官職署名（和訳省略）

第１９条　公務員の電子署名（和訳省略）

第２０条　閉環境における電子的データ交換（和訳省略）

第２１条　電子証明による個人識別と認証の相互接続

１．行政機関は、電子証明事業者によって無償提供される電子的手段によって有効と判断できる場合、当該事業者による電子証明を認容しなければならない。

２．前項の規定により一行政機関が認容した電子証明は、相互信頼の原則により他行政機関も認容することができる。

３．国の行政機関は電子証明を検証できる少なくとも一の基盤を整備し、他行政機関、組

織の利用に無償で供さなければならない。
第２２～２３条　（和訳省略）

第３章　電子登録、連絡および通知
第２４条　電子登録
１．行政機関は登録、届出、申請を受付るための電子登録の手段を講じなければならない。
２．電子登録は次の手続きを受付けなければならない。
a) 行政手続やサービスに応じて関係法規で定められた電子的標準様式による登録申請。
b) その他の方法による申請および届出で当該行政機関の所管に属するもの。
３．各行政機関は少なくとも一の電子登録手段を持ち、全ての様式による申請、届出を受付けなければならない。さらに、行政機関相互の協力合意により他行政機関に関わる申請、届出を受付けることができなければならない。
４．国の行政事務において、行政手続法(法律 1992 年 38 号)に定める登録担当部門は全ての部門からの登録内容の照会に自動的に対応する手段を講じなければならない。
第２５～２８条（和訳省略）
第４章　電子文書およびファイル（和訳省略）

第３部　行政手続の電子的管理（和訳省略）

第４部　電子的手続きに関する行政機関の協力（和訳省略）

附則３－２
第６条に定める国民の権利、およびその権利の履行のための行政機関の義務は 2009 年 12 月 31 日から施行する。